

化学製品P L相談センター
平成26年度活動報告書

平成27年6月

化学製品PL相談センターのご案内

相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

相談対象製品

化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。）

- ・ 日常生活用品
洗剤・洗淨剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

相談費用

無料

受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など（インターネットでの相談は受付けていません。）

相談受付時間は午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線)3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線)A4出口、(JR京葉線)B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線)2番出口より徒歩約8分

電話：03-3297-2602 FAX：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティノート』(ホームページ)や年次報告書(冊子)等で公開させていただきます。

目 次

巻頭言「化学物質管理をめぐる最近の動向」 西出徹雄	1
1. 活動の概要	4
2. 平成 26 年度受付相談の特徴	
(1) 総受付件数	5
(2) 相談者別の比較	6
(3) 相談内容別の比較	8
(4) 事故内容別の比較	10
(5) 商品群別の比較	11
(6) 相談処理状況	12
(7) 平成 26 年度の相対交渉事例	13
(8) 活動の所感	13
3. 資料集	
3. 1 平成 26 年度の受付相談の具体的内容 (目次)	14
(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」	15
(2) 「一般相談等」	46
3. 2 相談受付件数の推移等	
(1) 相談者別受付件数の推移	77
(2) 相談内容別受付件数の推移	78
(3) 平成 26 年度 月別相談受付件数 (相談者別)	79
(4) 平成 26 年度 月別相談受付件数 (相談内容別)	79
3. 3 平成 26 年度の主な対外活動	80
3. 4 名簿	81
(1) 運営協議会	
(2) サポートイングスタッフ	
(3) PL ネットワーク	
(4) 事務局	

3. 5 「暮らしに役立つマークの話」	
・リサイクルマーク(1)	82
・リサイクルマーク(2)	84
・リサイクルマーク(3)	86
・リサイクルマーク(4)	88
・洗濯に関するマーク(1)	90
・洗濯に関するマーク(2)	92
・洗濯に関するマーク(3)	94
3. 6 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関	96

裏表紙「お知らせ」

- ・ インターネットホームページの紹介
- ・ 化学製品PL相談センターニュースメール

化学物質管理をめぐる最近の動向

一般社団法人 日本化学工業協会
専務理事 西出徹雄

1. はじめに

化学物質管理については国内、海外とも様々な動きが続いている。その元になっているのは、2002年のヨハネブルクサミットで決定された実施計画において「2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すこと」とされたいわゆる2020年目標で、2006年の国際化学物質管理会議（ICCM）において国際的な化学物質管理に関する具体的な行動計画が戦略的アプローチ（SAICM）として取りまとめられた。

日本を含め、各国で現在進められている化学物質管理に関する規制改革や産業界における自主的活動はこのSAICMに対応したものとなっている。国により技術基盤や、人材などには大きな差があり、進捗状況にも違いが見られる。大きくは有害性、危険性の表示の国際的な整合化を目指したGHS制度の導入と、化学物質の登録評価制度の導入が中心となっているが、アジア諸国ではようやく制度の制定、施行が始まったところで、地元企業の対応能力を高めるためには、先進企業による支援活動が不可欠となっている。

以下ではこうした最近の動向について、特徴的な点を概観してみることにしたい。

2. 各国規制の動向

化学品に関する規制は、海外でも大きな変化が続いている。先進国では欧州におけるREACH規制がその代表であるが、対象となる物質が計画どおり順次的に少ないものまで拡大しつつあり、加えて殺生物性製品規則が導入された。米国では有害物質規制法（TSCA）の改正がここ数年継続して議会で議論されてきたが成立に至っていない。しかし、今年も民主・共和両党の支持を得た改正法案が提案、検討中されており、近年で最も成立に近いと言われている。

アジア各国でも欧州のREACH規制をモデルとした化学物質規制の導入が進められており、中国、韓国、台湾では法律が制定、施行されている。それぞれの国毎の事情を反映した制度の違いはあるが、貿易障害とならないよう、問題点については制定、施行に先立って、WTO、APECの場や二国間の対話を通じて是正を求めることにしている。また、制度運用の細目についてはぎりぎりまで明らかにならない点もあり、協会としても最新情報の収集と提供に努めている。

アセアン諸国では、制度の導入、運用に関して、経験、人材などの不足が問題で、日本もメンバーとなっている国際化学工業協会協議会（ICCA）ではキャパシティ・ビルディングのセミナーを繰り返し開催し、自立化の支援を行っている。これらのアセアン諸国の中でも国により化学産業の発展段階に差が大きく、日化協では現地のニーズに合わせて、化学品管理だけにとどまらず、工場の保安事故防止、労働安全衛生、環境保全などを全てパッケージ化して支援する「サステナビリティ・パッケージのアジア展開」事業を推進している。

3. 規制協力（Regulatory Cooperation）

化学製品は国際的に大量に貿易されており、国や地域ごとに異なった規制が実施されると、貿易を阻害し、流通コストを引き上げるだけでなく、適切な消費者保護を行う上からもルールの共通化が望まれる。

先進国においては各国の規制がそれぞれ定着している実態があり、規制そのものを国際的に完全に統合することは現実的に難しいものの、規制対象の物質の選定、有害性の評価方法、有害性データ、表示方法などは、共通化による行政負担の軽減や製造メーカーの対応の容易さ、消費者保護などの面でのメリットが期待され、政府間での具体的な協議の進展が期待されている。

貿易障害の撤廃について、WTOによるドーハ・ラウンドの取りまとめが頓挫したあとは、二国間や地域内での自由貿易協定や経済連携協定など枠組作りの中で、こうした規制面での協力が検討されるようになってきている。化学品に関する規制については環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) において、規制協力として政府間での具体的な検討が進められている。TPP においては、まだそこまで踏み込んだ規制協力の具体的な提案はなされていないものの、TTIP で米国と欧州の間でデータベースや評価方法の共通化や新規規制の方向についての透明性を高めるような合意ができあがると、今後の国際的な標準的ルールとなる可能性が高く、その意味で注目する必要がある。同時にそうした国際的な共通ルールは、新興国等がそれぞれ自国に有利となるよう個別ルールを様々に作る動きを抑制することが期待でき、ICCA においても規制協力に対する基本的な考え方を取りまとめることにしている。

4. ハザードベース vs. リスクベース

化学物質管理の歴史の中では、レイチェル・カーソンが「沈黙の春」で問題提起した塩素系化学物質、中でも DDT が有名であるが、殺虫効果が高いものの難分解性で地球全体の汚染にもつながったことから、各国において生産、使用の全廃が 1960 年代後半から進められた。しかし、その結果として熱帯地方を中心にマラリアの蔓延を防止することが困難となり、年間百万人を超すマラリアによる死亡者を数えることとなった。このため WHO は 2007 年に環境汚染につながらないような限定的な使用方法を前提に DDT の使用を認めることとなった。この DDT の例は、ハザードの高い物質についてもしっかりした管理の下に使用することにより被害の発生を防ぎ、他の物質で代替できない有用性を活かす使い方があることを示す実例である。しかしながら、使い方、それによる暴露の程度の評価、さらに単に有毒性だけでなく、火災の危険性や温室効果ガスの排出による気候変動への悪影響などほかのリスクとのトレードオフを含めた総合評価は、一般消費者に理解しやすいものとはいえず、このため消費者に近い事業分野においては、白黒の判別がしやすいハザードベースの管理を重視する動きが起こっている。

ハザードだけに注目すれば使用を認めるか禁止するかの二者択一となるが、科学的に使用上の管理方法まで含めてリスクを評価するリスクベースでの管理こそ、今後の化学物質管理の在り方である。

5. 第4回国際化学物質管理会議(ICCM4)

国連環境計画(UNEP)は3年に1度、SAICMの2020年目標に向けた活動の進捗状況を確認するため、2006年から国際化学物質管理会議を開催してきている。今年は第4回会合が9月末から10月初めにかけてジュネーブで開催される予定となっている。これまで工業ナノ材料、製品中の化学物質や内分泌かく乱化学物質などが新規課題として取り上げられてきたが、以上に加えて環境残留性のある医薬汚染物質、ハザードの高い農薬などについても議論が進められようとしている。

化学業界ではSAICMの2020年目標達成に向け、レスポンシブル・ケア世界憲章とグローバル製品戦略(GPS)の実施をコミットし、その推進に努めている。今回の会合でも、そうした活動の進捗状況と化学産業の貢献をテーマに、世界の化学企業のCEOの参加によるパネル・ディスカッションを企画しており、国連環境計画(UNEP)、世界保健機関(WHO)のトップやNGOの方々をお招きして、今後の協力などを率直に話し合うことにしている。

6. おわりに

化学業界では化学物質についての安全情報を安全性要約書にまとめ、誰にでも見てもらえるような情報公開を進めている。ICCAのホームページのグローバル製品戦略(GPS)には既に4400を超す数の要約書が公開されている。一方、既に20年近く議論が続けられてきた内分泌かく乱化学物質の問題では、いまだに基礎的な研究のレベルで科学的な議論が続き、例えばビスフェノールAについてみると、主要国の規制当局からは通常の使用状況ですぐに問題になることはないとの判断は出されているが、どの程度のリスクが考えられるかについての結論は出していない。

こうした議論の継続している問題も含めて、化学物資に関する安全性の情報を正確に伝えようとする、余りに膨大の量となり、専門家以外にはかえって全体の理解が難しくなかねない。このため、業界の取り組みとしては、できるだけ科学的にハザードおよびリスクの情報を正確に消費者に対して伝えるとともに、求められる情報の程度に合わせて、消費者やサプライチェーンに関わる関係者が自ら情報を選択することのできるシステムを構築することが必要である。現在進めているGPSを始め、その支援システムであるBigDrなども、こうした方向で更に充実を図っていくことにしている。

◇ 活動の概要

◇ 化学製品PL相談センター

平成6年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにともなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成7年6月に(社)日本化学工業協会(平成23年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

◇ 相談対応

平成26年度に当センターが受け付けた相談の総件数は181件で、25年度より約18%減少しました。全体の約9割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP.13からの資料集をご参照ください。)

◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティーノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティーノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成26年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。

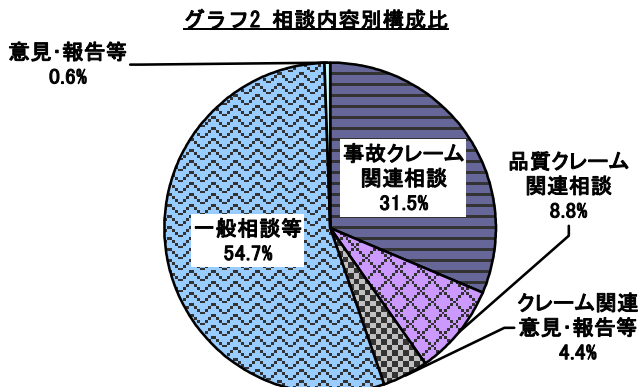
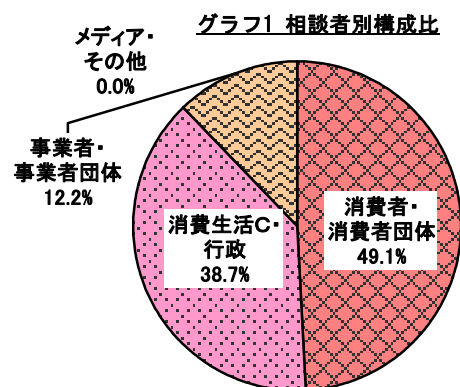
◇ 平成26年度受付相談の特徴

(1) 総受付件数:前年度より約18%減少。

平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は181件(月平均15.1件)で、25年度(221件)よりも約18%減少しました。当センター設立後しばらくは「事業者・事業者団体」からPL法の解釈・PL対応などに関する相談も多く寄せられ、年間の総受付件数が1,000件を超えた年もありましたが、その後は年々減少傾向にあります。各企業においてPL対応・消費者対応の体制が整備・充実されたことや、インターネットを利用した情報提供・情報収集が進展したことなどによって、当センターへの相談件数が減少してきたものと推察されます。

表1 平成26年度 相談受付状況 (総実働日数 244日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	29	2	6	51	1	89	49.1%
消費生活C・ 行政	27	12	2	29	0	70	38.7%
事業者・ 事業者団体	1	2	0	19	0	22	12.2%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	57	16	8	99	1	181	
構成比	31.5%	8.8%	4.4%	54.7%	0.6%		100%



相談者区分

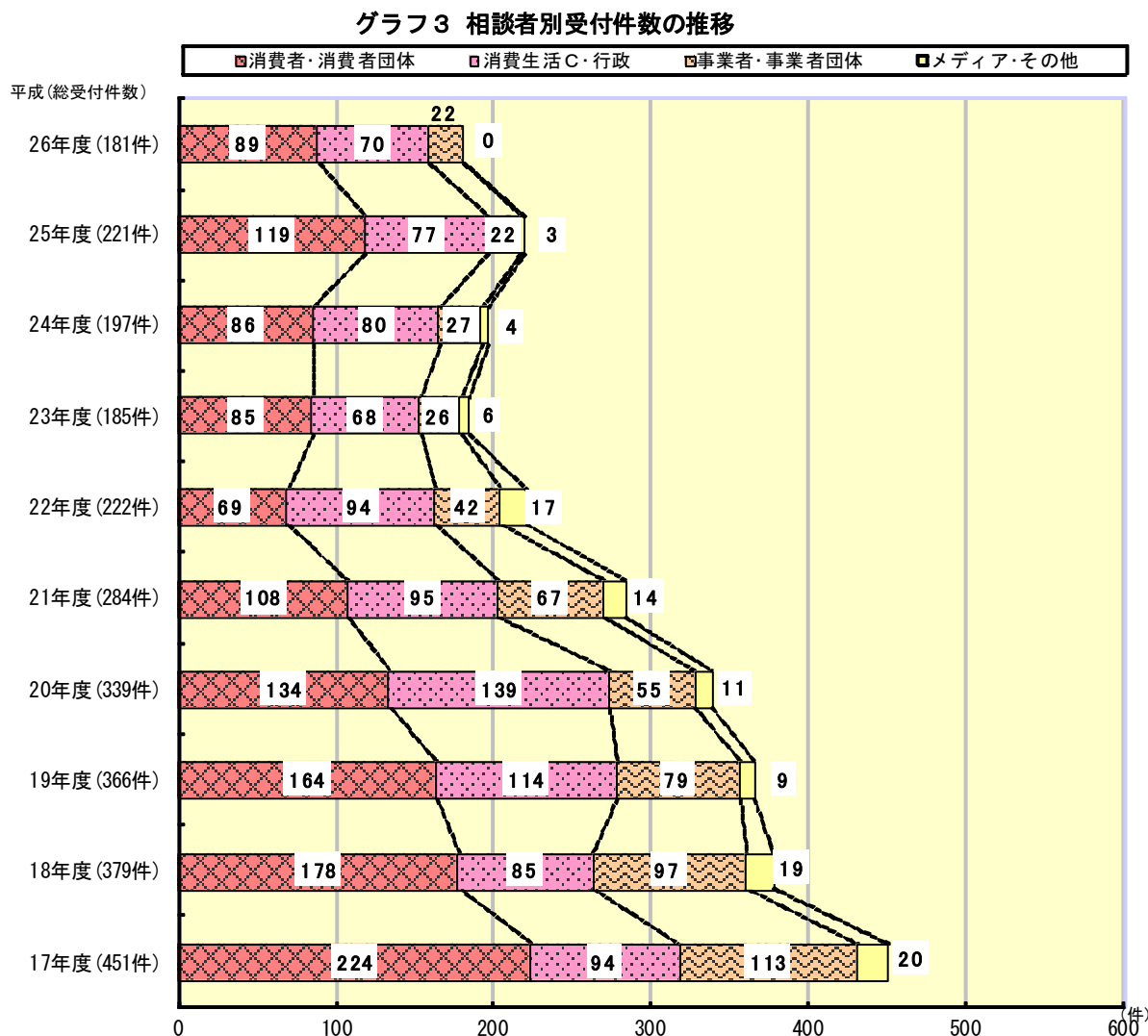
消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

相談内容区分 (改訂 平成15年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

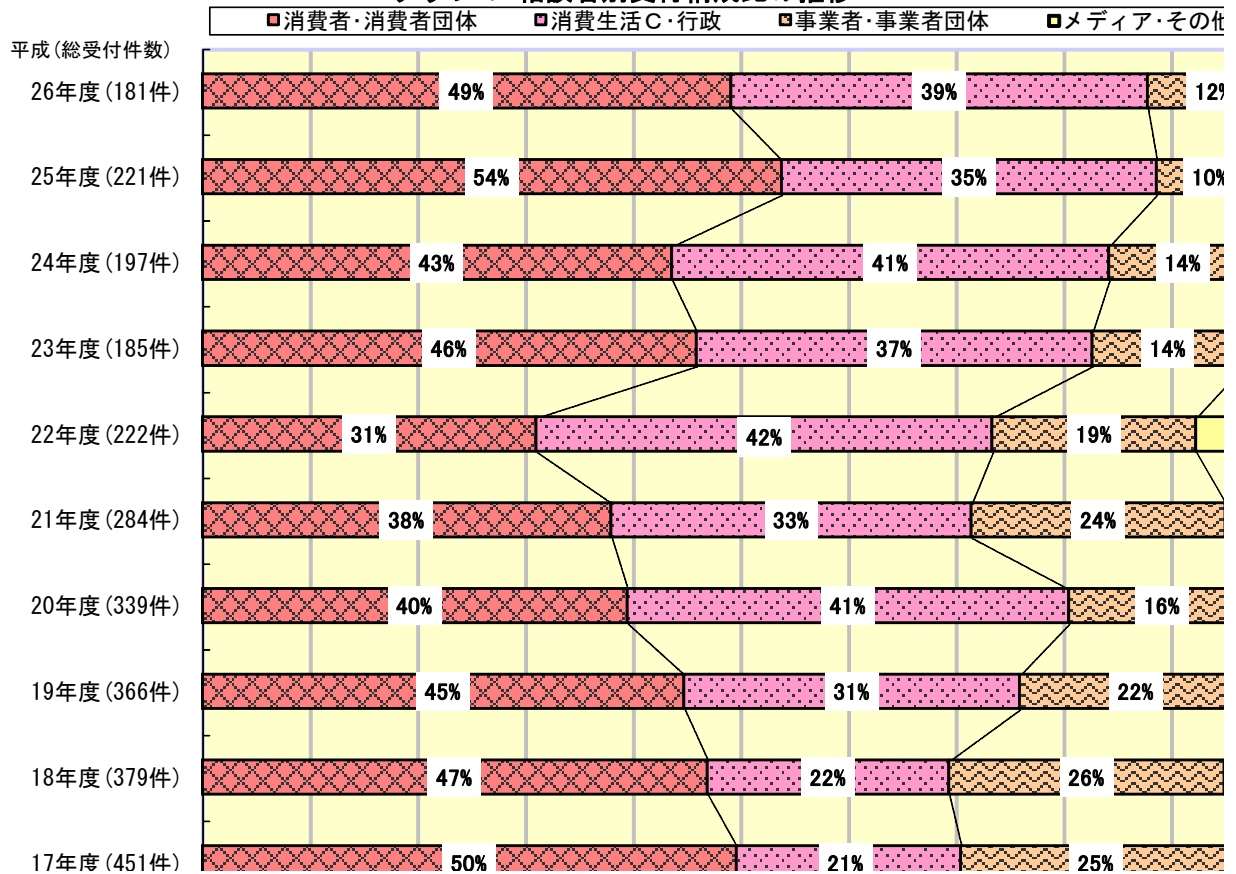
(2) 相談者別の比較: 消費者側からの相談が全体の約9割。

相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が89件で、その中には消費生活センターや行政機関から紹介されたという人も少なからず含まれています。また、「消費生活C・行政」からの相談は70件で、これらを合わせると、主に消費者側からの相談が全体の約9割を占めています。受付件数は23年を底に少しずつ増加傾向にありましたが、26年度は再度200件を割り込みました。「消費者・消費者団体」からの相談が、25年度の119件から30件減少したことが主な減少要因となっています。



※ 平成16年度以前の受付件数についてはP.95の表をご参照ください。

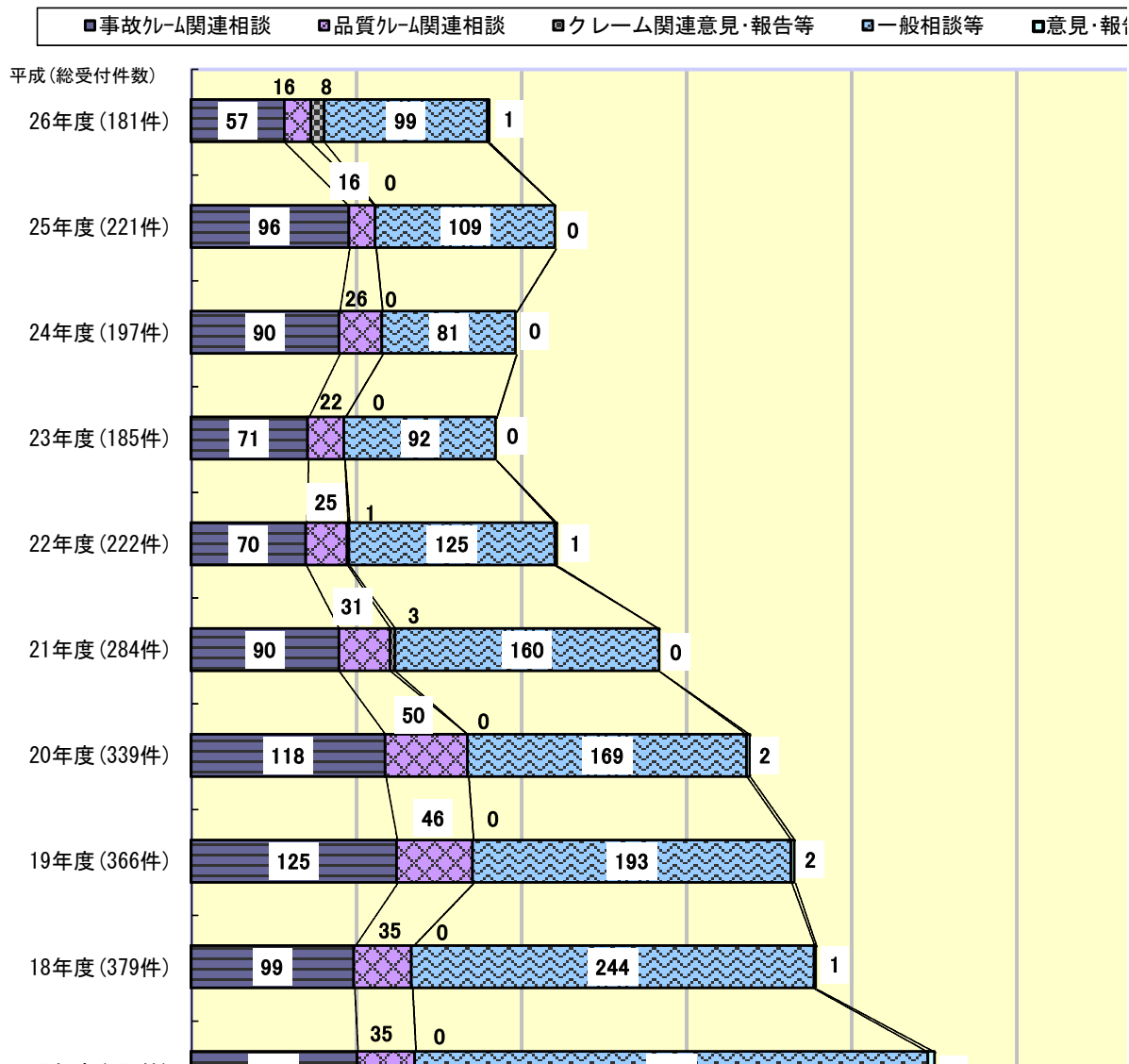
グラフ4 相談者別受付構成比の推移



(3) 相談内容別の比較: 全体的な相談件数減少傾向の要因は一般相談等の減少。

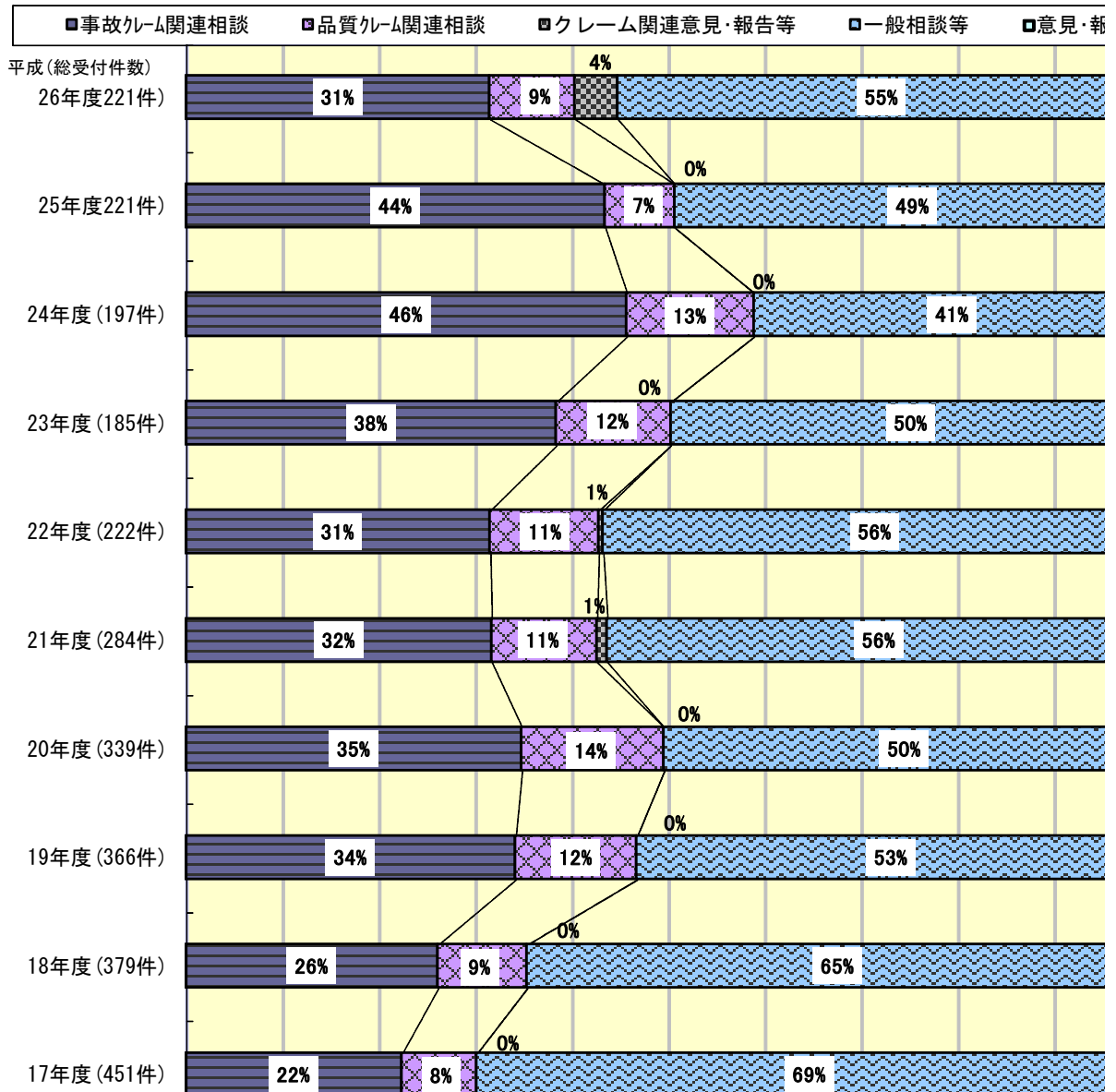
相談内容別では、「事故クレーム関連相談」が57件、「品質クレーム関連相談」が16件、クレーム関連意見・報告等が8件、クレーム関連の相談は合計81件で、「一般相談等」の99件を大きく下回りました。総件数に占める割合は「事故クレーム関連相談」が減少しました。

グラフ5 相談内容別受付件数の推移



※ 平成16年度以前の受付件数についてはP.96の表をご参照ください。

グラフ6 相談内容別受付構成比の推移



(4) 事故内容別の比較:相変わらず体調不良が最も多い。

事故内容別では、例年同様に体調不良を訴えるクレームが最も多い件数でしたが、昨年と比較すると18件の減少でした。要因は、ニオイによる体調不良の訴えが減少しており、ニオイに対する「慣れ」が出てきたものとの可能性も考えられますが、今後の状況確認が必要かと思われます。

表2 事故内容別クレーム件数

		平成24年度		平成25年度		平成26年度 ()内は前年との差	
身体被害	死亡	0		0		0 (±0)	
	体調不良	46		46		28 (-18)	
	皮膚障害	12		18		19 (+1)	
	眼	5		2		2 (±0)	
	頭髮	0		1		0 (-1)	
	火傷	1		0		0 (±0)	
	腹痛	0		0		0 (±0)	
	開放創	0	64	0	67	0 (±0)	49 (-18)
財産被害	家財	11		18		13 (-5)	
	衣類	4		2		1 (-1)	
	身の回り品	3		5		0 (-5)	
	自動車	3		4		0 (-4)	
	動植物	4		0		0 (±0)	
	会社財産	1	26	0	29	0 (±0)	14 (-15)
拡大被害なし (品質・性能)		26		16		18 (+2)	
合 計		116		112		81 (-31)	

(5) 商品群別の比較：多種多様な製品について相談が寄せられている。

すべての製品分野に「PLセンター」が設けられてはいないため、当センターには、生活用品をはじめ、繊維製品、住宅設備、塗料、家具・・・等々、極めて広範にわたる製品について、原材料として化学製品・化学物質が使用されているという理由で、消費者や消費生活センター等から寄せられます。

当センターでは可能な範囲で、一般的な製造物責任等の考え方にに基づき、問題点を整理し、交渉にあたってのポイント等を相談者に助言していますが、化学業界としての知見だけではカバーできない案件もあります。「PLセンター」が設けられていない分野を含めた横断的な相談対応、紛争解決については、今後の消費者行政に大いに期待するものであります。

表 3 商品群別クレーム件数

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 ()内は前年との差	順位
洗剤・洗浄剤 12	洗剤・洗浄剤 11	洗剤・洗浄剤 11	家具 7 (±0)	1
化粧品 7	家具 9	芳香剤・消臭剤 8	洗剤・洗浄剤 6 (-5)	2
繊維製品 6	殺虫剤 7	家具 7	殺虫剤 6 (+2)	
その他生活用品 6	その他生活用品 7	その他生活用品 7	その他生活用品 6 (-1)	
オートケミカル 5	その他 7	柔軟剤 6	化粧品 5 (+2)	5
建材 4	オートケミカル 5	防虫剤 6	住宅設備 5 (+2)	
染毛剤 4	ヘアケア品 5	その他 5	柔軟剤 5 (-1)	
塗料 4	抗菌剤 5	オートケミカル 4	その他 5 (±0)	
家具 3	住宅設備 5	ヘアケア品 4	ゴム製品 3 (+2)	9
住宅設備 3	柔軟剤 5	ヘルスケア品 4	プラスチック製品 3 (+2)	
柔軟剤 3	防蟻剤 5	家電製品 4	ヘアケア品 3 (-1)	
除湿剤 3	プラスチック製品 4	建材 4	芳香剤・消臭剤 3 (-5)	
防虫剤 3	建材 4	殺虫剤 4	家電製品 3 (-1)	
食品・飲料 3	繊維製品 4	カビ取り剤 3	繊維製品 3 (±0)	
プラスチック製品 3	芳香剤・消臭剤 4	化粧品 3	ヘルスケア品 2 (-2)	15
その他 3	化粧品 3	抗菌剤 3	除湿剤 2 (+2)	
パーマ液 2	家電製品 3	住宅設備 3	塗料 2 (-1)	
防蟻剤 2	除湿剤 3	接着剤・粘着剤 3	防蟻剤 2 (+2)	
入浴剤 2	自動車 2	繊維製品 3	オートケミカル 各 1 (-3)	19
不明 2	染毛剤 2	塗料 3	おもちゃ (±0)	
イソクワンピス等 各 1	塗料 2	乾燥剤 2	カビ取り剤 (-2)	
カビ取り剤	不明 2	農薬 2	抗菌剤 (-2)	
ゴム製品	ゴム製品 各 1	漂白剤 2	清浄剤 (±0)	
ドライクリーニング	ドライクリーニング	防水剤・はっ水剤 2	染毛剤 (+1)	
ヘアケア品	パーマ液	おもちゃ 各 1	漂白剤 (-1)	
ワックス	ワックス	ゴム製品	防水剤・はっ水剤 (-1)	
医薬品	医薬品	シーリング材	防虫剤 (-5)	
家電製品	乾燥剤	プラスチック製品	不明 (±0)	
抗菌剤	石油・灯油	ワックス		
接着剤・粘着剤	接着剤・粘着剤	医薬品		
動物用薬剤	漂白剤	紙製品		
肥料	保冷剤	清浄剤		
漂白剤	防水剤・はっ水剤	不明		
	防虫剤			
93 件	116 件	112 件	81 件	

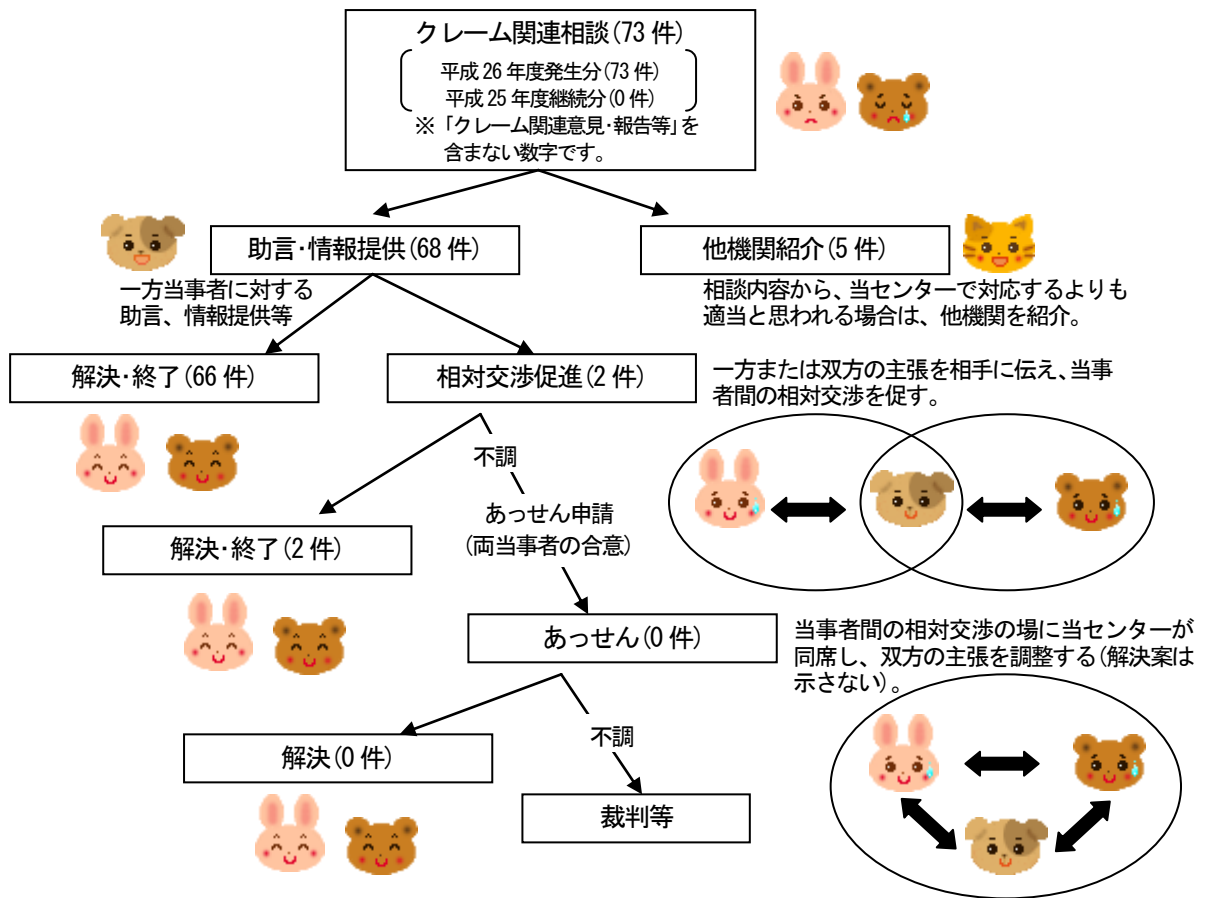
※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」を合わせた数字です。
※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

(6) 相談処理状況:多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」57件、「品質クレーム関連相談」16件の合計73件が、平成26年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。相対交渉促進1件は、解決・終了しています。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成26年度クレーム関連相談の処理状況



(7) 平成26年度の相対交渉事例

相対交渉とは、前頁の「クレーム関連相談の処理状況」にも記載しておりますが、“一方又は双方の主張を相手に伝え、当事者間の相対交渉を促すこと”と、ここでは定義しています。

相対交渉の内容は、交渉内容に深く踏み込んで話し合う場合や、お互いの意見整理をするだけで交渉促進に繋げる場合など、さまざまな形があります。ここでは、上記定義にあてはまる、今年度当センターで関与した事例を紹介します。

- 洗浄剤によりアルミの玄関枠が腐食したと思いついでいる方とメーカーとの相対交渉
 - ・ 製品分類 = 洗剤・洗浄剤 <植物性洗浄剤によると思われる玄関枠の腐食>資料集1 P.17
「5年前に自宅を新築した。1年半後、玄関周りをエクステリア用の植物性洗浄剤〇〇で洗浄したところ、その2年後に玄関のアルミ製外枠下部が腐食していることに気付いた。施工業者に依頼して腐食箇所を補修し、その後再び〇〇で玄関周りを洗浄したところ、数ヵ月後には同様箇所が腐食した。〇〇には『アルミ部分の洗浄』にも適すると記載されているにもかかわらず、腐食が起きたため、〇〇のメーカー△△社に、損害賠償を請求したいが、どうか」との相談を受け、相談者の了解を得て玄関枠メーカーに問い合わせ、“食器用中性洗剤以外の使用による不具合は有償修理”と明記されていることを確認し、△△社に〇〇の成分を確認する。〇〇の成分は、アルミに対する腐食性は低く、玄関枠の腐食が〇〇によるものとは考えにくく、△△社への損害賠償請求をするには、〇〇の欠陥によることを被害者が立証する必要があることを相談者に説明し、相談者は納得して終了。
- 衛生マスクの異臭による相対交渉
 - ・ 製品分類 = ヘルスクエア品 <衛生マスクで異臭>資料集1 P.38
「△△社製のマスクを先日開封して着用したところ、薬品のような異臭を感じたので直ちに使用を取りやめた。これまで数種類のマスクを使用してきたが、このような異臭を感じた事はない。この異臭は人体に無害とは思えないので、製品の出荷を止めるよう指導してほしい。」との相談を受け、当センターはメーカーを指導する立場にないことを説明し、メーカーに異臭の原因究明を依頼するよう勧めたが、メーカーとは直接交渉したくないとの要望で、相談者とメーカーの了解の下、現品の検査依頼を、当センターを通じて行うこととなる。メーカーからは、“第三者機関の分析センターに検査を依頼し、健康に影響のあると思われる成分は検出されなかった”との検査結果が、当センターに書面にて報告あり。当センターから相談者に検査結果を説明し、相談者が納得して終了。

(8) 活動の所感

平成26年度は相談件数が181件と東日本大震災直後の平成23年度年よりも4件少なく、最も少ない年となりました。要因は、クレーム関連相談が対前年31件減少と大幅に減少したことで、これは、企業の対応が消費者にとって分かり易い対応になっている等、色々と考えられます。しかし、少なくなったとはいえ、相変わらずニオイに対するクレーム関連相談の割合が多いのが現状です。最近では、「このようにニオイにより体調を崩している人がいることを世間に知って欲しい」や「ニオイは周りに漂うものだから、ニオイに敏感な人を対象にした商品設計をして欲しい」等の意見や報告が増えています。

ニオイについては、数年にわたり問題となっておりますが、好みや体質によることも多く、根本的な解決策がたてられないのが現状です。国民生活センターからニオイに関する相談報告が発表され、洗剤業界は、洗剤や柔軟剤の使い過ぎに注意を促したり、周りの人への配慮を呼びかけたりと、対策を行っていますが、なかなか浸透していないようです。

ニオイと人間の身体や精神との関係は、まだまだ解明されていないことが多いのが現状です。そのことがニオイについての問題を、微妙で難しい問題にしています。

しかし、この問題をこのままにしておくわけにはいきません。やはり一人一人が“ニオイに敏感な人がいる”ということ認識し、周りの人に配慮した生活をするところこそ、今、私たちにできる、この問題への一番の対策だと思います。

◇ 資料集

3. 1 平成26年度の受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) 家具	15	15) ヘルスケア品	38
2) 洗剤・洗浄剤	17	16) 除湿剤	39
3) 殺虫剤	20	17) 塗料	40
4) その他生活用品	22	18) 防蟻剤	40
5) 化粧品	24	19) オートケミカル	41
6) 住宅設備	26	20) おもちゃ	41
7) 柔軟剤	28	21) カビ取り剤	42
8) その他	29	22) 抗菌剤	42
9) ゴム製品	31	23) 清浄剤	43
10) プラスチック製品	32	24) 染毛剤	43
11) ヘアケア品	33	25) 漂白剤	44
12) 芳香剤・消臭剤	34	26) 防水剤・はっ水剤	44
13) 家電製品	36	27) 防虫剤	44
14) 繊維製品	37	28) 不明	45

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般	46	6) 化学製品等の表示	70
2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等	48	7) 製造物責任(PL)法等	71
3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等	51	8) 照会	73
4) プラスチック製食品用器具・容器包装	56	9) その他	75
5) その他の化学製品、化学物質等	60		

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」—81件—

1) 家具—7件

1. <ベッドの異臭で頭痛> 家具店で注文したベッドが昨日届き、早速使用した。しかし、ベッドの異臭がひどく、寝ていると頭痛がして喉が痛く感じた。家具店に申し出たところ、「ウレタン製のマットレスが臭うのだろう。店で一旦引き取って、異臭がしなくなるまで預かってよい」と言われた。この異臭は、人体に有害だろうか。また、しばらく預けておけば、異臭はしなくなるものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)
<消費者>

⇒お話からだけでは、異臭の原因はわかりかねます。メーカーでマットレスやベッド本体等を生産した後、臭い成分の低減・除去が不十分であった可能性も否定できません。メーカーと販売店に、異臭の原因成分の種類や安全性も含め、ご相談されることをお勧めします。

2. <組立式ベッドによると思われる体調不良> 「先日、通信販売で△△社の組立式ベッドを購入した。現品が搬入され、開梱したところ鼻をつく異臭がした。翌日になって喉の痛みを覚え、ハナミズやくしゃみが止まらないので、耳鼻科を受診したところ、「アレルギー症状を起こしている。ベッドが原因かどうかわからない」と言われた。△△社に連絡したところ、現品の返品に応じ代金は返金されたものの、通院・休業補償には応じようとせず、納得がいかない」との相談を、若い女性から受けている。化学製品PL相談センターには△△社の製品に関する相談はあるか。また、本件は損害賠償請求が可能だろうか。<消費生活C>

⇒当センターの2001年度以降のデータベースを検索しましたが、△△社の製品に関する相談事例は見当たりません。損害賠償を請求する場合、一般的には当該製品と体調不良の因果関係について、医師の診断書等の客観的な証明が必要となります。具体的には、弁護士等法律の専門家に相談ください。

3. <カラーボックスを組み立てていて体調不良> 「1年半前に購入して開封せずにいたカラーボックスを、1ヵ月前に組み立てた。その際目がチカチカし、息苦しく吐き気も覚え、また作業した掌が赤く腫れた。販売店に申し出たところ、販売店は現品を持ち帰って検査し、「ホルムアルデヒドが153 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 検出された。この値は基準値を超えているので、返品を受け付ける」との事であった。基準値を超える製品を販売して、法的に問題はないのか」との相談を、40歳代の女性から受けているが、どうか。<消費生活C>

⇒お話しの「基準値」とは、厚生労働省が“シックハウス問題に関する検討会”の報告に基づき策定した『室内濃度指針値』と思われます。ホルムアルデヒドは100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が室内濃度指針値

とされています。この指針を基に、住宅建材についてはホルムアルデヒドの発散の低い材料を使うことが、建築基準法で義務付けられています。しかし、家具については法的な規制はありません。なお、『室内濃度指針値』は、厚生労働省のQ&A (<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/shisinga.pdf>)によれば、『その時点での科学的な知見に基づき「生涯その化学物質について指針値以下の濃度の暴露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、室内濃度指針値を一時的かつわずかに超えたとしても直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではありません。』と説明されています。

4. <子ども用ベッドの異臭でアレルギー> 「1ヵ月程前に△△でベッドを購入し、子ども部屋に置いたところ、ベッドの木枠から異臭がして、自分はアレルギー症状が出た。皮膚科を受診し、血液検査しているが、検査結果はまだ出ていない。また、子どもや家内は、特に症状は出ていない。これから△△の相談窓口連絡を取るに当たり、どのように話せばいいだろうか」との相談を、中高年の男性から受けている。どのように対応するべきか。〈消費生活C〉
- ⇒△△の相談窓口にお話しされるに当たっては、相談者が何を要求したいのかを、まず整理しておく必要があります。臭いを除去したいのか、返品したいのか、或いは治療費などの損害賠償を要求するのか等を、明確にすることが大切です。また、特に通院補償等の損害賠償を要求する場合には、アレルギー症状とベッドの因果関係を証明する医師の診断書が必要となります。また、ベッドを置いた部屋の環境については、シックハウス対象成分のうち、いくつかは、保健所で測定できる場合がありますので、相談されるのもよいでしょう。
5. <カラーボックスの異臭> 昨日量販店△△でカラーボックスを購入し、自宅に持ち帰って開封したところ、溶剤のような強い異臭がした。この臭いは今日になっても軽減しない。△△に問合せるに先立ち、△△が販売する家具でこのような事例があるか、また異臭の原因は何か、教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉
- ⇒当センターの相談事例を検索したところ、2007年度以降△△のベッドやソファ等に関して、年に1~2件の相談が寄せられています。しかし、いずれの案件も異臭の原因を特定するには至っておらず、本件にあっても異臭の原因はわかりかねます。なお、一般的に家具の異臭は、風通しの良い場所にしばらく放置することで軽減されると、いわれています。
6. <購入した家具の臭いがきつい> 「数日前に娘が子供用にタンスを購入してきたが、部屋に置いたら揮発成分系の臭いがきつく、換気して2~3日したら臭いが取れると思ったが、3日しても取れない。この臭いは孫の体に良くないのではないかと心配だ」との相談が中高年の男性から入

ったが、どうか。〈消費生活C〉

⇒お話からだけでは、家具のニオイについては分かりかねますが、一般的に納品された時に臭う家具のニオイは風通しを良くしておけば3日～1週間位で飛んでしまうと言われております。しかし、ご心配であれば、ご購入の家具屋に連絡をし、ご相談されるようお話されてはいかがでしょうか。

7. <クッションフロアに色移りした色の落とし方> 「2ヵ月程前に通販で低反発マットレスを購入し、クッションフロアの上に敷いていたら、クッションフロアに黒っぽく色移りしていた。賃貸住宅なので、このままだとで退去するときに弁償しなければならなくなる。何とか落とす方法は無いか」との相談を40歳代の男性から受けているが、どうか。クッションフロアは塩ビ製、低反発マットは底面がノンスリップ加工され、材質表示はPVC(ポリ塩化ビニル)となっていた。色移りの注意書きはされている。〈消費生活C〉

⇒お話からだけでは色移りの詳細状況が分からないので、はっきりしたことは言えませんが、インテリアフロア工業会のウェブサイト「汚染事例と対策」(<http://www.ifa-yukazai.com/attention/vinyl.html>)によると、お話の場合は色移りしたものを落とす方法は無いものと思われます。また、お話の中の「PVC(ポリ塩化ビニル)」は、省略名称が「塩ビ」ですので、クッションフロアと低反発マットの底面は同じ材質のものということになります。

2) 洗剤・洗剤剤-6件

家庭用の合成洗剤(研磨材を含むものおよび化粧品は除く)、洗濯用または台所用の石けん、住宅用または家具用の洗剤(研磨材を含むものは除く)については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられていますので、使用する前に製品表示を確認しましょう。

1. <植物性洗剤によると思われる玄関枠の腐食> 5年前に自宅を新築した。1年半後、玄関周りをエクステリア用の植物性洗剤〇〇で洗ったところ、その2年後に玄関のアルミ製外枠下部が腐食していることに気付いた。施工業者に依頼して腐食箇所を補修し、その後再び〇〇で玄関周りを洗ったところ、数ヵ月後には同じ箇所が腐食した。〇〇には『アルミ部分の洗浄』にも適すると記載されているにもかかわらず、腐食が起きたため、〇〇のメーカー△△社に、損害賠償を請求したいが、どうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高

年齢の男性)〈消費者〉

⇒相談者に了解頂いて△△社に問合せしたところ、「〇〇は植物性の抽出油を主成分とし、浸透補助剤等として界面活性剤を添加している」とのことです。これらの成分はアルミに対する腐食性は低く、玄関外枠の腐食が〇〇によるものとは考えにくいと思われます。損害賠償を求めするためには、製品の欠陥を被害者が立証する必要があります。金属腐食の専門機関に、〇〇の腐食性について検査を依頼することは可能でしょうが、検査費用は依頼者の自己負担となります。

2. <洗濯時に添加する芳香剤によると思われる皮膚障害> 2ヵ月ほど前から、主人の体中に水ぶくれができ、破れて酷い瘡となり始めた。数か所の皮膚科に通っても原因がわからず、更に総合病院で内科の診断を受けても、皮膚障害の原因は分からなかった。最近になって、発病した頃から、洗濯時に△△社の芳香剤〇〇を添加し始めたことに思い当たり、これが皮膚障害の原因ではないかと疑っている。△△社は、「そのような事例はない」と言っているが、信用できない。過去にこのような事例はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターへ相談された事例のデータベースを検索しましたところ、「〇〇でかゆみが出た」とのご相談は1件ありました。しかし、お申し出のような皮膚障害は記録されておりません。発症の原因を〇〇に特定せずに、担当の医師とご相談ください。

3. <住宅用洗剤で革製シートを拭いたら色落ちした> ホームセンターで△△社の住宅用洗剤〇〇を購入し、車の革製シートを拭いたら色落ちしてしまった。製品には皮には使用できないとは書かれていなかったため、△△社に連絡して状況を説明したところ、「皮には皮専用のクリーナーを使うのが常識なので書いていない、それは使用者の問題だ。ただし、そのように間違っただけの使い方であれば、表示については検討させてもらう」と言われただけで、補償はしてもらえず、納得がいかない。補償してもらいたいが、これからどのようにすればよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒製造物責任(PL)法では、被害者が、製造物の欠陥により被害を受けたことを証明しなければなりません。お話からすると、本件の場合、表示の欠陥であるか誤使用であるかは、法の判断に委ねられると思われます。まずは、行政の行っている無料の法律相談等で法律の専門家に相談され、その結果により、再度△△社と交渉されてはいかがでしょうか。

4. <エアコン洗浄剤によると思われる体調不良> 自分は過去に化学物質過敏症と診断されている。5年程前にスプレータイプ家庭用エアコンクリーナー(製品名不明)を使用してエアコンのクリーニングをした時に体調を崩し、それからはエアコンをなるべく使用しないようにしていた。

昨年そのエアコン修理を依頼し、その時にエアコンを掃除する際に水を霧吹きでかけ、動かした際に、再び体調が悪くなった。自分は以前のクリーニング剤の成分が水をかけたことで再び浮き出し、エアコンを動かしたことで部屋に広がったのだと思う。それ以降、エアコンは処分し、その部屋はなるべく使用しないようにしているが、用事でその部屋に出入りする度に足の裏にその成分が付いて、他の部屋にも広がったらしく、畳に直に横になると背中が熱くなりヒリヒリしてくるようになった。濡れた雑巾で拭くともっと広がるような気がするので、怖くてできない。この物質を除去するにはどのようにしたら良いか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは、原因物質が定かではないので、適切な除去方法をアドバイスすることはできません。一度、ハウスクリーニング業者と除去方法をご相談されてはいかがでしょうか。

5. <衣料用洗剤で体調不良> 自分は色々なものにアレルギーがあり、使用するものを制限している。洗濯にも石鹼を使用していた。2ヵ月ほど前に主人が衣料用洗剤〇〇を購入してきて、風呂場で作業着を洗った。すると、その後から風呂場に入ると、ニオイを強く感じ、のどの痛みや吐き気をもよおし、風呂場とその隣の洗面所にも入れなくなった。風呂場は、主人にお湯で2回、湯船から壁や天井まで洗い流してもらい、洗面所は息子に壁と床を拭いてもらった。今は、ニオイは無くなったが、入ると口の周りが痛くなり、体が熱くなるので、風呂場も洗面所も使うことができない。メーカーに連絡し、〇〇の成分を除去する方法を聞いたが、がちが明かない。この洗剤の成分を除去する、何か良い方法が無いか。化学製品PL相談センターは消費者110番で紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは原因物質が特定できませんので、原因物質を除去する方法についても特定できません。一般的には、洗剤の主成分である界面活性剤は、水で洗い流せるものですので、2ヵ月もの間成分が残っていることは考えにくいと思われます。原因物質を〇〇の成分だけに特定せず、考えてみる必要があるかもしれません。医師にご相談されては如何でしょうか。

6. <無機系洗浄剤で手荒れ> 「テレビの宣伝を見て、無機系の洗浄剤〇〇を通信販売で△△社から購入し、2度使用した。しかし、使用後に手がふやけたような感じになり、肌荒れした。このようなことがあるのだろうか。製品の注意書き等は気付かなかった」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒〇〇は、炭酸ナトリウムと炭酸水素ナトリウム(重曹)を3対2に混合し、電解水に溶かしたものです。液性はアルカリ性で、油成分に対する高い洗浄能力を謳っています。手に付着したままにしておくと、手の脂分が奪われて、肌荒れを起こす可能性はあり得ます。本製品には「皮膚の弱い方は手荒れに注意してください」、「敏感肌や長時間使用する際は炊事用手袋をご使用ください」等の注意書きが明記されています。注意書きをよく読んで、正しくご使用いただくようお話しください。また、皮膚の肌荒れがひどいようでしたら、皮膚科の受診をお勧めくだ

さい。

3) 殺虫剤-6件

1. <スプレー式製品の爆発危険性> 世の中には、殺虫剤をはじめとしてスプレー式の製品が多数出回っている。これらは噴霧力を得るために、大半が可燃性ガスを封入しており、着火源があれば火災・爆発の危険性がある。こういった危険な構造を、なぜ禁止しないのか。消防署や保健所等に申し立てたが埒があかず、化学製品PL相談センターを紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉
⇒当センターは、メーカーを指導する、或いは製造を禁止するといった立場にはございません。お問合せの件は、しかるべき行政機関にお申し出ください。
2. <古くなった殺虫剤のスプレー缶の洩れ> 「数日前の夜に、殺虫剤のスプレー缶から急にシューと音がし出した。洩れていると思い屋外に出しておいたら、翌朝には中身が殆ど無くなっていました。外観は錆など無く、1週間ほど前までは使用していた。かなり古いものと思い調べたところ、10年以上前に購入履歴があったものようだった。殺虫剤の注意表示等には、古くなるまで使用しないように等とは記載していない。10年以上置いてあるスプレー缶は他の家にもあると思い、古くなるとこのようなことが起こるということを公表しておきたいと思った。メーカーに連絡したが、情報は公になりそうにないので他に公表してくれるところは無いか」との相談を中年の男性から受けたが、そちらでは原因検査をして公表することは可能か。〈消費生活C〉
⇒当センターでは、検査・分析は行っておりません。検査については、メーカーに申し出て原因調査を行ってもらるか、メーカーで行ってもらえない場合は相談者が調査機関に自費で検査依頼をすることになります。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図っています。
3. <燻煙型殺虫剤を使用し体調不良> 1Kのマンションに居住。10日程前に△△社の殺虫剤〇〇を2個購入し、部屋とキッチンに使用し出かけたが、1~2時間して帰宅したところ、急に首が腫れ、呼吸ができなくなったので窓を全面開放し表に出たが、しびれの症状も出た。部屋に入るとまた症状がぶり返すのでホテル住まいをせざるを得ない。「この成分を中和する方法が無いか」と消費生活センターに問合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒当センターでは、殺虫剤を中和する方法についての知見はありません。製品の安全性は、メーカーが責任を持ってお答えしますので、メーカーにお尋ね下さい。また、体調が悪いのであれば、先ずはお近くの病院へ行き、ご相談されることをお勧めします。

4. <殺虫剤成分の中和方法> 3ヵ月ほど前にダニを殺虫するために、燻煙型ダニ用殺虫剤××を家の中全部に使用した。すると、体中に湿疹が出て、咳込むようになった。メーカーに相談すると、「換気と拭き掃除をすれば、人間の身体には影響の少ないピレスロイド系の成分なので、大丈夫です。成分が残っていても3週間位で効果は無くなります」と言われた。換気と拭き掃除をしたが、3ヵ月しても着るものに殺虫成分が付着しているのか、着るときにピリピリ感があり、首や背中に湿疹が出、突然咳き込むことがある。下着を新品のものに変えても、最初は良いが洗濯すると次から同様の症状が出、医師に相談するも、「気の病」と相手にしてもらえない。この殺虫成分を中和する方法は無いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
- ⇒当センターでは殺虫成分を中和する方法についての知見はありません。一般的には、ご指摘の殺虫成分は、メーカーが言うように、人体への影響は少なく、拭き掃除をすれば取れてしまいます。仮に残っていても、1ヵ月もすれば効果は薄れてしまうと言われていいますので、3ヵ月経っても洗濯物に影響するとは考え難いと思われます。
5. <スプレー式殺虫剤を使用して喉に刺激> 「先日、窓の網戸に向けて、△△社のエアゾール型殺虫剤〇〇を噴霧した。その後、喉の痛みを覚えしばらくの間咳が止まらず、また目に刺激を覚えた。殺虫剤の人体に対する安全性に関する規制はあるか。また、この製品には含有成分として、『d-T80フタルスリン、d-T80レスメトリン、灯油、LPG』と記載されているが、それ以外の成分の有無を調べることはできるか。」との相談を、中高年の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉
- ⇒衛生害虫（ハエ、蚊、ゴキブリ、蚤、トコジラミ、ダニ等）を対象とした殺虫剤は、法律上は薬事法の医薬品、あるいは医薬部外品に該当します。お話しいただいた有効成分『d-T80フタルスリン、d-T80レスメトリン』はピレスロイド系で、〇〇は医薬部外品です。独立行政法人製品評価技術基盤機構によれば、『厚生労働省の製造販売承認が必要で、有効成分と製剤それぞれに安全性の多くの試験を重ね、すべてにパスしなければ製造販売承認が得られません』とのことですが
- (<http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/biocide/biocide4.html>)。含有成分の化学分析は、対象物質が特定できていない場合は極めて困難で、また分析費用も依頼者の自己負担となります。
6. <燻煙型殺虫剤が原因と思われる目の痛み> 「4ヵ月程前に燻煙型殺虫剤〇〇を使用し、翌日くらいから目の痛みを発症した。未だに治らないのでメーカーに問い合わせたが、「医師に診断してもらい、原因が〇〇なら対応する」とそっけない返事だった。主人にはそのような症状はでていない。どうすればよいか。」との相談を50代の女性から受けた。原因と思われる〇〇を持参

して病院へ行くよう助言したが、病院では、「原因は分からない」と言われ、目薬を処方され、症状は治まりつつあるとのこと。他に何かアレルギー検査等助言できることはないか。

〈消費生活C〉

⇒原因が定かではないので、まずは症状を治癒させ、その後に製品と症状の因果関係を調べられてはいかがでしょうか。アレルギー検査については、皮膚科専門医等のアレルギー検査を行っている病院で検査を受けることができます。まずは、通われている病院で検査を行っているか確認され、行っていない場合は、皮膚科専門医等で検査ができる医療機関を探されてはいかがでしょうか。

4) その他生活用品ー6件

1. <職場のスリッパによると思われる皮膚障害> 自分が勤めている職場で、スリッパをはくと足の裏がピリピリと痛むことが、2カ月半ほど前から始まった。皮膚科で診察を受けても原因がわからなかったため、試しにスリッパを新しいものに交換してみたらピリピリ感は治まった。このスリッパのどのような成分が、足の裏の皮膚を刺激したのか、そちらで分析していただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、および独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

2. <眼鏡の鼻パッドによると思われる腫れ> 「メガネを購入使用したら、シリコン製の鼻パッドの当たる部分が腫れてしまった。これは製品に欠陥があるのではないか、補償を求めることは可能か」と40代の女性から問い合わせが入った。このような事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターの過去10年の事例では、シリコンのブレスレットの使用による皮膚障害の事例は1件ありましたが、因果関係ははっきりしていません。また、アレルギーの原因となる物質は、人により様々で、シリコンも可能性が無いとは言えませんが、発生率はかなり低いと言われています。しかし、製品の安全性についてはメーカーにお問い合わせ下さい。今回の場合、補償を求めるに当たっては、製品と症状の因果関係の証明が極めて重要ですので、皮膚科の診断を受けるべきかと思われます。また、仮に因果関係が確認されたとしても、個人の体質等の個体差による場合には、補償されないケースもあります。

3. <ビーチサンダルで皮膚障害> 「3週間程前にビーチサンダルを購入し、1週間程履いたところ、鼻緒の当たる部分が炎症をおこした。その後主人も3日程履いたが、やはり赤くなったので、メーカーに連絡したところ、「今まで5万足販売しているが、そのような申し出は初めて。多分肌に合わなかったのだと思うので、製品は引き取る」と言われた。この製品に有害物質が含まれていたということは無いか」との相談を50代の女性から受けたが、化学製品PL相談センターには、同様の相談は入っていないか。〈消費生活C〉
- ⇒当センターの2001年以降の相談事例を調べたところ、ビーチサンダルが原因と思われる皮膚障害の事例は2009年と2011年に1件ずつありましたが、原因の特定はできておりません。メーカーに製品の材質等を確認されてはいかがでしょうか。
4. <ウォーキングシューズが短期間で破損> 「半年前に専門店で、外国製のウォーキングシューズを購入した。しばらく保管し、1ヵ月程前から通勤等に使用したところ、最近になって側面に穴が開いた。一般的な舗装道を累計100km程度しか歩いていないのに、この程度の使用状況で傷むのは製品に欠陥があると思い、販売店に返品・交換を申し入れているが、応じようとしないう」との相談を、62歳の男性から受けている。相談者は当時のレシート等を破棄しており、購入店舗や購入時期を立証出来ない。今後の進め方について、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉
- ⇒本件は輸入品ですので販売店ではなく輸入元に、使用期間や使用状況等を説明して相談されてはいかがでしょうか。なお、本件は拡大被害が発生していないため、製造物責任（PL）法の対象外となります。そのため、本件は民法で言う「製品の瑕疵」の有無がポイントとなります。製品に瑕疵があることは、被害者側が立証する必要があります。
5. <歯ブラシの先端が1週間で変色> 「半月ほど前に、△△社のオーラルケア歯ブラシ〇〇を数本購入し、1本を使用したところ、1週間程して歯ブラシのブラシ部分先端が薄い緑色に変色してきた。不審に思い、新しいものに換えたところ、同様に1週間程度で薄緑色に変色した。製品に問題があるのではないかと思い、△△社に現品を送付したところ、「ブラシの品質に問題はない。口内細菌等による着色ではないか」との回答であった。以前はブラシが変色することはなかったので、この回答は納得いかない」との相談が、60歳代の女性から寄せられた。ブラシの材質は『ナイロン』とのことである。着色の原因、及び今後の進め方についてアドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉
- ⇒ナイロンは、耐摩耗性等に優れた樹脂ですが、強い紫外線を受けると黄色く変色することがあります。しかし、お問合せの「薄緑色の変色」については、その原因に思い当たりません。△△社の回答の根拠について、どのような調査・試験を行ったのか等、納得いく説明を求められてはいかがでしょうか。

6. <清掃用シートで床が滑りやすくなった> 「最近床が滑りやすくなり、子供が転ぶと危ないので心配。家を施工した〇〇に聞くと、「この床材で今までにそのようなことは無いので、床を拭いている清掃用シートに含まれる流動パラフィンが原因ではないか」と言われた。清掃用シートのメーカー××に聞くと、「水拭きして拭き取って」と言われ、水拭きしたがまだ滑る。このようなことがあるのだろうか」との問い合わせを中高年の女性から受けたが、このような例はあるか。〈消費生活C〉

⇒過去の例を調べましたが、清掃用シートで拭いた床が滑りやすいという相談は、当センターにはありませんでした。しかし、流動パラフィンは滑性がありますので、清掃用シートに流動パラフィンが使われているのであれば、可能性はあります。また、流動パラフィンは水に溶けないため、水拭きだけで落とすことが難しかったと思われます。床材用のワックスを落とす洗剤もありますので、落とし方については、家の施工メーカーに問い合わせるはいかがでしょうか。

5) 化粧品-5件

化粧品等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。

1. <美容液で肌がボロボロ> △△社の美容液を使用したら、肌がボロボロになり、病院へ行ったら医師から「使用を止めるように」と言われた。△△社に連絡を入れたところ「肌がボロボロになったのは、肌が合わなかったのだから、美容液のせいではない」と言われた。納得がいかず消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の女性)
〈消費者〉
⇒化粧品については、化粧品PL相談室がありますので、そちらにご相談ください。
2. <スキนครームの肌に合わない成分の検査> 昨日医薬部外品のスキนครームを顔に塗ったところ、一晩中ヒリヒリした。本日皮膚科で薬を処方してもらい、塗ると治まってきた。今後このようなことにならないために、何が原因だったか確認しておきたいので、医師に相談したが、「ヒリヒリ程度だとパッチテストをしても反応が出るかどうかは分からない」と消極的な回答だった。自分では、使用されている成分のうち、3つの成分のどれかが怪しいと思っているが、化学製品PL相談センターでどの成分が原因か検査できるか。また、この成分のうち、半日もの長時間肌に影響を与えるものがどれか分かるか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(中高年の男性)〈消費者〉

- ⇒当センターでは、検査・分析は行っておりません。肌に合わない成分の検査ですと、皮膚科専門医のパッチテストによる判断となります。再度医師にご相談されるか、他の皮膚科専門医にご相談されてはいかがでしょうか。また、ご指摘の成分の皮膚に与える影響時間の長短は分かりかねます。
3. <日焼け止めクリーム使用後にまぶたの腫れ> 「2年前に購入した△△社の日焼け止めクリーム〇〇を、1ヵ月ほど前に初めて使用したところ、まぶたが腫れた。直ちに皮膚科に通い、症状は治まってきている。〇〇についてリコール情報等ないか」との相談を、中高年の女性から受けている。センターで調べた限りでは、リコールなどの情報はないように思うが、化学製品PL相談センターには△△社や〇〇について、問合せ等の情報はないか。〈消費生活C〉
- ⇒当センターでは、化粧品のリコール情報は把握しておりません。また、当センターの2001年度以降の相談事例を検索しましたが、△△社或いは〇〇に関する問い合わせは寄せられていません。化粧品については、日本化粧品工業連合会がPL相談室を設けていますので、リコール情報等はそちらに尋ねられてはいかがでしょうか。
4. <化粧水で着色した床の脱色方法> 「借家で、張り替えたばかりの床に化粧水〇〇をこぼしてしまい、赤く着色してしまった。化粧水のメーカーに、色を落とす方法を問合せ、中性洗剤でふき取る等試みたが、色が落ちない。よい方法はないか」との相談を、中年の女性から受けている。床は樹脂製とのことだが、正確な材質は不明である。何か良いアドバイスはないか。〈消費生活C〉
- ⇒〇〇は、特殊な色素を含有させた化粧品です。近年、この色素の抗酸化作用が注目されて、化粧品や健康食品等に応用が図られています。油性の色素を極微粒子にして水に分散させているとのこと。本お問合せでは、床の材質が不明のため断定的なことは申せませんが、油性の微粒子が床材にしみこんで、拭いても取れない程度に色が付いた可能性が考えられます。床材のメーカーがわかれば、脱色方法を問い合わせせてみてはいかがでしょうか。なお、この色素は商品化に当たり安定化させているとのことですが、元々は光安定性が低く、長い時間のうちに徐々に褪色する性質を持っています。
5. <化粧水が原因と思われる鏡台の輪ジミ> 「数か月前に新たに△△社の化粧水〇〇を購入し、鏡台において使用していたところ、最近になって、この鏡台に部分的に白い輪ジミが生じていることに気付いた。輪ジミの形状から、これは〇〇によるものと思われる。この様なことがあるのだろうか。なお、鏡台は紫檀(シタン)調に塗装したナラ天然材である。△△社に問合せたところ、「〇〇により木製家具に輪ジミが生じることはあり得ない」と言っている。」との相談を、30歳代の女性から受けている。輪ジミの原因として、どのようなことが考えられるだろうか。

〈消費生活 C〉

⇒鏡台の塗装方法が分からないため、断定的なことは申せません。一般的には、木材塗装面にアルコールや有機溶剤が触れると、被液した部分の塗装が傷んで白化することもあります。お問合せの件では、〇〇の底に付着した油性成分により、長い時間をかけて少しずつ輪ジミが生成した可能性もあります。また、他の液体が当該容器に付着して塗装を傷めたことも考えられます。これらの情報をもとに、△△社および鏡台のメーカーに詳細な説明を求められてはいかがでしょうか。

6) 住宅設備—5 件

1. <自宅のじゅうたん張替え後に体調不良> 自宅のマンションで、廊下とリビングのじゅうたんとを、3週間前に業者に依頼して△△社の製品に張り替えた。この時は多少異臭を感じたものの、体調に異常はなかった。このじゅうたんが発注したものと異なったため、業者が2週間後に張り替え、同時に巾木も取り付けしたところ、自分は喉の痛みや目のかゆみ、肌のヒリヒリ感等の症状が出た。その後1週間たって、症状は多少治まってきてはいるが、まだ喉の違和感等は解消されていない。このまま、換気しながら住み続けていけば、体調は回復するものだろうか。なお、自分には、花粉症はあるものの、他にはアレルギー体質はない。また、保健所で調べてもらったところ、室内のホルムアルデヒドはほとんど検出されなかった。(中年の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは、体調不良の原因がどこにあるのか明確ではないため、断定的なことは申せません。仮に、体調不良がじゅうたんや巾木から出る揮発成分によるものであるとした場合、十分換気しておけば、時間とともにその成分は減少し、症状が改善される可能性があります。しかし、その場合でも揮発成分の種類や使用量等がわからないため、影響を感じなくなるまでの期間等は予想できません。△△社や業者から、使われている成分の情報を聴取し、咽喉科等の医師にご相談されてはいかがでしょうか。

2. <新築トイレでジンマシン> 「3ヵ月前に新築(戸建)に入居して以来、1階のトイレを使用するとジンマシンが出た。2階にある別のトイレでは、発症しない。また、家族はどちらのトイレでもなんともない。かかりつけの医師の診察を受けたところ、血液検査をして「シックハウス対象物質や、カビ等が原因ではない」と言われた。ハウスメーカーは、「室内の空気を調べる」と言っている。室内空気の調査は意味があるのだろうか」との相談を、中年の男性から受けているが、どうか。なお、相談者はアレルギー体質ではないとのことである。〈消費生活 C〉

⇒室内空気の調査は、空気を捕集して分析センターに送り、シックハウス対象成分の濃度を分析します。リビング等他の室内空気と比較すれば、トイレの環境を評価できますので、原因究明

の一助となるものと思われます。ジンマシンは、空気中の成分が原因とは限らず、繊維製品や金属製品によっても発症します。原因を室内空気に特定せずに、医師とも相談しながら原因究明するようお話しされてはいかがでしょうか。

3. <ポリカーボネート樹脂の破損原因> 自分は、業務用給湯器のメーカーに勤務している。あるユーザーで、自社製品の蛇口内部のポリカーボネート樹脂製部材が3ヵ月ほどで破損するトラブルが、継続的に発生している。破損面を見ると、動物性の油脂が付着しているように見受けられる。ポリカーボネート樹脂が、油脂で強度低下を起こすようなことがあり得るのだろうか。事例などあれば、お教えいただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。なお、一般的にポリカーボネート樹脂は、動植物性の油脂には侵されないものの、水酸化ナトリウムやクレンジング剤といった化合物、あるいはベンゼンや酢酸ブチル等の溶剤には強くないとのこと。これらの情報を基に、基材の納入元にご相談されてはいかがでしょうか。

4. <サッシ窓用補助錠から異臭> 「防犯を強化するために、先日100円ショップで△△社製のサッシ窓用の補助錠〇〇を4個購入し、自宅の窓に取り付けた。しかし、この補助錠から強い異臭がして、頭が痛くなった。今は補助錠は取り外し、室内の異臭は治まっている。この異臭の成分は何か、分析できないか」との相談を、50歳代の男性から受けているが、分析は可能だろうか。〈消費生活C〉

⇒お問合せの場合、対象となる物質が特定できていないため、分析は極めて困難かと思われます。国内には、ニオイの成分分析を引き受ける分析センターもありますが、分析費用は依頼者の自己負担となります。まずは△△社に、異臭の原因と対処方法等問合せみてはいかがでしょうか。(後日、「△△社に連絡し、「異臭の原因は特定できないが、返品に応じる」こととなり、解決した」との報告をうけた)

5. <戸建(築18年)の窓サッシに亀裂> 「自宅(一戸建て、築18年)の西向き窓の樹脂製サッシに、ひびが入っていることに最近気が付いた。住宅メーカー△△社は『経年劣化による樹脂の寿命』と言っているものの、サッシの一部分だけに亀裂が走っているので、樹脂の劣化では納得いかない。この様なことがあり得るのか」との相談を、高齢の男性から受けている。住宅メーカーの説明は信頼できるものだろうか。〈消費生活C〉

⇒お話からすると、このサッシの材質は塩化ビニル樹脂と思われます。その断熱性から、樹脂製サッシは最近特に、寒冷地で普及が進んでいます。しかし、直射日光や外気にさらされ、温度変化の影響もうけるサッシでは、劣化が早まる可能性が否定できず、「劣化により部分的に亀裂が生じ

る」という△△社の説明は一理あると考えます。

7) 柔軟剤-5件

ニオイの感じ方には個人差もあり、同じニオイをかいでも、人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。柔軟剤などのニオイにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますので、周囲の人への影響にも配慮しましょう。

1. <柔軟剤、洗剤、芳香剤、消臭剤、殺虫剤等の成分規制(ニオイ)を厳しくして欲しい> 自分はマンション住まいだが、近年部屋に居るだけで周りから色々なニオイが入ってきて、節々が痛くなり、部屋に居られなくなる。冬場はそれ程でもないが、気温が高くなると酷くなる。これらのニオイの元は柔軟剤だけでなく、洗剤や芳香剤、消臭剤、殺虫剤等色々あると思うので、周囲に使うなどは言えない。ニオイの成分は化学物質であり、そちらからこんなに酷い症状になる人がいることを行政に言って、使用成分の規制を強化してもらいたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉
⇒当センターでは、頂いた内容は、行政にお伝えするとともに、当センターが発行する年次報告書に掲載することで、情報の共有を図っております。
2. <洗剤や柔軟剤のニオイで体調不良> 4~5年前から洗剤だか柔軟剤だかの強いニオイで気分が悪くなったり頭が痛くなったりしていた。最近は色々なものに強いニオイを付けるようになり、特に着るものからのニオイが辛い。戸建てに住んでいて、一昨年からは退職して家に居るようになったら、両隣から洗濯物のニオイが入ってきて、昼間は家に居られない状況。片方の家には状況を話して洗剤と柔軟剤をニオイのしないものに変えてもらったが、もう片方の家は「使うのは自由だ、ニオイなんていうものは何にでも付いている」と言って取り合ってもらえない状態。外出しても、電車やバスの中でこれらのニオイにより乗り物酔いになってしまう。世の中にはこのような人がいて苦しんでいることを誰かに知ってもらいたいと思い、電話した。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒頂いた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図っております。
3. <柔軟剤のニオイに不快感> 「最近、他人が使っている柔軟剤のニオイが強くなっている。ベランダや電車の中や、また店舗でこういったニオイを感じると、目のチカチカ感を覚えることもある。柔軟剤の強烈な不快臭で被害を受けている国民がいることを訴え、行政指導をお願いしたい」との相談を、中年の女性から受けている。この件は日本石鹼洗剤工業会にも伝え、また消費

生活センター内でも共有している。化学製品PL相談センターでもレポート等に掲載していただきたく、報告した。〈消費生活C〉

⇒消費者の生の声について、情報提供、有難うございます。当センターでは、頂いた内容は行政にお伝えするとともに、当センターが発行する年次報告書に掲載することで、情報の共有を図っております。

4. <隣家の洗濯物のニオイで体調不良> 3年ほど前から隣家の洗濯物のニオイが強くなり、気になったが我慢してきた。しかし、3ヵ月ほど前から、そのニオイがすると喉が痛くなり、咳き込んで肺も苦しく感じ始めた。近所付き合いを慮って、隣家の住人にはこのことを話せないでいる。同居している主人は体調に異常はない。ニオイの成分には人体に有害なものが含まれているのか。また、医師に見てもらうべきだろうか。なお、自分は、花粉症はあるものの重篤なアレルギー体質ではない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒一般的には、ニオイを付加するために使われる香料は、国際化粧品香料協会(IFRA)という国際的な機関で、その安全性が確かめられています。そのような香料を用いて製造された製品であれば、ニオイ成分の中に人体に有害なものが含まれている可能性はないと思われます。現在の体調不良に関しては、原因を洗濯物のニオイに特定せずに、耳鼻咽喉科や内科の診断を受けることをお勧めします。

5. <柔軟剤のニオイによると思われる体調不良> 最近、職場や路上で柔軟剤のニオイがすると頭痛を感じる事がよくある。自分は花粉症もなく、他にアレルギーは特になくにもかかわらず、柔軟剤のニオイについては、思い出すだけで頭が痛くなる。先日、娘の家で洗濯した際、娘の使う柔軟剤のニオイが自分の衣服にしみついて、何度洗ってもニオイが消えなくて困ったこともある。ニオイの成分に、何か有害なものがあるのではないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターはニオイについての専門的な知識は持ち合わせておりません。ニオイ成分の安全性に関しては、国際化粧品香料協会(IFRA)が、香料を安全に使用するためのスタンダード(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)を定めているとのことです。

8) その他—5件

1. <スーパーのドライアイスによると思われる体調不良> 2週間前、近くのスーパーでアイスクリームを購入し、粉状のドライアイスを入れて自宅に持ち帰って、ドライアイスの融け残りも一

緒に冷凍庫に入れた。その際、ドライアイスから異臭がし、激しいめまいを感じた。かかりつけの医者に通い、点滴を続けているが、今も体調は回復していない。原因特定のため血液検査を依頼したが、医師は「原因物質がわからないため、血液検査できない」という。スーパーにドライアイス中の異物について問合わせたところ、「主成分は二酸化炭素で、人体に有害な成分は含まれていない」との回答だった。有害成分混入の可能性について、保健所や警察にも相談したが、対応してもらえない。製造物責任(PL)の観点から、どのような有害成分が関係しているかわかるか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話を伺った限りでは、体調不良の原因となる有害成分を推定することは困難です。この場合のドライアイスは、液状の二酸化炭素を空气中に噴出させ、気化熱を利用して二酸化炭素の個体粉末を作ります。液体の二酸化炭素は高压でボンベに封じ込められており、異物が混入する可能性は極めて低いと言えます。異臭や体調不良の原因をドライアイスに特定せずに、医師とご相談されることをお勧めします。

2. <ガリレオ温度計が割れて内溶液が手に付着> 先ほど自宅居間で、△△社製のガリレオ温度計を壊した。飛散した内溶液を布でふき取り、手を台所用洗剤で洗ったものの、手がまだヒリヒリする。また、カーペットにしみこんだ内溶液は拭き取りきれしていない。どのように処置すべきだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒国民生活センターが2007年度に発表した情報

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20071207_2.html)によれば、内溶液は『石油系ドライクリーニング溶剤や灯油にも含まれている成分』である場合が多く、『中の液体が皮膚に触れてしまったら、十分な流水ですぐに洗い流すこと』、『また、必要に応じて医療機関を受診すること』とのことです。皮膚のヒリヒリ感が取れない、赤くなる等の異常があれば、皮膚科を受診してください。また、内溶液がしみこんだカーペットは、クリーニングが必要かと思われます。しかし、内溶液は製造元毎に異なりますので、具体的な処置方法等は△△社にお問合わせください。

3. <窓サッシの清掃によると思われる体調不良> 「半年前、自宅の窓ガラスの清掃を業者に依頼した。自分はアレルギー体質なので、洗剤等の化学物質を使用しないように言っておいた。しかし、清掃後今になっても、皮膚の痛痒い感じが続いている。窓の外側には今も白い粉がついているので、窓の清掃に当たって業者が何らかの薬品を使ったのだと思う。どのような薬品が使われてかわかるか」との相談を、65歳の女性から受けている。女性は医師の診断を受けてはいない。どのように対処すべきか、アドバイスいただきたい。〈消費生活C〉

⇒お話からでは、半年前の窓ガラスの清掃と、現在も続く皮膚の症状との因果関係がわかりません。対象となる成分が特定されていないため、窓の外の白い粉の成分分析は大変困難な作業となり、

その費用も少なくないものと思われます。本件の場合、まずは清掃業者に使用した薬剤の有無を確認し、その成分と安全性に関する説明を求めるべきかと思われます。またその為にも、皮膚科を受診して現在の症状に関する見解を得ておくことが必要でしょう。

4. <衣料用染料によると思われる手のかぶれ> 「趣味で個人的に衣料用の染料を購入し、Tシャツなどをカラーリングしていたところ、手がかぶれた。どのような成分が原因だろうか」との相談を、学校関係者から受けた。このようなことがあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒用いた染料の種類など、詳しいことがわかりませんので断定的なことは申せません。種類によっては皮膚を刺激するタイプのものがあります。お使いになる前に少量で試してみるなど、慎重に取り扱われるようご説明ください。

5. <潤滑ローションに異物混入> 「雑貨品のディーラーを営んでいる。先般仕入れた潤滑ローション製品（雑貨品）に異物が混入している。商品の体をなしていないので、メーカーを厳しく指導してほしい」との相談を受けている。こういった製品の相談は、化学製品PL相談センターで対応できるか。〈消費生活C〉

⇒製品については、当センターでご相談に応じます。しかし、当センターはメーカー等を指導し、或いは処分する等の立場にはごさいません。本件の場合、相談者がメーカーへの指導等を要望されているのであれば、しかるべき行政機関にご相談されるよう、お話しください。

9) ゴム製品—3件

1. <玄関マットで玄関フロアが変色> 新築マンションを購入し、2ヵ月程前に玄関マットを家内が購入してきて玄関に置いていた。数日前にマットを動かすと、敷いてあった場所が黒く変色していた。洗剤で落とそうとしたが落ちないので、メーカーに聞いたら、「床材が塩化ビニルの場合、化学変化を起こして変色したかもしれないので、その場合はその部分を張り替えるしかない」と言われた。「張り替えて欲しい」と申し出たが、「注意書きに『塩化ビニルには使用しないで』と書かれているので、補償できない」の一点張り。最近のマンションは同じような床材が使用されていることが多いと聞いた。このようなことになることが分かっているのなら、もっと目立つように、また、具体的に書かないと、購入者には分からないと思う。注意書きは書いてあればいいというものではないと思うので、PL法の観点からメーカーにそちらから注意してもらえないか。貴センターは行政機関から紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒当センターは、個別の事業者の商品表示等について指導できる立場にはごさいません。消費生活センターや消費者庁等しかるべき行政機関にご相談ください。頂いた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

2. <リフォームした床材に色移り> 「8カ月前、自宅の洋間をリフォームして、△△社の床材○○（塩化ビニル製）を貼った。その後、この上に××社のエアーマットを敷いて使用していたところ、最近になって○○に、エアーマットの裏地（ゴム製）の色が移っていることに気が付いた。○○のユーザーズガイドには、『ゴム中の成分により床材を暗褐色に変色させる可能性があります』と書いているとのことだが、リフォーム時にそのような説明を業者から受けてはいなかった。また、エアーマットには、色移りに関する注意書きは書かれていない。色移りはエアーマットの設計上の欠陥であるから、××社に損害賠償を請求したい」との相談を、60歳代の女性から受けている。××社は製造物責任(PL)上の責任があるといえるだろうか。〈消費生活C〉
- ⇒××社は、アウトドア用品を中心に事業展開しています。当該エアーマットを屋内の床材上で使用したことが、メーカーが想定した使用目的に合致しているかという点に、留意する必要があります。一方、床材○○のユーザーズガイドは、その内容から居住者向けではなく施工業者向けに記載されたものと思われます。××社の製造物責任については、これらのことを踏まえて法律の専門家へご相談ください。
3. <天然ゴム製水枕の異臭> 「先日、天然ゴム製の水枕を購入し、袋から出したところ、殺虫剤のような強い異臭がして使えない。この異臭の成分が知りたい」との相談を、中高年の女性から受けている。化学製品PL相談センターでニオイ成分の分析は可能か。〈消費生活C〉
- ⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、および独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。まずはメーカーに、異臭の成分や対処法をお問合せされてはいかがでしょうか。

10) プラスチック製品—3件

1. <水道管工事によると思われる体調不良> 30年ほど前から、化学物質過敏症に悩まされている。最近、自宅（木造2階建て）の水道管が老朽化してきたため、業者に配管の交換を依頼した。自分が化学物質過敏症であることを事前に伝えていたにもかかわらず、業者は架橋ポリエチレン管を用いて施工した。工事が終わった2日後から、自分は食べ物の味がわからなくなり、胃腸の刺すような痛みと下痢に悩まされるようになった。この症状は、樹脂製の水道管が原因であると考え、別の業者にステンレス製の水道管に変更させ、その後症状は回復に向かっている。このようなことで悩まされている事実を、広く知ってもらいたい。化学製品PL相談センターは消費生活セン

ターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症については、発症の原因物質の特定が困難な場合も多く、対処が難しい問題です。頂いた内容は、相談者が特定できないように配慮したうえで、年度報告書等に掲載することで、情報の共有を図っております。

2. <サプリメント瓶によると思われる発疹> 以前より、自分はある種のポリ塩化ビニル樹脂可塑剤に反応して、ひどい発疹が出る。今般、家人が持ち込んだサプリメントの瓶で、この症状が発症した。直ちにこの瓶を遠ざけ、かかりつけの医師に処方してもらい、症状は治まってきている。これまでの経験から、自分はリン系の可塑剤に反応することがわかっているので、当該製品の瓶にリン系の化合物が使われているかを検査していただきたい。国民生活センターの総合案内に相談して、化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、検査は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト
に、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。また、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトにも、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が掲載されていますので、ご参照下さい。なお、検査費用は依頼者の自己負担となります。

3. <農業用シートがはがれない> 自分はブドウ栽培を営んでいる。昨年4月にプラスチック製の農業用シートを購入し、ブドウ園に展張した。10月になってシートを取り外し、畳んで小屋に保管した。先日、このシートを再度展張しようとして取り出したところ、シート同士が一部はがれず、再利用できない状態になっていた。保管場所は特に高温にはなっていない。このようなことがあり得るのだろうか。シートは2.7m×50mのものを18枚、△△で購入したものである。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(70歳代の男性)〈事業者〉

⇒使用されたシートの材質がわからないため、断定的なことは申せませんが、一般的にはシートをたたんで重ねしばらく置くと、はがれ難くなることはあり得ます。はがれにくさの程度は、材質や添加剤の種類・配合量、シートの保管方法等によって大きく異なります。メーカーでは、1年間の短期展張用や繰り返し使用できる中長期展張用等、各種の製品を用意しているとのこと。△△に状況をお話しされて、保管方法等について相談されてはいかがでしょうか。

11) ヘアケア品-3件

1. <ヘアスプレーで頭痛> 最近、ヘアスプレーを使用すると頭痛がするようになった。ヘアスプレー使用直後から、頭皮の内側に痛みを感じ、1時間くらいで痛みが消える。それまでは敏感な体質ではなかったが、最近では数社の製品で同様の症状が出るようだ。このようなことがあるのだ

ろうか。また、ヘアスプレーのどの成分が症状の原因かわかるか。メーカーに問合せたが、「そのような例はない」と、不親切な対応だった。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターに寄せられた過去14年の相談データを確認しましたが、ヘアスプレーが原因で頭痛を感じたというご相談はありませんでした。しかし、化学物質に対する感受性には個人差があり、年齢や体調によって変化することもあり得ます。ヘアスプレーにより、頭皮に発疹等の症状がある場合には、パッチテスト等で原因物質を特定できる可能性もありますので、皮膚科にご相談されてはいかがでしょうか。

2. <白斑の因果関係の証明> 中年の男性より「1ヵ月ほど前から額や首、肩に白斑ができ、近所の病院で治療をしている。原因を考えると、肌には特に何も使用しておらず、考えられることは、シャンプーとリンスしかない。メーカーに申し出て、返金はしてもらったが、メーカーからは「今までにこのような例は無く、因果関係が不明なのでこれ以上の対応はできない」と言われている。因果関係を明確にするには、どのようにすればよいか」との相談が入ったが、どうか。〈消費生活C〉

⇒この場合の因果関係の証明は、医師の診断書による証明となるでしょう。しかし、白斑の場合、因果関係の特定は非常に難しいとされています。できれば皮膚科専門医を探してご相談されるように、お話されてはいかがでしょうか。

3. <容器のノズルに触れた部分のシャンプーが緑色に> 「購入したシャンプーの、ノズルに触れていた部分が緑色になっていた、翌日使用した際も同様で、購入店に申し出たところ、「ボトルのノズルが銅メッキなので、そこに触れたシャンプーにより変化して発色したもので、問題はありません。気になるようであれば商品は交換します。」と言われたが、本当に大丈夫なのだろうか」との相談を40代の女性から受けたがどうか。〈消費生活C〉

⇒緑色に変色したものが、本当に銅メッキによるものかが、お話からだけでははっきりしませんが、緑のものが緑青(銅の酸化物)であれば、毒性は弱いものです。厚生労働省発食安第1001006号(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/01/d1/s0118-5m.pdf>)の7ページの(参考)の中でも、『昭和56年から3年間厚生省(当時)が行った「銅酸化物の生態におよぼす影響に関する研究」等で否定された』と緑青の猛毒説を否定しています。

12) 芳香剤・消臭剤-3件

1. <ニオイに敏感な人を基準にした行政指導を希望> 自分は集合住宅に住んでいる。近頃、芳香

剤や柔軟剤等のニオイが隣近所から漂い、そのせいで頭痛や湿疹、吐き気といった体調不良に悩まされている。ニオイの付いた製品は、一般の健康な人を基準に作られているものと思うが、しかしニオイは遮断できずに漂うものであるから、ニオイに敏感な人を基準に製品化すべきではないのか。また、適切なニオイを選別するために、製品にはニオイ成分の全成分表示をすべきであると思う。行政や関連業界に伝えてほしい。化学製品PL相談センターは他の団体から紹介された。

(中高年の女性)〈消費者〉

⇒頂いた内容はしかるべく行政にお伝えしますとともに、当センターが発行する年次報告書に掲載することで情報の共有を図ってまいります。

2. <タクシー内の消臭剤のニオイで体調不良> 3ヵ月ほど前にタクシーに乗ったら、タクシー内に変な臭いが充満しており、気分が悪くなった。それ以降、タクシーに乗ると同様の臭いで気分が悪くなる事が多く、運転手に聞いたところ、「汗臭いお客様を乗せた場合等に、△△社の消臭剤〇〇を散布している」とのことだった。製品を見ると“換気をするように”と書かれているのに、タクシー内はクーラーを利かせているので密室状態。インターネットで調べると、消臭剤等のニオイで体調不良になった例が載っているし、香料で危険なものもあるということが載っており、タクシー内では香料のあるようなものは使用しないように指導することはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、個別の事業者の商品使用等について指導できる立場にはございません。消費者庁等しかるべき行政機関にご相談ください。頂いた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

3. <衣類用消臭剤でワイシャツが変色> 「先日、クリーニングしたワイシャツに衣服用消臭剤〇〇を吹きかけたところ、黄色いシミがついた。販売店に苦情を申し立てると、後日メーカーから「販売店から聞いた。検査したいので、〇〇とシミのついた衣服を見せてほしい」との連絡があった。しかし、ワイシャツは再度クリーニングに出して、シミは消えている。その旨話すと、「再度連絡する」と言ったきり連絡が来ない。メーカーにクリーニング代と慰謝料を要求したいので、製品の欠陥を証明する機関を紹介してほしい。」との相談を、40歳代の男性から受けている。〇〇を検査する機関はないか。〈消費生活C〉

⇒この場合は、事故の再現テストを行って、〇〇の欠陥の有無を評価することになるものと思われます。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、および独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています。しかし、本件のような依頼に対応する機関はあるものの、個人からの依頼を受け付けるところは多くはないようです。また、検査費用はご自身の負担となります。

13) 家電製品-3 件

1. <冷蔵庫の銅パイプ破損原因> 業務用の冷蔵庫が故障し、メーカーに修理を依頼したところ、「銅パイプが、野菜から出るエチレンガスにより、穴が開いたので交換する」と言われた。そのようなことがあるとは思えないが、本当か。〈事業者〉

⇒銅に対するエチレンガスによる直接の影響を示す資料は見つかりませんでしたが、エチレンガスが腐食を促進させるという報告はあります。
2. <携帯電話のACアダプターケーブルが劣化> 「6~7年前に購入した△△社の携帯電話に付属していたACアダプターのケーブルが、最近になってひどく損傷していることに気が付いた。販売店によれば、ケーブルはポリウレタン製とのことである。ポリウレタンの靴底や衣類は、数年で劣化すると聞いたことがある。そのような材料を電線被覆に使うって良いのか」との問合せが、中高年の男性から寄せられている。いくつかの機関に問合せたものの、明快な回答は得られない。化学製品PL相談センターでは、ポリウレタンの特性を踏まえて、本件をどのように考えるか。〈消費生活C〉

⇒ポリウレタンは、ジイソシアネートとジオールを重合して、ウレタン結合を持たせた樹脂の総称です。原料の種類を変えることで、性質の異なる樹脂を作ることができます。電線を覆う外装（「シース」と呼ばれます）にも、その柔軟性と耐摩耗性の良さを生かして、熱可塑性のポリウレタンを用いることがあります。線材が耐候性や電気特性等を充分検討して設計し、相当の安全規格認定を得て製造しているものであれば、実用に当たって材質上の問題はないものと考えます。
3. <コタツ天板の塗装割れ> 「3年程前に量販店で△△社の家具調コタツを購入し、食事等に使用している。最近になって、この天板の一部が針状に剥がれ始めた。この様なことが起こり得るのだろうか。取扱説明書には、天板はUV塗装しており、「ざらついたものでこすらない」等の注意書きはあるものの、塗装の剥がれについては記載がない。」との相談を、50歳代の女性から受けている。家庭内の一般的な使用において、UV塗装面がこのような傷み方をするものだろうか。〈消費生活C〉

⇒UV塗装は、塗装面に紫外線を当てて硬化させる塗装方法の総称で、表面硬度の硬い塗装面が得られるとされています。一般社団法人日本塗料工業会に問合せたところ、「UV塗装は塗装面が硬いために、部分的に機械的、あるいは熱的な衝撃が加わると、塗装面にひびが入る可能性がある」とのことです。こう言ったことを踏まえ、メーカーに状況を説明して、本件に関する見解を求めているかがでしょうか。

14) 繊維製品—3件

1. <購入したブラウスを着用後に湿疹> 1週間ほど前に、百貨店で△△社のブラウスを購入し、一昨日開封して着用した。当該ブラウスは短時間で着替えたが、夜になって入浴する際、ブラウスが当たっていた肌に湿疹が出ていることに気付いた。昨日皮膚科に行ったところ、「何かが肌に触れてかぶれた」と言われ、塗り薬を処方された。自分は肌が弱い方だが、これまで衣服にかぶれたようなことはなかった。このブラウスはポリエステルとレーヨン製で、気に入ったデザインなので今後も着用したいのだが、どのようにしたら良いか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉
⇒肌の湿疹がこのブラウスによるものであるか、特定する必要があります。ブラウスを持って皮膚科を訪れ、因果関係に関する見解を求めるとよいでしょう。もし、湿疹がホルムアルデヒドのような水溶性の成分によるものであれば、洗濯すれば改善できるでしょう。しかし、水に溶けにくい成分が原因であれば、洗濯では改善できない可能性があります。この様な情報を基に、購入された百貨店あるいはメーカーに、状況を説明して相談されてはいかがでしょうか。
2. <ブラウスで皮膚障害の場合の損害賠償請求> 半年程前にブラウスを購入し、家で試着したところ、腕等に皮膚炎を起こした。医師には接触性皮膚炎と診断された。消費生活センターに相談し、製品評価技術基盤機構(NITE)に検査してもらうことになり、最近結果が出てきた。結果には、『刺激性のある物質がブラウスの裏地から1種、ブラウス全体からは他に3種検出された』とあり、結果区分G3(製品によるものであるが、原因物質は不明)となっていた。この結果を受けて、これから損害賠償を要求するにはどうしたらよいか。(若い女性)〈消費者〉
⇒製造物責任(PL)法では、被害者は、①製造物に欠陥があること、②損害が発生したこと、③損害が製造物の欠陥により発生したことを明らかにすることで、損害賠償を受けることができます。本件では、②ははっきりしていますが、①の部分がはっきりしていません。接触性皮膚炎は個人差による場合も多いため、必ずしも製造物の欠陥になるとは限らないこともあります。しかし、まずは、ブラウスのメーカーにNITEの検査結果を提示して申し出てみてはいかがでしょうか。
3. <ラグから出る黄色い粉の安全性> 「△△社から購入したラグを洗濯したところ、黄色い粉が出て物干しに付着した。この粉は人体に害はないか。このラグの材質表示には、ポリエステルとウレタンフォームが記載されている。この製品には『手洗いでできる』との表示があり、今回が2度目の洗濯である。」との相談を、中年の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉
⇒お話からだけでは、断定的なことは申せません。△△社のQ&Aには、ラグから出る黄色い粉がウレタンフォームの劣化物で、『人体に対する生理的な影響は発生しないと考えられている』

と記載されています。これらの情報を参考にしながら、△△社にその安全性についてお問合せください。

15) ヘルスケア品-2件

1. <衛生マスクで異臭> 出先なので製品名は分からないが、2週間ほど前にスーパーで購入した△△社製のマスクを先日開封して着用したところ、薬品のような異臭を感じたので直ちに使用を取りやめた。これまで数種類のマスクを使用してきたが、このような異臭を感じたことはない。この異臭は人体に無害とは思えないので、製品の出荷を止めるよう指導してほしい。なお、製品には「日本衛生材料工業連合会自主基準による表示」が書かれている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは個別の事業者に対して指導できる立場にございません。△△社は顧客からのお問合せ窓口を開設していますので、本件は当該窓口へ連絡し、原因究明と対応を依頼されてはいかがでしょうか。なお、マスクについては、一般社団法人『日本衛生材料工業連合会』が『全国マスク工業会』を組織して自主基準を作り、品質基準や製造管理基準を設けて、安全・衛生の確保等を推進しています(本件は、相談者が直接メーカーとコンタクトすることに難色を示した。そこで、相談者と△△社の意向を受けて、当センターが現品の検査を仲立ちする等、相対交渉を行った。△△社が中立的な第三者の分析センターに依頼して、現品を検査したところ、健康に影響のあると思われる成分は検出されなかったことがわかった。この結果を当センターより相談者に説明し、製品の欠陥とは言えないであろうことをご納得いただいた)。

2. <マスクによると思われる体調不良> 「先日、△△社のマスク〇〇を昼間着用していたところ、夕方になって呼吸が苦しく感じられた。翌日かかりつけの耳鼻科を受診したところ、「持病のヨードアレルギーが発症したのではないかと」言われた。そこで、△△社の相談窓口へ問合せたところ、〇〇にヨードが使われていることがわかった。ヨードアレルギーが認知されているのだから、ヨードが配合されていることを表示すべきではないのか。この場合、△△社に損害賠償を求めることは可能か」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒家庭用マスクは雑貨扱いで、表示等に関する規制はありません。一般社団法人 日本衛生材料工業連合会では、2006年にマスクの「表示・広告自主基準」

(http://www.jhpie.or.jp/standard/mask/img/jhpie_mask_standard.pdf)を定めており、〇〇はこの自主基準に準じた表示がされています。一方、損害賠償に関しては、少なくとも〇〇と体調不良の因果関係を立証する耳鼻科医の診断書が、必要かと思われます。しかし、当センターは判断できる立場にございませんので、法律の専門家にご相談ください。これらのことを踏まえて、まずは△△社に要望を伝えられてはいかがでしょうか。

16) 除湿剤-2 件

除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうと、シミになったり、皮革製品や絹製品の場合には縮んで硬くなったりすることがあります。また床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾きません。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶついたりしないように注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう

1. <タンクタイプ除湿剤から溢水> 「半年前、A社製及びB社製のタンクタイプ除湿剤を各々複数個、自宅1階の下駄箱と2階押入れに設置しておいた。最近これらの除湿剤を確認したところ、すべてのA社品から内溶液が溢れ出し、棚にしみこんでいた。B社品ではこの様なことは起きていない。A社に苦情を伝えたところ、「吸湿性が高いから起きたこと」と言って、取り合おうとしない。A社に損害賠償を求めたいが、どうすればいいか。」との相談を、60歳代の男性から受けている。この様なことがあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒相談者の申し出の通りに、A社の製品が長時間使用して溢れる設計となっており、かつその点に関する注意書きがないとすれば、本製品は製造物責任(PL)法で言う『商品の欠陥』に該当する可能性があります。しかし、そのような設計・製造上の欠陥が存在する場合、他所でも当該商品による同様のトラブルが発生しているでしょう。まずは、設置状況(水平に置いていたか)、漏洩状態(溢れたのか、横から漏れ出したのか)等、トラブル発生状況を確認する一方、損害賠償を求めるのであれば、製造物責任の観点に立って、A社の主張を聴取されてはいかがでしょうか。

2. <タンクタイプの除湿剤が溢れた> 「1週間ほど前に、気付くと、和ダンスの引き出しに入れておいたタンクタイプの除湿剤が溢れていた。半年ほど前にダンスに入れたものだが、容器には2~3か月で交換するように書いてあった。以前他のメーカーのものを使用した時は半年入れておいても問題が無かったので、あまり気にしていなかったが、このようなことが起こるものなのか。また、こぼれた液を拭き取ってドライヤーで乾かしても、また湿ってきてしまうが、これを取る方法は無いか」との相談を60代の女性から受けたがどうか。〈消費生活C〉

⇒一般的にはタンク内の液が溢れないような設計にはなっているとは聞いていますが、除湿剤を設置した条件などによっても違ってきますので、可能性が無いとは言いきれません。この点についてはメーカーに確認されてはいかがでしょうか。一方、こぼれた液の除去方法については、当該箇所を濡らした布で湿らせ、次に乾いた布でその水気を拭き取る作業を根気よく繰り返して、染み込んだ除湿剤を取り除くのが、効果的と思われます。なお、一般的に除湿剤には塩化

カルシウムが使用されており、人によっては手荒れ等の原因となる恐れがあります。処置の際には、家事に使う家庭用手袋等をご使用下さい。

17) 塗料-2件

塗料の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなることがありますが、内容は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお、体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. <マンションの外壁塗装によると思われるしびれ> 最近、居住するマンションが外壁塗装を始めて以来、自分は全身にしびれを感じ、目や耳の痛みを覚えてマンションに居住できなくなっている。業者に症状を訴えたところ、「対策をとるためには、塗装工事との因果関係を明記した医師の診断書が必要」と言われた。そこで、いくつかの総合病院に問合せみたものの、直ちに診断してくれる病院が見つからない。どこか診断してくれる病院を紹介してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
⇒当センターでは特定の医療機関の紹介は行っておりません。行きつけの病院でご相談ください。
2. <自宅の外壁塗装によると思われる体調不良> 1ヵ月程前に、自宅(一戸建て)の外壁を全面塗り替えた。工事期間中、窓サッシ等を全面目張りした屋内に居るうちに、塗料の強い臭いを感じて咳や痰が出、頭痛・呼吸困難を覚えるようになった。自分は元来喘息持ちなので、かかりつけの総合病院の呼吸器科とアレルギー科を受診し、3週間弱入院した。この間徐々に症状は治まり、現在は帰宅しても喘息の症状は出ない。医師は「化学物質を吸い込むことで、喘息等のアレルギー症状が発症することもある」と言っている。この様なことがあるのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒当センターは、医療に関する専門的な知識は持ち合わせておりません。一般的には、ある種の化学物質がアレルギーの原因になることが知られていますが、しかし、本件がそれに該当するかについては分かりかねます。専門医の判断と指示に従われるよう、お願いします。

18) 防蟻剤-2件

1. <業者のシロアリ駆除作業で妊婦が体調不良> 業者に依頼し、3日前に自宅(一戸建て)のシロアリ駆除を、薬剤〇〇を用いて実施した。しかし、作業終了の2時間後から、妻(妊娠10ヵ月)が喉の痛みや頭痛等の体調不良を訴え、今は実家に避難させている。自分も喉が痛く感じる。業者は「この様な事例は経験したことがない。至急対処方法を検討する」と言っている。胎児に影響はないだろうか。また、自宅はどうすれば安心して住むことができるようになるか。化学製品PL

相談センターは、消費生活センターから紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒〇〇は、比較的人体への有害性が低いとされる殺虫剤です。揮発性も低いことから、シロアリ駆除剤としても使用されています。しかし、人体に無害とは言いきれませんので、まずはかかりつけの産婦人科に奥さまをお連れになり、状況をお話しされて、医師の診断を受けることをお勧めします。また、シロアリ駆除について、『日本しろあり対策協会』(<http://www.hakutaikyo.or.jp/gaiyou/>) が、薬剤の認定や施工方法等、業者を指導しています。〇〇の安全性や自宅の今後の処置等、ご相談されてはいかがでしょうか。

2. <シロアリ駆除と防カビ処理によると思われる体調不良> 「1週間程前に業者に依頼し、シロアリ駆除と防カビを目的に薬剤を床下へ散布した。散布に立ち会った自分は翌日から、娘や主人は2~3日後に喉の痛みと咳を発症し、病院へ行ったが未だに治まらない。補償を求めたいがどのようにすればよいか」との相談を50代の女性から受けている。このような場合、医師に証明のための診断書を要請しても、因果関係を明確に記した診断書の発行は難しい場合が多い。医師の診断書が無いと難しいか。〈消費生活 C〉

⇒このような場合、薬剤の散布と症状の因果関係を証明する診断書等が必要になります。そのためにも、業者に薬剤の種類を確認されることをお勧めします。また、施工業者が(公社)日本しろあり対策協会に加盟しているか、しろあり防除施工士資格を持っているのであれば、日本しろあり対策協会に相談されることもお勧めします。

19) オートケミカルー1件

1. <バッテリー強化液に異物が混入> △△社のバッテリー強化液を8カ月前に購入し、直射日光の当たらない倉庫に保管していた。2カ月前に単車のバッテリーに半量を注入し、再び同倉庫に保管した。先日、再び注入しようとしたところ、液に容器が劣化したと思われる異物が混入していた。△△社に問合せたところ、現品を回収して調査し「内容液の性状が変わっている。バッテリー液を吸い上げたために液が変質したのではないか」との回答であった。しかし、自分は内容液を吸い上げてはいないので、△△社の説明は納得できない。補償を求めるつもりはないが、この様なことがあったことを報告しておく。(中年の男性)〈消費者〉

⇒当該製品は、精製水に有機ゲルマニウムを配合したものとのことです。通常取り扱いにおいては安定性の高い液体と考えられ、異物混入の原因は分かりかねます。頂いた内容は、個人情報や製品名を伏せて月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

20) おもちゃー1件

1. <塩ビ製プールが原因と思われる皮膚湿疹> 「3週間ほど前に自宅の塩ビ製プールで子ども達を遊ばせていた。3日位したころ子どもの肌が水着の跡に沿って赤く腫れが出、医師からは皮膚湿疹と言われた。一緒に遊んでいた親戚の子どもも同様に発症した。子ども達に共通しているのが、プールでの水遊びなので、プールのメーカーに問い合わせたところ、製造時の安全検査証が送られてきた。何が原因なのか調べる方法は無いか」との相談が30代の母親から入ったがどうか。化学製品PL相談センターは消費生活用製品PLセンターから紹介された。〈消費生活C〉
⇒塩ビ製プールに皮膚湿疹の原因物質が含まれているかの分析は、物質が特定されていない場合は難しいとされています。また、皮膚湿疹の原因については、紫外線や水等他の物との関連も含め、医師とよくご相談頂くようお願い下さい。

21) カビ取り剤-1件

1. <キッチンのカビ除去後に体調不良> 1週間前に、自宅のキッチンの壁や天井のカビ落しを思い立ち、△△社の浴室用カビ取り剤〇〇を吹き付けた。キッチンは換気し、台所用手袋をはめる等、それなりに使用法を守って作業したにもかかわらず、作業後に咳や鼻水が出るようになった。そこで、△△社の相談窓口にも問合せ、水拭きを4日間行っただが、その後も頭痛や喉の渇き、皮膚のヒリヒリ感が続いている。どうすればいいか。化学製品PL相談センターは市役所から紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒お話をうかがった限りでは、既に〇〇の成分は充分除去されているものと思われます。〇〇を使用した当初、作業環境によっては咳が出る等の影響がないとは言えませんが、これらの成分が残留して、人体に悪影響を及ぼしているとは考えにくいでしょう。現在も続く体調不良については、このことに原因を特定せずに、専門医を受診されることをお勧めします。

22) 抗菌剤-1件

1. <空間除菌装置によると思われるのどの痛み> 出先なので製品名は分からないが、2週間ほど前に、超音波噴霧方式の空間除菌装置をキッチンで使い始めた。装置に注入する二酸化塩素水には、装置メーカーの指定する二酸化塩素水ではなく、市販の二酸化塩素水を水で希釈して用いた。キッチンを使用するときに、この装置を連続稼働させていたところ、3~4日して喉の痛みを覚え、咳や痰が出始めた。装置の使用を止めて1週間ほどたって、喉の痛みや咳は治まってきた。この装置が原因だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉
⇒噴霧装置や二酸化塩素水の製品名が不明のため、断定的なことは申せません。室内に二酸化塩素水を噴霧するタイプの空間除菌装置では、噴霧する二酸化塩素水の濃度と量を適正に管理す

る必要があります。お話では、二酸化塩素の水溶液をご自分で希釈されたとのことで、その濃度がどの程度であったか不明です。仮に高濃度の二酸化塩素水が噴霧された場合、喉の痛みを覚える等の症状が出る可能性は否定できません。必ず、メーカー指定の薬液をご使用ください。また、痰がでる等、喉の違和感が続くようでしたら、専門医の診察を受けることをお勧めします。

23) 清浄剤-1件

1. <風呂水清浄剤で風呂の排水栓損傷> 3年程前に家を新築した。風呂の残り湯を翌日も使用できるように、風呂水清浄剤を使用していた。最近になり、風呂の水が翌日になると減っているのので、施工業者に診てもらおうと、「排水栓のゴムが傷んでいて、水漏れしている。多分風呂水清浄剤で傷んだのだろう」と言われた。清浄剤のメーカーに確認したところ、「塩素をベースとした成分が入っているが、量的にはゴムパッキンに影響が無い程度です」と言われたが、使用法通りに使っているのに納得がいかない」と中年の女性から相談を受けているが、このようになる可能性はあるのか。〈消費生活C〉

⇒一般的に風呂水清浄剤は、“ジクロロイソシアヌル酸塩”という成分が使用されているものが多く、これを少量風呂の残り湯に入れることで、雑菌の繁殖を抑えるものです。ゴムパッキンに直接接触するとゴムに影響を受ける可能性があります。風呂の残り湯に決められた量をきちんと溶かせば、影響を与えることはまずないでしょう（後刻、消費生活センターより、「使用法通りに使っているとのことだったが、『浴槽のゴム栓の種類によっては本品が直接接触すると表面がもろくなることもあるので、本品投入後約2～3分たってから、栓の近くのお湯を軽くかき混ぜてください』と使用上の注意に書いてあるので確認すると、「いつも入れた後はかき混ぜていなかった」とのことだった。注意書きをよく読んで使用頂くようアドバイスして終了した」と報告あり）。

24) 染毛剤-1件

1. <ヘアカラーによると思われる白斑> 「数ヵ月前、頭髮の生え際やつむじの皮膚の一部が白くなっていることに気付いた。皮膚科では「白斑の原因はわからない」と言われた。しかし、半年程前にいつもとは違うヘアカラーを使用した際、軽いヒリヒリ感を感じたので、このヘアカラーが白斑の原因ではないかと考えている。この様なことがあるのだろうか」との相談を、40歳代の女性から受けている。化学製品PL相談センターでは、ヘアカラーで皮膚が白くなったという相談事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターの2001年以降の相談事例を検索しましたが、ヘアカラーで皮膚が白くなったとの事例はありません。本件については、日本ヘアカラー工業会や日本化粧品工業会PL相談室にも情

報があるかと思しますので、ご確認されてはいかがでしょうか。

25) 漂白剤-1 件

1. <トイレの洗浄剤から液漏れ> 「9年程前に購入し、棚に放置していた△△社のトイレ洗浄剤〇〇が、最近になって液漏れしていることに気付いた。〇〇は塩素系の洗浄剤と書かれており、棚の塗料がはがれるなどの被害を受けた。△△社に申し出たところ、来訪して現場の写真を撮り、現品を回収した。2日前に△△社から報告書が送られてきて、「9年近く長期保存された製品であり、自然劣化も起こり得る。損害賠償には応じられない」との内容であった。そのような注意書きもないため納得がいかない。棚の修理等の損害賠償を求めたい」との相談を中年の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは、容器の材質や内容物もわからず、また取り扱いに関するどのような注意書きがあるかも把握できませんので、断定的なことは申せません。△△社の報告書にどのように書かれているかが重要かと思われますので、当該資料を持って、弁護士等法律の専門家にご相談されてはいかがでしょうか。

26) 防水材・はっ水剤-1 件

1. <防水スプレーを使用後に呼吸困難> 「先日、△△社のフッ素系防水スプレーを衣類に向けて噴霧して、1分ほどして気分が悪くなった。防水スプレーの使用をやめて通常通り生活したが、就寝後咳が止まらず、翌朝内科を受診したところ『頻呼吸』と診断され緊急入院となった。医師は「防水スプレーの霧を吸い込んだことが原因だろう」と言っており、診断書を書いてもらうことになっている。メーカーに非があるといえるか」との相談を、30歳代の男性から受けているが、どうか。なお、1990年代に防水スプレーに係る事故が多発し、厚生省、通産省（当時）が指導して製品や表示を改良したことは了解している。〈消費生活C〉

⇒防水スプレーについては、1998年に厚生省（当時）が『防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き』を策定する等、業界に指導してきました。本件は、これらの指導に沿って製品が作られ、また正しく表示がされているかが、重要なポイントとなると思われます。本件の損害賠償の可能性等については、当センターは判断できる立場にありませんので、実際の使用状況が注意書きに沿っていたか等、具体的な内容を基に、法律の専門家にご相談ください。

27) 防虫剤-1 件

1. <防虫剤によると思われる体調不良> 自分はマンションに住んでいる。一昨日、隣の住人が玄関にプレートタイプの防虫剤〇〇を取り付けて以来、激しいめまいを感じるようになった。他に

生活環境の変化はないため、体調不良の原因はこの防虫剤にあると考えている。〇〇のメーカーに問合せみたが、当該製品による体調不良の可能性について、明快な答えはなかった。化学製品PL相談センターには過去に同様の相談事例はあるか。なお、自分は柔軟剤で頭痛を覚える等、比較的敏感な体質であると思う。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

(中年の女性)〈消費者〉

⇒プレート型防虫剤によると思われる体調不良については、毎年1件程度相談が寄せられています。しかし、いずれの場合も、防虫剤と体調不良との因果関係は、必ずしも明らかではありません。かかりつけの内科医等の診察を受け、体調不良の原因についてご相談されてはいかがでしょうか。

28) 不明-1件

1. <隣部屋のリフォームが原因と思われる発疹> 自分が住むマンションの隣部屋は、先月からリフォーム中である。5日ほど前から上半身に発疹ができ、皮膚科の診察を受けたところ「ジンマシンではなく、何かに触れて酷くかぶれている」と言われて、薬を処方された。ちょうど発疹が出たころから、隣部屋では塗装工事が始まり、気分が悪くなるような臭いがしていた。塗装工事が発疹の原因というようなことが、あるだろうか。自分はアレルギー体質ではなく、ジンマシンやかぶれなどの経験はない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒伺ったお話からだけでは、かぶれの原因はわかりかねます。一般に「かぶれ」とは接触性皮膚炎を指し、何らかの刺激性の物質に触れた皮膚に湿疹が生じる症状を言います。皮膚科医が「かぶれ」と診断しているのであれば、塗装工事による異臭だけでなく、工事によって生ずる粉塵や飛沫などが原因となっている可能性もあります。また、普段とは違うものに触れた等、工事以外の原因もあり得るでしょう。もう一度こういったことを検討しつつ、医師とよく相談されてはいかがでしょうか。

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般

住宅の新築・改築にあたっては、事前に、使用する建材・施工材・内装材の安全性と効果、作業手順、入居後に要する注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の体調や化学物質に対する感受性などを考慮した上で、それぞれにふさわしい材料、方法を選択するようにしましょう。

“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」、「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。

施工直後は特に化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの換気期間をなるべく長く取り、ご心配なら保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定することをお勧めします。室内空気汚染の原因となる揮発性有機化合物としては、厚生労働省において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、およびフェノブカルブの13物質(最新設定日:平成14年1月22日)について、室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)が示されています(ただし、これは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」より。))また、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

- ◆<ベッドから放散されるホルムアルデヒドの測定法> 自宅で3年前に、ベッドを新調した。それ以来、頭痛がする等、なんとなく体調が悪いと感じていた。最近になって保健所にシックハウスの調査を依頼したところ、ホルムアルデヒドは検出されなかった。自分で、簡易測定キットを購入して検査したところ、ベッドからホルムアルデヒドが検出された。3年たつていまだに、ホルムアルデヒドが放散されているとは考えにくい。どこか、このベッドを検査してくれる機関はないか。化学製品PL相

談センターは保健所から紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒独立行政法人 国民生活センターが検査機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)を掲載しています。また、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトにも、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が掲載されています。ベッド全体のホルムアルデヒド放散量は難しいとしても、ベッドの材料についての検査方法はあるでしょうから、ご相談されてはいかがでしょうか。なお、検査費用は依頼者の自己負担となります。

◆〈ポリエーテルエマルジョンとグリコールの関連性〉 住宅関連の営業の者だが、客先から「新築の家庭用浴槽で湯を沸かしたところ、浴槽の内側に黄色の物質が付着した」と調査を依頼され、調べたところ、グリコールが検出された。発生元を調べているが、配管の製造過程でポリエーテルエマルジョンが使用されていることが分かった。一般的に、このポリエーテルエマルジョンはグリコールとの関連性があるか分かるか。(中年の男性)〈事業者〉

⇒一般的には、ポリエーテルの中にポリエチレングリコールなども含まれ、グリコールとの関連性はありますが、黄色の物質と直接関連があるかは分かりません。詳しくは、配管のメーカーに直接尋ねられるとよいでしょう。

◆〈ラテックス製高反発マットレスからのゴム臭の減臭方法〉 「2年程前に上海でラテックス製高反発マットレスを購入した。購入した当時は気にならなかったが、2ヵ月程前からゴム臭が強くなり、気になって仕方がない。このゴム臭を中和したり消したりする方法は無いか」との問い合わせを中高年の女性から受けたがどうか。なお、販売元は既に倒産しており、製造元も分からず、品質表示もないため、天然ゴム製か合成ゴム製かも分からない。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、ゴム臭の中和や消臭についての知見はありません。一般的に考えられる方法としては、消臭効果のある消臭剤を使用するか、マットレスをニオイの通し難いもので覆うこと等が考えられます。しかし、この場合、消臭剤では、一時的な効果しか得られないこと、ニオイの通し難いもので覆うにしても、感触も変わるので、あまり現実的ではないと思われます。

◆〈ラテックス枕の安全性〉 「6年来、ラテックス枕を使用してきた。今のところ取り立てて体に異常は感じていないものの、最近になってラテックスアレルギーがあることを知り、心配になった。よく見ると枕から白い粉が出ており、知らぬ間にこの粉を吸い込んでいる可能性がある。この枕を使い続けてよいものだろうか。製品はアメリカ製で、販売店は「耐用年数は4年くらいだろう」と言っている。」との相談を、若い女性から受けている。どのように回答すべきか、アドバイスいただきたい。〈消費生活C〉

⇒当センターは、ラテックスアレルギーについて専門的な知識を持ち合わせておりません。公益財

団法人 日本薬学会のウェブサイト

(http://bukai.pharm.or.jp/bukai_kanei/topics/topics15.html) の記載によれば、ラテックスアレルギーは『天然ゴムに含まれるタンパク質が経皮的・経氣的に体内に吸収されると、私達の身体はそれを異物と認識して、それに対抗する抗体を産生します』とのこと。ご心配であれば専門の医師にご相談されるようお話しされてはいかがでしょうか。

- ◆<衣装ケースの安全性> 自宅で今使用しているタンスを市販の検査キットで調べたところ、引き出し中のホルムアルデヒド濃度が高い状態が続いていることがわかった。そこで、プラスチック製の衣装ケースを購入して、衣類を移そうと考えている。市販のプラスチック製の衣装ケースは、人体に有害な成分を放散しないだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒市販の衣装ケースは、ポリプロピレンを成型した製品が大半です。これは、人体に対し極めて安全性の高い樹脂で、ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質を放散する恐れはほとんどありません。しかし、製品によっては、それ以外の成分や材料を用いていることもないとは言えませんので、購入にあたって品物をよく確認し、販売店やメーカーと充分ご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆<家具の残留ホルムアルデヒドに関する情報収集> 最近自宅(マンション)用に食器棚などの家具を、△△で新規にいくつか購入した。自宅に置いたところ異臭がするので、インターネットで調べてみると、有害なホルムアルデヒドが出ている可能性があることがわかった。△△の相談室に問合せたところ、「製品は、国の基準に準拠したホルムアルデヒドの少ない材料を使用している」との回答だった。この家具を使用していて大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドについては、建築基準法で室内の環境基準が定められ、家屋の建設に当たり、その放散量の少ない建材を使用することが義務付けられています。一方、家具については法的規制はありません。業界ではホルムアルデヒドについて自主基準を定め、基準に合格する家具には「室内環境配慮マーク」を貼付しています。△△の相談室の回答は、このことを踏まえてのものと思われます。ホルムアルデヒドは喉や鼻に刺激性のある気体で、「目がちかちかする」といった症状を引き起こすこともあります。保健所によっては、ホルムアルデヒドの濃度測定ができるところもありますので、ご心配であればご相談されてはいかがでしょうか。

2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

- ◆<プレート型虫よけ剤の安全性> 自分はマンションに住んでいる。最近、マンションの若い住人の間で、玄関先にプレート型虫よけ剤を吊るしている家庭が増えている。マンションの玄関側

通路は比較的風通しが悪く、この虫よけ剤の臭いがこもっている。虫よけ剤の成分が、人体に悪影響を及ぼすといったことはないのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒玄関やベランダ、窓等に吊り下げるタイプのプレート型虫よけ剤は、医薬品医療機器等法(旧薬事法)の対象ではない雑貨品です。多くのメーカーから製品が発売されており、除虫菊の成分を基にしたピレスロイド系の成分を用いたもの、それにハーブ系の虫よけ成分を配合したもの等、様々なタイプがあります。一般的には、ピレスロイド系は安全性が高いと言われているものの、個々の製品に関する効能や安全性は、当センターではわかりかねます。対象となる製品の製造元にご確認ください。ご希望があれば、お問い合わせください。

◆〈家庭菜園にこぼれたクレオソート油の安全性〉 2週間ほど前、自宅にある2坪弱の家庭菜園の境界に、木枠の設置を依頼した。業者は、木枠の仕上げに△△社の〇〇というクレオソート油を塗布したが、その際〇〇が菜園土壤に一部こぼれた。クレオソート油は発ガン性が指摘されているとのことだが、この菜園で育てた野菜を食してよいただろうか。なお、△△社に問合せたところ、「〇〇は国の基準に適合しており、問題はない」とのことであった。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒木材の防腐剤として用いられているクレオソート油は、石炭を原料とした製品で、“有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律”の対象となっています。〇〇は、本法律の施行基準に合格するように、発ガン性があるとされる3成分を規制値以下にまで取り除いた製品とのこと。〇〇は水に不溶ですので、ご心配でしたら、菜園の土壤のうち〇〇の付着した部分を、新しい土壤と入れ替える等、ご検討されてはいかがでしょうか。

◆〈除草剤の有害性に関する情報収集〉 「自宅の家庭菜園に、何者かによって除草剤と思われる薬剤を撒かれたと考えている。撒かれたと思われる除草剤を特定するために、近くの量販店で除草剤を調べたところ、農業登録されたもの、そうでないもの等、数種類の製品があることがわかった。各々の製品について、その薬効や有害性等を量販店の『お客様相談室』に問合せたが、適切な回答は得られなかった。どこに訊ねればよいか」との相談を、60歳代前半の男性から受けている。化学製品PL相談センターで対応できるか。(消費生活C)

⇒当センターでは、除草剤に含有される各種成分について、その薬効や有害性を調査し回答することは可能です。しかし、個々の製品についての安全性等の詳細は、把握しておりません。製品固有の使用法や安全性は、そのメーカーが責任もってお答えしますので、個別にメーカーにお問い合わせ頂くようお願いいたします。なお、農作物等(人が栽培している植物の総称)に使用される除草剤は、平成15年に改正された農薬取締法により、販売に当たり登録が必要とされています。一方、農作物等を対象としない「非農耕地専用」の除草剤は、毒劇法等の対象となるもの以外に

については規制がありません。

- ◆<虫よけリングの安全性> 「小学校で児童が、虫よけリングをつけて登校したいという。当該製品のメーカー等は、まだ確認していない。こういった製品は周りの児童等に対して、悪い影響はないだろうか」との相談が、小学校の先生から寄せられた。どのように対応したらよいか、アドバイスが頂きたい。〈消費生活C〉

⇒虫よけリングは多くの製品が市販されており、虫よけ効果のあるというアロマオイルを配合したものが主流と思われます。配合している成分や使用方法、価格等 多岐にわたります。その効能や安全性等は、購入を考えているメーカーにお問合せ頂くようお願いしてください。

- ◆<防虫スプレーの表示> 「ペット(小型犬)を連れて公園に行ったところ、友人の防虫スプレーを自分のペットが被ってしまった。メーカーは分からなかったが、虫よけスプレーに使用されている薬剤の成分を調べてみると、農薬で使用されている成分等があり、内臓に影響があると聞き、ペットには危険だと感じた。ペットに使用しないようには表示されていないので、メーカーにきちんと表示するように指導して欲しい。」との相談が入った。個々のメーカーに直接指導できる立場には無いが、虫よけスプレーの業界に消費者からの意見として伝えようと思うので、どのような業界団体があるか教えて欲しい。〈消費生活C〉

⇒『農薬成分を使用した防虫スプレー』というものが定かではありませんが、防虫スプレーに関連する業界団体としては、日本家庭用殺虫剤工業会、生活害虫防除剤協議会、日本防疫殺虫剤協会があります。

- ◆<防虫剤の胎児への安全性> 自分は妊娠24週の妊婦です。昨日家に有った古い防虫忌避剤を畳にこぼしてしまい、拭き取るのに何分かその周囲の空気を吸い込んでいた。防虫忌避剤の容器の蓋は開いていたので何時からだか分からないが、今までそれを吸い込んでいたと思う。製品は既に製造が中止されているもので、成分は“ピレトリン他”となっているだけでよく分からない。赤ちゃんへの影響は大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒製品の安全性については、製造元でないと確実なことは申せません。ピレトリンは除虫菊(蚊取り線香)の殺虫主成分の一つです。一般的にピレトリンは、『虫の神経系に作用するが、哺乳類にはその程度の量では作用しない』とされています。しかし、胎児への影響となると、知見がありませんので、ご心配であれば、医師又は中毒情報センターにご相談ください。

- ◆<隣家から流入する殺虫剤の消臭方法> 「以前より、隣家が庭に殺虫剤をまいており、この強い異臭に悩まされている。一度隣家に異臭がすることを申し入れたところ、隣家は殺虫剤を〇〇に変

更した。しかし、依然として異臭が続いており、自宅（一戸建て）にいたたまれない。異臭を軽減する方法はないか」との相談を、70歳代の女性から受けている。本人はことを荒立てたくはないとの思いが強い。良いアドバイスはないか。〈消費生活C〉

⇒異臭を軽減する方法として、一般的には、感覚的消臭（香料等の芳香でマスキング）、物理的消臭（活性炭等で吸着除去）、化学的消臭（化学反応を利用して除去・緩和）、生物的消臭（微生物で異臭成分を分解、腐敗防止）が知られています。本件の場合、物理的あるいは感覚的な消臭法が考えられますが、ニオイに対する感受性は個人差も大きく、その効果は限定的と思われる。やはり、風向きを考慮した散布方法等、近隣の方との話し合いの中で解決を図るよう、ご説明されてはいかがでしょうか。

3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等

◆〈エレベーター清掃後の塩素臭〉 先日業者が、自宅マンションのエレベーターを清掃したところ、エレベーター内で強い塩素臭がするようになった。のどや目が痛くなるほどではないものの、その後エレベーターの利用は控えている。この塩素臭は人体に悪影響があるのではないかと。なお、業者は中性洗剤と犬用消臭クリーナー（成分：界面活性剤、防腐剤、植物油）を使用したと言っている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉

⇒塩素は水道水の消毒にも用いられている気体です。公益財団法人日本中毒情報センターの中毒情報(<http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/0033000.pdf>)によれば、0.2ppm程度から臭いを感じ、数ppmになるとのど等に刺激を感じるとの事です。お話では、のどや目が痛くなるほどではないとのことですので、エレベーター内は問題になる濃度ではないものと思われます。なお、お話しいただいた中性洗剤や消臭剤には、塩素を発生させる成分は含まれていないようです。清掃作業に当たって、塩素系の消毒剤を使用した可能性もあるでしょう。時間が経てば塩素臭は薄れていきますが、気になるようであれば、管理会社に相談されてはいかがでしょうか。

◆〈シャンプーの安全性〉 「長年、△△社のシャンプー〇〇を愛用している。先日、米国にいる友人から「〇〇には、米国で問題となった発がん性物質が含まれている」と聞いた。そこで、メーカーに問合せたところ「〇〇の使用による発がんの恐れは極めて低い」とのことであった。何が本当なのだろうか。」との相談が、50歳代後半の女性から寄せられた。化学製品PL相談センターには、何か情報はないか。（後日、この物質が『コカミドDEA』であることが判明）〈消費生活C〉

⇒『発がん性物質』は多岐にわたり、頂いた情報だけでは断定的なことは申せません。米国のお友達の方から、情報源や対象物質名等、より詳しい情報を入手して頂ければ、何らかの調査も可能かと思えます。『コカミドDEA』は、国際ガン研究機関（IARC）が、Group2B「ヒトに対する発癌性が疑われる」に分類しています。これは、実験動物を用いたテスト結果を基にしており、ヒトで発症し

た事例はないとのこと。メーカーの回答はこういった背景によるものと思われます。

- ◆<シャンプーの廃棄方法> シャンプーを購入し使用したら、肌に合わなかったので処分しようと思う。そのまま少しずつ排水溝に流せば問題ないか。役所に聞いたら、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒シャンプーの廃棄方法は、中身は古新聞などに浸み込ませ、生ごみまたは燃えるごみとして(地方自治体の指示に従う)廃棄することになります。

- ◆<トイレの洗剤の種類> 4~5年使用していなかった家を掃除しているが、トイレの便器が酸性系洗剤を使用しても黒いカビと思われる汚れが落ちない。トイレの壁等も同様に黒くなっていて、普通の洗剤では少し薄くなる位で落とせない。どのような洗剤を使用したらよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒一般的なトイレの洗剤は酸性のものが多いのですが、黒い汚れがカビの汚れだとすると、塩素系洗剤が有効です。なお、塩素系洗剤を酸性洗剤の後に使用する時は、酸性洗剤をよく洗い流してからご使用ください。塩素系洗剤は酸性のものとは混ぜると塩素ガスが発生して危険です。また、水垢と埃で黒く固まっている場合は、クレンザー等の研磨効果のあるものを使用するとよいでしょう。

- ◆<トイレの尿石洗浄剤の塩ビ管への影響> 先日、40年来溜まっていたトイレの尿石を除去するために、以前息子がもらっていた業務用のトイレ洗浄剤を使用して除去した。除去はできたが、使用の際は薄めて使用するところを、原液のまま使用したので、家の者から「塩ビ製の下水管が傷んでしまうことは無いか」と言われ、大丈夫かと心配になった。メーカーに確認しようと連絡したが、廃業したらしく電話が通じず、電話番号案内で化学製品PL相談センターを紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは、洗浄剤の成分が分からないので、はっきりとしたことは申せません。しかし、一般の便器の構造からすると、尿石が溜まり、洗浄剤原液に漬けていた部分は便器の陶器部分のみで、塩ビ製の下水管の部分は流す時に接触したと考えられ、原液も水で希釈されて流されるので、影響は少ないと思われます。

- ◆<衣類、紙の無塩素漂白> 最近の衣類や紙に、『塩素系漂白剤を使用していない』旨、記載された製品を見かけることがある。これは、塩素系漂白剤を使うと、人体に有害な成分が製品に残るからなのか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒製品の製造に当たりどのようなプロセスを採用するかについては、多くのメーカーで研究されています。お問合せの件につきましても、メーカー毎に事情は異なるものと思われますので、個別

には、各製品のメーカーにお問い合わせください。

- ◆<衣類や上質紙に使われている漂白剤の安全性> 自分は元来肌が弱く、肌荒れ等をたまに発症している。また、出版物のインクにも敏感で、新聞やパンフレットのインク等で、目が腫れることがある。先日、衣服や上質紙が、塩素系漂白剤で漂白されているとの話を聞いた。塩素系漂白剤は、肌荒れの原因になるのではないか。普段使用している衣服や紙は、皮膚に触れても安全なものだろうか。化学製品PL相談センターは以前相談したことがある。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒紙の漂白には、塩素ガスが従来から用いられてきました。しかし、最近では環境負荷低減の観点から、無塩素漂白が主流となっているとのことです。一方、衣服等に使われる繊維は、素材に合わせて亜塩素酸ナトリウム等により漂白します。最近では省エネルギーの観点で、オゾンを用いた漂白方法も普及してきているとのことです。衣類であれば、使用する前に一度水洗い等することで、残留塩素を更に減らすことも可能でしょう。

- ◆<家庭用合成洗剤の法規制> 「友人から△△社の家庭用洗剤を進められている。しかし、自分としては、本製品の安全性等に、なんとなく確信が持てないでいる。わが国では、家庭用合成洗剤の製造販売に当たって、法律面からの規制はないのか。」との相談を、50歳代の女性から受けている。家庭用品品質表示法等、どのような法規制があるか、一般論で教えていただきたい。〈消費生活C〉

⇒日本石鹼洗剤工業会に確認しましたところ、家庭用品品質表示法等、いくつかの法律が関係するとのことです。家庭用合成洗剤は、家庭用品品質表示法の雑貨工業品に分類され、成分や使用上の注意等に関する表示が規定されています。また、家庭用合成洗剤のうち、野菜等の食品に使用するものについては、食品衛生法で含有成分が規制され、使用基準が定められています。以上の他に、体を洗うための石鹼は、医薬品医療機器等法(旧薬事法)の対象となっています。

- ◆<食品包装紙に使う漂白剤の安全性> 自分は従来から皮膚が弱く、肌荒れ等をたまに発症している。先日購入した食品の包装紙について、その漂白に使われた漂白剤で、肌が傷むことがないか心配になった。食品メーカーに問合せたところ「自社では紙の漂白はしていない。紙の製造元では、二酸化塩素を用いて漂白している」とのことであった。二酸化塩素とはどのような物質か。また、この物質の残留により、肌が荒れる等の可能性はないだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒二酸化塩素は、刺激臭を持つ気体で活性が高いため、消臭・消毒や紙の漂白等に用いられています。この物質は皮膚刺激性がありますが、光や熱等により容易に分解します。包装紙がお手元に届いた時点で、当該成分が人体に影響を及ぼすほど残留しているとは、考えにくいものと思われるます。

- ◆<食品包装紙の漂白方法> 「自分は塩素系漂白剤に敏感なたちである。食品包装紙の漂白方法があるメーカーに問合せたところ、現在も塩素系の漂白剤を使用しているとの回答を得た。10年ほど前に、紙の漂白方法が新聞紙上で話題となったことを受けて、現在は脱塩素化が進んでいるのではないのか」との指摘を、60歳代の男性から受けている。製紙業界の漂白方法について、最近の動向など情報はなにか。(消費生活C)

⇒紙製品の漂白にどのようなプロセスを採用するかについては、メーカー毎に事情は異なるものと思われます。製紙業界では、無塩素漂白プロセスに切り替えている企業もあるようですが、個別の事情などについては当センターも把握しておりません。

- ◆<洗濯槽クリーナー使用後の槽内汚れ> 先日思い立って、洗濯機(1槽式)に△△社製の洗濯槽クリーナー〇〇(酸素系)を仕掛けた。取り扱い方法通りに実施したところ、汚れが浮いてきて、なかなか排水がきれいにならない。メーカーの相談窓口へ問合せ、〇〇による洗浄を計3回、またその後のすすぎを10回程度繰り返したが、排水中の浮遊物が完全には取り切れていない。自分の子供は湿疹ができやすく、皮膚科では接触性皮膚炎と診断されている。ずいぶん減ったとはいえ浮遊物が目につく状態で、子供の肌着などを洗濯してよいものだろうか。(若い女性)(消費者)

⇒一般に洗濯槽の汚れは、洗濯槽の裏側についた黒カビ等によるものと説明されています。本件は、洗濯槽クリーナーにより、汚れが少しずつ剥がれ落ちてくるためと考えられます。洗濯槽の汚れがひどいと、なかなか排水中の異物がなくなることがあります。この浮遊物、お子様の健康への影響については、医学的な専門知識を持つかかりつけの医師にご相談ください。

- ◆<洗濯用洗剤の環境負荷> 家庭で、おしゃれ着や高級肌着などの洗濯をするに当たり、衣服にやさしい洗剤が各種販売されている。成分名を見るといろいろな名称が記載されているが、これらの成分は環境には影響がないのだろうか。インターネットを見ると、いろいろなことが書かれており、何が本当かの判断がつかない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)(消費者)

⇒洗剤の環境負荷は古くから話題になり、メーカーサイドでも改良を重ねてきています。例えば、家庭排水中の洗剤で河川が泡立つ問題に対して、生分解性に優れた成分に切り替えて問題に対処しました。また、洗浄助剤のリン酸塩が湖などの富栄養化の原因と疑われた際には、自主的に無リン化を推進しました。業界では、この様な企業努力を継続して、環境負荷低減を推し進めています。日本石鹼洗剤工業会のウェブサイト(<http://jsda.org/w/index.html>)に、こういった情報が整理して掲載されています。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構が発行している、「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ洗剤(家庭用)」

(<http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/pdf/detergent.pdf>)には、洗剤の構成成分等基礎的なことが、よくまとめられていますのでご一読ください。

- ◆<知り合いから譲られた洗濯石鹼の安全性> 10年以上前に生産されたものと思われる洗濯用粉石鹼を、知り合いから譲り受けた。成分表を見ると『蛍光剤』が配合されており、更に『有機リン酸塩は配合していませんが、生産上の都合で微量のリン成分が検出されることがあります』と記載されている。これらの成分は、人体や環境に影響があるのだろうか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒一般的に洗濯用洗剤は、実際に使用される範囲の条件に基づいた評価が行われており、人体や環境に対する安全性に問題はありません。しかし、個々の製品の安全性については、そのメーカーが責任もってお答えしますので、メーカーのお客さま相談窓口等へお問合せください。なお、洗濯用洗剤中の蛍光剤の安全性については、国立衛生試験所(現 国立医薬品食品衛生研究所)の詳細な試験等で確認されています。また、リン酸塩についても、かつて湖等の富栄養化現象の一因とされましたが、既に業界では自主的に無リン化を達成しています。日本石鹼洗剤工業会のウェブサイト(<http://jsda.org/w/index.html>)や、独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/detergent/detergent3.html>)に関連した記事がありますので、参考にしてください。

- ◆<クエン酸と重曹を混ぜた場合の安全性> 「掃除の時にクエン酸と重曹を混ぜて使うと泡が出てきれいに落ちるが、これは混ぜても安全なのか。また、安全な場合は、混ぜる割合をどの位にしたら一番効果的か分かるか」との問合せを70代の男性から受けたが、どうか。〈消費生活C〉

⇒クエン酸と重曹を混ぜると化学反応でクエン酸ナトリウムという塩と水と二酸化炭素ができます。この二酸化炭素が混ぜた時に発泡する泡の正体です。これらは、一般的には、家庭で 사용되는量程度では体に害を及ぼすことは無いと言われています。また、化学反応が効果的に行われる割合はクエン酸と重曹と重曹の重量比が約1:1の割合です。なお、国民生活センター発行の国民生活(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201311_15.pdf)によれば、クエン酸と重曹を混ぜて掃除に使用すると、発泡する力で排水管などの汚れやぬめりを落とすことができるとされています。

- ◆<漂白剤で拭いたクロムメッキ製品の安全性> 3年ほど前に、自宅のスチールラックを台所用漂白剤で拭いたことがある。このラックは表面をクロムメッキした製品であり、クロムメッキと漂白剤で有毒な六価クロムが発生したのではないかと、今になって心配になっている。今、自宅には生後3カ月の乳幼児がいる。残留する六価クロムの影響を受けることはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒家具等を漂白剤で処理した後は、水拭きするなどして漂白剤を除去されたことと思います。一般的には、通常的生活条件では、クロムメッキされた家具の表面を、漂白剤でふき、また水拭きする操作で、六価クロムを含む化合物が発生することはないと考えられます。過度に心配されることはないでしょう。なお、漂白剤で金属は錆びるので、金属表面には使用するべきではありません。

ん。

- ◆〈泡切れの良い洗濯用洗剤〉 家庭で洗濯をしていて、泡切れが悪いことに悩まされている。泡切れがよく、すすぎの楽な洗剤を紹介してほしい。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、特定の製品を紹介することは行っておりません。洗剤メーカーの相談窓口等にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆〈隣家の洗濯によると思われる異臭〉 6ヵ月前に、一戸建ての借家に入居した。しかし入居した当初から、隣家から流れてくる薬品臭のような異臭に悩まされている。隣家では毎日、大量に洗濯しているように見受けられることから、何らかの特殊な洗剤等を使って洗濯しているのではないかと考えている。人体に有害な成分が使われていないだろうか。同居する主人は、異臭等を感じてはいないようだ。化学製品PL相談センターは娘がインターネットで調べた。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒お話をうかがった限りでは、感じられている異臭が洗濯によるものかどうか判断できません。隣家が使われている洗剤等の種類なども不明なため、人体への影響もわかりかねます。実際に異臭を感じる時に隣家の住人と話し合い、異臭の影響を軽減する解決策をご相談されてはいかがでしょうか。この際、中立的な第三者に立ち会っていただくことも、スムーズな解決をはかる上で有効でしょう。

4) プラスチック製食品用器具・容器包装

プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、耐熱温度を超えて使用した場合には、プラスチックが溶けて中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで使用する際には、各製品の取扱い上の注意を事前に確認してください(プラスチック製の「台所用容器等」および「皿等」は、家庭用品品質表示法によって、電子レンジでの使用の可否等の表示が義務づけられています)。

ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温めたり、温めた油性の食品、揚げ物や焼きたての油物を載せたりするのに、プラスチック製食品用器具・容器包装を使用することは控えましょう。

なお、プラスチックを誤って食べてしまった場合、プラスチックそのものは腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。しかし、大きさや形状によっては、消化器官の一部を傷つけたり喉に詰まって窒息したりする恐れもありますので、特に小さなお子様にはご注意ください。

- ◆〈たばこ消しの安全性〉 100円ショップで、たばこ消し（穴にたばこを差し込んで、たばこの火を消す用具）を購入し、もう3年ほど使用している。今になって、この器具からダイオキシンが出ているのではないかと心配になったが、どうか。化学製品PL相談センターは他のPLセンターから紹介された。（高齢の男性）〈消費者〉
- ⇒お話をうかがった限りでは、製品の材質がわからないため断定的なことは申せません。一般的に言って、当該製品の材質が金属やガラス、陶器、木材であれば、ダイオキシンは発生しません。また、プラスチック製でも、熱に強いフェノール樹脂等であれば、ダイオキシンが発生する心配はありません。
- ◆〈トイレの給水タンクが樹脂製の訳〉 4年程前に建売住宅を購入。2年後に2階のトイレの給水タンクの色が薄黄色に変色していることに気づき、メーカーに問合せたところ、給水タンクはABS樹脂とのことであり、ABS樹脂は紫外線に変色するとのことであった。それから2年経過したが、現在では殆どベージュ色になっている。このようなことがあるのか。消費生活センターに問い合わせたら化学製品PL相談センターを紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉
- ⇒ABS樹脂は樹脂の中でも耐衝撃性や加工性、硬度に優れます。また、外観は美しく、光沢にも優れているので、広い用途で使用されています。しかし、直射日光にはあまり耐性はないとされています。トイレの環境条件もあるとは思いますが、変色の可能性は否定できません。
- ◆〈一部が融けたお玉の柄の安全性〉 自宅で料理中に、火にかけた鍋に乗せておいたお玉の柄の部分が、一部融けて鍋の胴に付着していることに気付いた。直ちに、このお玉は廃棄し、また融けたものが付着した鍋は洗剤で洗って、付着物を除去した。しかし、お玉の柄が融けたことにより、人体に有害なものが発生して、鍋に付着しているのではないかと不安である。この鍋を使い続けてもよいものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中高年の女性）〈消費者〉
- ⇒家庭料理に使うお玉の柄には、ポリプロピレンやポリスチレン、ナイロンといった熱可塑性（高温で融ける性質）の樹脂を使った製品が見受けられます。この場合、熱くなった鍋の胴に触れて、柄の樹脂が一部融けることはあり得ます。しかし、一部融けた樹脂により、人体に有害な物質が発生するという可能性は、極めて低いと考えられます。お問合せのケースでは、既に鍋に付着した樹脂はきれいに除去されているとのことですので、この鍋を使い続けても有害物質の問題はないでしょう。
- ◆〈塩ビ可塑剤に関するレクチャーを希望〉 自分は、家具等の販売会社でお客様相談業務を担当している。先般、塩化ビニル樹脂製の床敷についてお客様よりご相談を頂いたこともあり、塩化ビニル樹脂の可塑剤について知識を深めたいと考えている。可塑剤の種類や特性、分析方法等について、レクチャーをお願いできないか。化学製品PL相談センターは以前コンタクトしたことがある。（中

年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。また、お問合せの塩化ビニル樹脂の可塑剤について、当センターは一般的な情報しか持ち合わせておりません。お問合せの可塑剤については、たとえば可塑剤工業会が提供する『暮らしの中の可塑剤』(http://www.kasozai.gr.jp/siryu/kaso_kurasi.pdf)等、関連の各工業会等から、各種の情報がインターネット他に掲示されていますので、ご参照ください。

- ◆〈室内水槽の恒温ヒーター内容物の安全性〉 「室内に設置している水槽に取り付けた、水温を一定に保つヒーターを誤って破損させ、ヒーターの内容物が飛散した。これは、人体や水槽内の生物に対して安全なものか。ヒーターの説明書には、成分として『珪砂、雲母』と記載されている。」との相談を、40歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒珪砂や雲母は、海岸や河川敷の砂に多く含まれる無機化合物であり、動植物に対して無害な物質です。しかし、ご相談の内容では、珪砂や雲母にどのような加工がされているか分からないため、断定的なことは申せません。機器の製造元にお問合せ頂くよう、お話してください。

- ◆〈取り置いた梱包用シートが粉体化〉 昨日、押し入れに保管していた梱包用シートを取り出したところ、粉体状にぼろぼろになっていた。数年前に購入した電気製品の梱包材だと思うが、はっきりしない。この様なことがあるのだろうか。また、この粉体は安全だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒入手経路がはっきりしないため、断定的なことは申せません。電化製品等の梱包材には、ポリエチレンやポリスチレン等の樹脂のほか、環境への配慮から生分解性樹脂が用いられることがあります。生分解性樹脂は、自然界の微生物により徐々に分解される性質をもつため、長い時間放置するとぼろぼろになります。仮に、お問合せの梱包材がこのタイプのものであれば、粉体状になることもあり得ます。この場合、粉体はデンプン由来等無害のものと思われるので、通常の拭き掃除に倣って、粉体を除去されてはいかがでしょうか。

- ◆〈手作りの漬物を保管するために適切なポリ袋〉 「手作りの千枚漬けを、ポリ袋で保管しようと考えている。漬け汁には酢を使う。どのような材質の袋を使えばよいか」との相談を受けている。どのように答えればよいか、教えていただきたい。〈消費生活C〉

⇒酢は、酢酸の薄い水溶液です。ポリエチレン等の透明なポリ袋は、酢酸水溶液に対して十分な耐食性がありますので、本用途に適切でしょう。チャックの付いたもの等、いろいろなタイプが「漬物袋」として商品化されています。

- ◆〈樹脂選定の助言〉 自分は△△社の工業デザイナーである。今般、顧客が製造販売しているある

種の容器について、新たなデザインを提案するよう依頼された。材質は現在の容器と同様、ポリプロピレンを採用したいと考えている。どのようなポリプロピレンのグレードを選定すればよいか、アドバイスをいただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に対するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、新製品の用途や要求品質等を基に、樹脂加工メーカー等と具体的にご相談ください。

◆〈焦げた鍋敷きの処置〉 先日、片手鍋の底に鍋敷きが張り付いていることに気付かずに、そのままコンロの火にかけた。すると、黒煙が上がり始め臭いがしたので、直ちに火を消して水につけた。鍋敷きは底が焼け焦げていた。この鍋敷きは土産物として頂いたもので、樹脂製ではあるが、メーカーも材質も確認できない。コンロの五徳や鍋の側面に樹脂の焼け焦げやススが付着し、臭いが取れない。どうすればいいだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒鍋敷きの材質が分からないため、断定的なことは申せません。一般的に、樹脂は煙を上げて燃え、特有の臭気を発生させます。燃焼ガスは人体に有毒な成分を含む場合もあるため、吸い込まないよう注意が必要です。燃焼後の焼け焦げや臭気は、こそぎ落として中性洗剤等で洗浄したりすることで、除去することが可能かと思われます。

◆〈水道水中の白い浮遊物の安全性〉 「11年程前に家を建て、5年程して水道の水圧を上げたところ、水道水に細かな白い浮遊物が混じるようになったが、当時は原因が分からなかった。最近、住宅の10年目点検で原因が分かり、「蛇口の先にホースが収納されているタイプの給水具の、ホースの内面をコーティングしている熱可塑性エラストマー(TPE)というゴム状の樹脂が、剥がれて出てきた」とのことだった。住宅メーカーは「人体には影響は無い」と言っているが、5年以上もそれを飲んでいたと思うと、子どもも居ることだし、本当に安全なのか心配だ」との相談を40代後半のご夫婦から受けているがどうか。国民生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費生活C〉

⇒熱可塑性エラストマーは、柔軟性と耐候性を併せ持った樹脂です。体内に入っても吸収されることは無く、そのまま体外に排出されてしまいます。そのようなことから、住宅メーカーは「人体に影響は無い」と言われたのだと思われます。ご安心頂くようお伝えください。

◆〈電子レンジにかけてしまった弁当箱〉 先ほど、息子の弁当箱を、中身を入れたまま電子レンジに2分かけた。息子は「少し臭いがする」と言いながら、弁当を食べてしまった。弁当箱を洗う段になって、箱の注意書きに『電子レンジで加熱する場合は、中蓋を外すこと』と書かれていることに気付き、心配になった。中蓋は『EVA製 耐熱温度60℃』と書かれており、今見ると表面がざらざら

になっているように思う。中蓋から有害物質が生じて、息子の健康に害を及ぼすような怖れはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒EVAは、エチレン系の樹脂で、弾力性があり成型性に優れているため、家庭内でも様々な場所に使われています。比較的高くない温度で柔らかくなるため、熱のかかる場所では取り扱いに注意が必要です。お問合せの弁当箱中蓋では、電子レンジにかけると耐熱温度60℃を超える怖れがあるため、取り外すよう注意書きされているものと思われます。しかし、EVAは200℃程度にならないと分解しませんので、お聞かせいただいた使用状況であれば、一部表面のざらつき等の変形があったとしても、過度にご心配されることはないでしょう。

◆〈融けた哺乳瓶キャップの有害性〉 自分の子供の授乳に使用している哺乳瓶を熱湯消毒した際に、乳首の保護キャップが湯に浮き、鍋のふちに触れて溶融変形した。融けたキャップから有害な化学物質が発生して、消毒に使った鍋やその周りの食器等に付着しているのではないかと心配している。このキャップは『ポリプロピレン製』と表示されており、メーカーに問合せたところ「キャップが融けても有害物質は発生しない」との回答だった。本当に安全だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒製品の安全性は、その製品のメーカーが責任もってお答えします。本件の場合、キャップの材質表示にある『ポリプロピレン』は、食品容器等にも用いられている安全性の高い樹脂です。一般的には、この樹脂が一部融けても、有害な成分が発生することは考えにくいので、メーカーの回答は信頼度が高いものと思われます。

◆〈劣化したシリコン容器の安全性〉 「2年程前からレンジで使えるシリコン容器を使用している。最近、容器の縁の部分が粉を吹いた様に白っぽくなってきた。購入元に問い合わせたところ、「劣化したのでしょう」と言って交換してくれることになった。これは劣化なのか。また、劣化したものが体内に入っても大丈夫か」との問い合わせを受けたがどうか。(消費生活C)

⇒劣化かどうかは、現物を見ていないのではっきりは申しませんが、劣化の可能性が高いと思われます。また、万一、劣化したシリコンを食べても、体内で吸収されず排泄されますので、ご安心頂くようお願いください。

5) その他の化学製品、化学物質等

◆〈ACアダプタープラグの安全性〉 「1週間前に、10ヶ月の乳児が目を離したすきに、電子機器のACアダプタープラグをなめていた。かかりつけの小児科に事情を説明して受診したところ、「異常はない」と言われ、また、電子機器のメーカーにも問い合わせても「有害なものは使用していない」

と言われた。本当に安全であると信じてよいだろうか」との相談を、若い女性から受けている。化学製品PL相談センターには、同様の相談案件はないか。〈消費生活C〉

⇒2001年以降の相談データを検索しましたが、同様の相談事例はございません。お子様がなめたプラグに異物が付着している様なことがなければ、過度に心配されることはないでしょう。

◆〈アルミ鍋と痴呆症の関係〉 「アルミ鍋を使おうと思ってはみたものの、以前「アルミニウムは痴呆症を引き起こす」と聞いたことがあり、躊躇している。アルミニウムの調理器具は使わない方がいいのだろうか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで対応していただけないか。〈消費生活C〉

⇒相談者がより詳しい説明をお求めでしたら、当センターをご紹介ください。なお、アルミニウムとアルツハイマー型の痴呆症については、厚生労働省もそのホームページで『一時期、アルツハイマー病とアルミニウムの関係があるといった情報もありましたが、現在は、この因果関係を証明する根拠はないとされています。』と、否定的な見解を明らかにしています
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/aluminium/)。また、“「アルミニウムと健康」連絡協議会”のホームページに、詳しく説明されています
(http://www.aluminum.or.jp/aluminum-hc/p_3/index.html)。

◆〈アロマオイルの成分照会〉 「先日、TVで話題となったアロマオイル〇〇を通信販売で購入した。届いた製品の成分表示を見ると、『天然精油』の他に『TEC』と記載されている。これはどのようなものかわかるか」との問い合わせを、70歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉
⇒『TEC』との略号だけでは、その成分を特定することができません。〇〇の成分や安全性は、メーカーにお尋ねください。なお、香料を溶かす溶剤として、クエン酸トリエチル (TRIETHYL CITRATE、略号『TEC』) を用いることがあります。お尋ねの成分がこれであるとすれば、リップクリームなどの化粧品の成分や食品添加物として使用が認められている化学物質です。

◆〈ケミカル臭によると思われる体調不良〉 2年程前に、スプレー式の潤滑油を使用してから、頭痛やめまい、吐き気に悩まされるようになった。内科を受診して鎮痛剤を処方されたが、「原因はわからない」とのことだった。今では、ある種の洗濯用洗剤や台所洗剤、柔軟剤、靴クリーム、合成糊等で頭痛などが発症する。どうすればいいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、医療に関する知見は持ち合わせておりません。体調が思わしくない場合は、専門の医療機関を受診されることをお勧めします。化学製品に対する感受性は人それぞれで、多くの人が好んで使用する製品でも、人によって体に合わない場合もあります。体に合うもの、合わないものを選別しながら、化学製品を便利にお使いいただくよう、お願いします。

◆<シーリングライトの安全性> 自宅のシーリングライトを買い替えようと考えている。△△社の新製品〇〇は、『汚れが付きにくい加工』がされているとのことで、興味を持った。乳幼児が寝起きする部屋に設置するつもりなので、この加工の安全性が気になっている。これは、人体に有害ではないだろうか。△△社は「安全である」と言っている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇の商品情報を調べてみましたが、『汚れが付きにくい加工』に用いる材料等の技術的な情報が一切公開されていないため、その安全性について断定的なことが申せません。△△社に使用方法などを伝えて、再度納得のいく回答を求められてはいかがでしょうか。

◆<スキンケアクリームの安全性> アトピー体質に悩まされてきた娘が、結婚して妊娠している。娘はアトピー対策で様々なクリームを試す中で、最近△△社の基礎化粧品〇〇が気に入っている。しかし、娘は妊娠中なので、〇〇にステロイド剤が使われていないか心配である。〇〇に関しての問合せ事例はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターの2001年以降の相談事例を検索しましたが、△△社或いは〇〇に関する相談事例はありません。化粧品として認定された製品には、医薬品医療機器等法(旧薬事法)の規制で、ステロイドを配合することはできません。〇〇が正しく旧薬事法上の認定を受けた製品であれば、ステロイドは使われていないと思われます。しかし、当センターは化粧品に関する専門的な知識は、持ち合わせておりません。ステロイドが使用されているかを検査するのであれば、独立行政法人国民生活センターのウェブサイト、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。また、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトにも、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が掲載されていますので、ご参照下さい。なお、検査費用は依頼者の自己負担となります。

◆<タトゥーシールの安全性評価> 自分はラベルメーカーで、新規分野としてタトゥーシールの商品化を検討している。タトゥーシールは肌に直接転写するため、皮膚障害を起こさないことを確認しておく必要があると考えている。化学製品PL相談センターでパッチテストを行って、皮膚障害の可能性を評価できるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。また、製品を分析・評価する機能も持ち合わせておりませんので、ご相談には応じかねます。

◆<ヘアマニキュアが皮膚に付着して落ちない> 3週間程前に美容院でヘアマニキュアをし、その時首にヘアマニキュアが付いた。美容院では「2日位で取れる」と言ったが、今日になっても取れない

ので、再度美容院に問い合わせたところ、今度は「30日位かかる」と言われた。首に付着したヘアマニキュアの色は落ちるのか心配だ。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ヘアマニキュアは皮膚の表面に付着しているものですので、人間の皮膚は新陳代謝もありますから、必ず落ちます。無理に落とそうとして擦ると、皮膚が炎症を起こしてシミになることがあるのでご注意ください。

- ◆〈ラッカーズプレー内容物の安全性〉 家庭用に黒色のラッカーズプレーを半年前に購入し、一部使用して庭先の棚に保管しておいた。先ほど、庭に出た際にラッカーズプレーの底から内容物が漏れ出して、周囲にマニキュアに似た臭いが立ち込めていることに気が付いた。この内容物は人体に安全か。また、付着したラッカーを除去する方法はあるか。ラッカーズプレーの製造元は、本体が汚れているため確認できない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒家庭用ラッカーズプレーは、アクリル樹脂と顔料を主成分とし、有機溶剤で希釈したものが多くあります。更に製品によっては、ニトロセルロースの添加やシリコーン変性等で特徴を付与しています。有機溶剤には、芳香族やケトン類、アルコール類が用いられているものが多く、この場合多量に吸引すると強い中枢神経抑制作用(所謂“シンナー中毒”症状)を呈します。しかし、「ラッカーズプレー」というだけでは断定的なことは申せません。本体の製造元の記載部分を何とか読み取り、製造元に具体的な安全性と除去方法をお問合せ頂くようお願いいたします。

- ◆〈銀を練りこんだ抗菌仕様の風呂蓋の安全性〉 「先日、自宅の風呂蓋を交換しようと思い立ち、銀の抗菌作用を謳った製品〇〇を購入した。しかし、今になってその安全性が気になっている。〇〇は人体に無害だろうか」との相談を、70歳代の女性から受けている。製品の安全性はメーカーに問い合わせるようお答えはするが、化学製品PL相談センターに〇〇に関しての情報が無いのか。〈消費生活C〉

⇒当センターの2001年以降の相談事例を検索しましたが、〇〇に関する相談事例はありません。〇〇の商品説明によれば、厚生労働省の『食品、添加物等の規格基準』に準じた試験で、安全性を確認しているとのこと。こういった情報を参考にしながら製品の具体的な安全性について、直接メーカーにご確認くださいよう、お伝えください。

- ◆〈空間除菌剤の空气中二酸化塩素濃度測定〉 手元に、二酸化塩素による空間除菌を謳う製品がある。この製品による大気中の二酸化塩素濃度が知りたい。化学製品PL相談センターで分析は可能か。化学製品PL相談センターは、他の機関から紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターでは分析・検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、および独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する

機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。

- ◆<劇毒物の管理> 現代は、人体に有害な化合物が、化学的に合成されて多数使用されていると聞き及んでいる。毒性のある有害物質は、国内ではどのように管理されているのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒「人体に有害な化合物」の対象は漠然としており、一概には申せません。化学物質は多岐にわたって規制されており、例えば、毒性の強い化合物について、厚生労働省は『毒物及び劇物取締法』を定め、その製造や取り扱い等について細かく規制しています。一方、劇薬や毒薬についても同様に『医薬品医療機器等法(旧薬事法)』を定めて、行政が承認、監督等を行うことを定めています。

- ◆<抗菌成分トリクロサンの安全性> 「最近、テレビで抗菌成分『トリクロサン』の有害性が報じられた。米国ではこの成分の使用が禁止されたそうだが、国内で規制がないのは問題ではないのか」との問い合わせを、40歳代の男性から受けている。化学製品PL相談センターには、本成分に関する情報がないか。(消費生活C)

⇒『トリクロサン』は、化学名を「5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール」と言い、グラム陽性菌に対する静菌力を持つ抗菌成分とされています。従来から、手指の消毒用薬用せっけん等の成分として、よく配合されています。しかし、米国ではその効能と安全性が問題視され、2014年5月に、米国ミネソタ州が、『トリクロサン』を含む製品の販売を法律で禁止すると発表しました。一方で、米国食品医薬局は2013年に、除菌成分を含む石けん等の効能や安全性を示す臨床データの提出を指示しました。『トリクロサン』についても、これらの作業の中でより詳細な情報が整理されるものと思われます。

- ◆<使い捨てカイロの中身の安全性> 昨日、誤って布巾と使い捨てカイロを一緒に洗濯機に入れてしまった。この布巾は再度洗えば害はないか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒使い捨てカイロの主成分は鉄粉ですので、布巾に付着した程度では身体に害になることはありません。しかし、鉄粉が付いたままの布巾で食器を拭いたりすると、表面に傷をつける可能性がありますので、よく落としてからご使用ください。

- ◆<使い捨てマスクの安全性> 秋になると、外出時に使い捨てマスクをいつも使用するようになる。毎日使うものだから、その安全性が気になった。材質表示を見ると『ポリプロピレン』と書かれてあるが、これは長時間、毎日使っても人体に害はないものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話頂いた『ポリプロピレン』は、日用品等で多く使われている汎用のプラスチックです。食料

品を包む袋やラップフィルム等に使われている『ポリエチレン』と同様に、人体に対し極めて安全性の高い樹脂です。これらの樹脂で作られた製品は、安心してご使用頂けます。ただ、メーカーによってはそれ以外の成分を添加している可能性もないとは言えませんので、ご心配であれば、お使いの製品のメーカーにその安全性についてお問合せください。

- ◆<子供服に使われている発光材料の安全性> 「孫が着ているキャラクター付きの衣服は、暗がりでは発光する。光を発する材料が使われているようだが、この材料は子どもに安全だろうか」との相談を、60歳代の男性から受けている。製品は中国製と書かれており、国内での輸入元は不明である。この発光材料は安全と考えてよいだろうか。〈消費者団体〉

⇒暗がりでは光を発する発光材料は、20年以上前から、放射性物質を含まない無機化合物が使われています。現在、主流と言われるアルミナ系の酸化物についても、人体に影響があるような情報は確認できません。しかし、お問合せの衣服にどのような発光材料が使われているか不明のため、断定的なことは申せません。製品の安全性については、本件の場合、国内の輸入元が責任もってお答えする立場にあります。ご心配でしたら販売店に確認して、国内の輸入元に問い合わせせてみてはいかがでしょうか。

- ◆<縮毛矯正の安全性> 「1ヵ月ほど前、美容院で縮毛矯正を頼んだ。作業途中、アイロンで仕上げる際に立ち上がる白い煙を吸い込んでしまった。これは人体に有害なものだろうか。縮毛矯正液には成分として『シクロペンタシロキサン』他の成分が記載されていた。なお、現在、体調に異常は感じていない」との相談を、30歳代の女性から受けているが、問題ないだろうか。〈消費生活C〉

⇒製品名や成分等の情報がないため、断定的なことは申せません。お話にある『シクロペンタシロキサン』は、シリコンオイルの成分で、150～200℃で蒸発します。アイロンをあてると白い煙を上げて蒸発する可能性があります。化粧品などにも使用されている極めて有害性の低い成分です。しかし、それ以外にどのような成分が使われているかわかりません。ご心配でしたら、美容院或いは縮毛矯正液のメーカーに問い合わせるよう、お話してください。

- ◆<潤滑用スプレーの安全性> 「4日程前、自転車チェーンに潤滑スプレー〇〇を噴霧した際、噴霧液を多少吸い込んだように感じた。その後、特に体調に変化はないものの、体に害はないだろうか」との相談を、20歳代の男性から受けた。相談者には、体調に異常を感じるようであれば病院に行くべきであること、また製品の安全性については製造元に問合せるべきことを伝えたが、他にアドバイスすべきことがあれば教えていただきたい。〈消費生活C〉

⇒〇〇は、潤滑剤としてフッ化カーボンを配合した製品です。具体的な含有成分の表示がなく、また安全データシートも公開されていないため、その安全性はわかりかねます。「体調次第で医師の診察を受けること、〇〇の安全性について製造元に納得のいく説明を求めること」の指導で十

分かち考えます。

- ◆〈除菌紙の安全性〉 30歳の娘が、手等を拭くときに除菌紙をよく使っている。娘は最近になって、除菌紙にトリクロサンが含まれていることを知り、この成分の安全性を調べている。発ガン性等の安全性情報があれば教えてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒トリクロサンは、化学名を「5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール」と言い、グラム陽性菌に対する静菌力を持つ抗菌成分とされています。手指の消毒用薬用せっけんの成分として、よく配合されています。安全衛生情報センターが公表している安全データシート (<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/3380-34-5.html>) によれば、発ガン性について、『マウスを用いた18ヵ月間の経皮毒性試験で、発がん性はなく、病理的な異常、腫瘍形成の異常は認められなかった』ものの、『データ不足で分類できない』とのこと。2013年12月に米国食品医薬局は、除菌成分を含む石けん等の、効能や安全性を示す臨床データの提出を指示しました。トリクロサンについても、これらの作業の中でより詳細な情報が整理されるものと期待されます。

- ◆〈消毒用エタノールの廃棄方法〉 家の中を整理していたら、未開封の消毒用エタノール500mlが2本出てきた。そのまま下水に流すのは良くないと思い、消費生活センターに問い合わせたら、化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒家庭内で発生する廃棄物の処理は、居住する自治体が窓口となると思われます。本件は、まずお住まいの自治体の廃棄物担当課にご相談くださるよう、お願いします。

- ◆〈浄水器の脱臭殺菌の信憑性〉 「ある種の金属合金でできたフィルターの浄水器〇〇を購入した。購入時に、「この浄水器は水を通すと、金属イオン効果で脱臭、除菌・抗菌を行う」と書かれていたが効果が感じられない。書かれていたことは本当か」との問合せを中年の男性から受けたがどうか。(消費生活C)

⇒個々の製品の効果については、当センターでは分かりかねます。メーカーに効果を記載した根拠を確認されてはいかがでしょうか。なお、一般的には、金属イオンに殺菌効果があると言われており、実験データなども公表されていますが、なぜ殺菌効果があるのかは今のところ諸説あるようです。

- ◆〈水酸化ナトリウム水溶液の性状〉 産業廃棄物処理を請け負っている業者である。今般ある解体現場で、『水酸化ナトリウム20%水溶液 医薬用外劇物』と記載された10Lポリ缶3缶が出た。これほどのようなものかわかるか。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒お問合せの薬品は、pHが14以上の極めて強いアルカリ性の水溶液です。廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

- ◆〈断熱材に触れた手に残る光沢ある異物の安全性〉 先日、自宅の断熱性を高めるために、ホームセンターで発泡スチロール製の断熱材を購入し、床下や窓枠に取り付けた。作業を終えた後になって、手にキラキラとした光るものが付着していることに気が付いた。これは人体に有害なものではないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)
〈消費者〉

⇒発泡スチロール製の断熱材は、ポリスチレンの発泡体で作られています。ポリスチレン自体は無色で光沢はなく、また人体への有害性低いものと思われます。しかし、手に光沢のあるものが付着したとすれば、断熱材を製造する際に添加した何がしかの添加物(難燃剤や帯電防止剤、安定剤など)が、手に付着した可能性が考えられます。製品の安全性については、メーカーが責任を持ってお答えしますので、当該断熱材のメーカーに状況を話されて、安全性に関する説明を求められてはいかがでしょうか。

- ◆〈電子たばこの安全性〉 「1年ほど前から、禁煙のために△△社製の電子たばこ〇〇を愛用してきた。しかし、今日になって「電子たばこの煙から、発ガン性物質のホルムアルデヒドが検出された」との報道を見て、非常に驚いている。この製品は、身体に有害なものなのだろうか」との相談を、40歳代の男性から受けている。△△社に問合せたところ、「第三者認証を受けており、ホルムアルデヒドは検出されていない」との回答であった。化学製品PL相談センターには、厚労省の分析対象商品名等、新聞情報以上の情報はないか。〈消費生活C〉

⇒当センターにも、一般に公開されている以上の情報は入っておりません。「ホルムアルデヒドは含まれていない」という根拠を確認するために、△△社に第三者機関の測定結果の提出を依頼してはいかがでしょうか。

- ◆〈電子たばこの安全性〉 「先日通販で、電子たばこを購入した。しかし、今日になってテレビで「電子たばこの煙から、発ガン性のホルムアルデヒドが検出された」との報道を見た。この製品は、身体に有害なものなのだろうか」との相談を、30歳代の女性から受けている。どう答えるべきか、アドバイスが頂きたい。〈消費生活C〉

⇒厚労省の研究班が、電子たばこの蒸気中に、発ガン性があるとされるホルムアルデヒドが高濃度で含有されていることを報告し、厚労省の専門家委員会で電子たばこの安全性についての議論が始まっているとのことです。ホルムアルデヒドはシックハウスの対象物質として、室内濃度の指針値が定められている物質です。電子たばこの製品によってその含有量は大きく異なっており、指針値を大きく上回る検査結果も報告されているようです。電子たばこは、薬液(リキッド)を

ヒーターで温めることで蒸気にして吸引します。ヒーターで加熱する際に、リキッド中のグリコール類等が酸化されてホルムアルデヒドが生成されると説明されています。使用する機材や使用条件によって、ホルムアルデヒドの濃度は異なるため一概には申せませんが、これらの情報からすると、「人体に無害」とは言い切れない可能性があるのではないのでしょうか。

- ◆〈塗料剥離剤の使用期限〉 家庭で塗料等の剥離剤をよく使用する。剥離剤を一斗缶で購入して少量ずつ使用すると、長期間保存することになるため、剥離剤の効果が薄れてくるのではないか。剥離剤の使用期限はどの程度のものだろうか。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒塗料剥離剤は、塩素系溶剤を主成分とするタイプや、有機溶剤とアミン系の成分の混合物のタイプなど、多くの種類が開発され、製品として入手できます。一般的には、長期間保存すると蒸発する等して成分濃度が変化する、あるいは容器が腐食する等、購入した当初の状況が維持できない可能性がないとは言えません。しかし、剥離剤の種類によっても保存可能期間は異なると思われるため、お使いの剥離剤のメーカーに、保存期間や保存方法を尋ねられてはいかがでしょうか。

- ◆〈土壌に混入したシリカゲルの安全性〉 先日、夏に保存しておいたわけぎのタネ球を家庭菜園に植えた。しかしその時、同梱していた乾燥剤(シリカゲル)の袋が破れて、中身が菜園の土に混入したらしいことに、後から気付いた。袋には『乾燥剤 シリカゲル 食べられません』と書かれているのみで、メーカー名等は記載されていない。このままわけぎを育ててよいものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒シリカゲルは、土壌にも多く存在する二酸化ケイ素を加工した吸湿剤です。日本中毒情報センターの記載(<http://goo.gl/fjLvBc>)によれば、『全身毒性はほとんど見られず、無毒物質としてリストされている』となっています。誤って飲み込んだ場合は、食道の壁を傷つける等の恐れがあることから、『食べられません』と注意表示されているものと思われます。あまり心配されることはないでしょう。

- ◆〈二酸化塩素を利用した空間除菌剤の効能〉 今、マスコミでは二酸化塩素を利用した空間除菌剤の効果の有無が取りざたされている。自分も長く使用しており、習慣となって手放せないが、本当に除菌効果があるのだろうか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒二酸化塩素を利用した空間除菌剤に対して消費者庁は、2014年3月27日付けで景品表示法違反(優良誤認等)に該当する旨、措置命令を行いました。消費者庁は、商品に記載された『特徴』等を裏付ける根拠が示されなかったと説明しています。二酸化塩素を利用した空間除菌剤の主成分は二酸化塩素で、この成分の除菌効果は公開されています。しかし、空気中での除菌効果については、消費者庁を納得させるだけのデータを提出できなかったものと思われます。

- ◆＜白斑問題に関する情報＞ 自分は消費生活センターの相談員である。今般、「△△社以外の製品を使用して、△△社の白斑問題と同様の症状が出た」との相談を受けている。本件に関連する情報はないか。また、化粧品PL相談室の連絡先はわかるか。〈消費生活C〉

⇒厚生労働省の平成25年度第4回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会に提出された「ロドデノール配合薬用化粧品以外の医薬部外品・化粧品の使用者に発生した白斑等に係る報告」(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000037206.pdf>)によれば、平成25年8月8日～平成26年1月23日の間に、ロドデノールを配合していない製品によると思われる白斑被害が、167件報告されているとのこと。そのうち19件は、製品と白斑被害の因果関係が否定できないとされています。また、7月23日の厚労省の発表では、その後4月までに更に43件の報告があったとのこと。化粧品PL相談室は、より詳しい情報を持っていると思われます（正しい電話番号を通知）ので、そちらに尋ねられてはいかがでしょうか。

- ◆＜包装紙に含まれる抗菌剤の安全性＞ 先日購入した衣料品に、台紙と包装用の薄紙が使用されていた。従来から、自分は紙等の漂白剤に敏感な体質なので、メーカーにこれらの紙材に漂白剤等が使用されていないか問合せたところ、「漂白剤として過酸化水素、それ以外にバイオサイドの抗菌剤を使用している」との回答を得た。「バイオサイドの抗菌剤」は、人体に有害ではないか？化学製品PL相談センターは以前相談したことがある。（高齢の男性）〈消費者〉

⇒バイオサイドは、微生物に対する薬剤に関する一般名称で、「バイオサイドの抗菌剤」ということだけでは、その有害性等はわかりかねます。製品の安全についてはメーカーが責任もってお答えしますので、使われている抗菌剤について、再度メーカーにお尋ねください。

- ◆＜冷蔵庫の冷媒の安全性＞ 「1週間程前から、冷蔵庫内で異臭がしていた。製造元の△△社に連絡したところ、「庫内に冷媒が漏れている」とのことで、修理のために昨日本体を回収に来た。△△社によれば冷媒はイソブタンとのことであり、庫内に保存していた食品に付着していると思われる。この物質は、食品と一緒に摂取しても安全だろうか」との相談を、高齢の男性から受けている。庫内に保存していた食品を食しても問題ないだろうか。〈消費生活C〉

⇒純粋なイソブタンは、無色無臭の気体です。厚生労働省が提供する『職場の安全サイト』に掲載されたイソブタンの安全データシート

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx)には、ガスを吸入した際の急性毒性は『区分4』（比較的安全）と記載されています。しかし、冷媒として使用されているイソブタンに他の成分が添加されている可能性もありますので、その安全性について△△社にご確認ください。よろしくお願いいたします。

6) 化学製品等の表示

化学製品は、含まれる化学物質・用途・容器の種類などによって、「医薬品医療機器等法(旧薬事法) (医薬品等)」、「消防法」(危険物)、「高圧ガス保安法」(エアゾール製品)、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(容器包装)など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」のなかで、プラスチック製品、石けん・洗剤・洗淨剤、ワックス、塗料、接着剤、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

PL対策を目的とする警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、使用者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

- ◆<GHSラベルの具体的な表記方法> 自分は化学品等の製造・販売会社に勤務している。今般、自社製品のGHSラベル表示を検討している中で、他の法律で注意書きが義務付けられている場合に、同内容のGHSラベルは省略できるのか、判然とせず困っている。正しい表示方法をお教えいただきたい。

(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、GHSの普及を推進する団体等、しかるべき部署にお問合せください。

- ◆<フロントガラスの中間膜の注意表示> フロントガラスの中間膜を製造してガラスメーカーに提供するが、適正な取扱説明を表記する必要性を検討している。このような表示に関する規制はあるのか。また、どこかで自主基準などを作成しているところは無いか。化学製品PL相談センターには10年程前に相談したことがある。〈事業者〉

⇒当センターでは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、経済産業省等、表示を所管する行政にお問合せください。

- ◆<家庭用手袋の用法> 先日購入した△△社の家庭用手袋〇〇を、食器洗いの際に着用しようと考え、製品の表示を見ると、用途の欄に、『洗濯』や『お風呂掃除』等は記載されているにもかかわらず、『食器洗い』が記載されていない。△△社に問合せたところ、「食器洗いに使用しても問題は

ない」と言われた。この製品を食器洗いに使って、問題ないだろうか。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒△△社のホームページによると、〇〇の素材は『塩化ビニール、非フタル酸エステル系可塑剤』
とのことです。素材として問題はないと思われませんが、用途の欄に記載されていない以上、食
器洗いに使用するの目的外使用となります。△△社の類似の製品では、用途として『食器洗
い』と明記した製品も販売されています。製品の安全性については、そのメーカーが責任を持
ってお答えしますので、△△社に『食器洗い』の記載の有無に関する製品の違いも含めて、再
度ご確認されてはいかがでしょうか。

◆〈事業者向け製品の本体表示〉 自社は、非破壊検査用の薬剤や機器等を製造販売している。今般、
製品ラインナップを見直す中で、使用上の注意書き等を製品本体にどの程度記載すべきか悩んでい
る。安全データシートは作成し、またGHSラベルも適正に表示している。これらに加えて製造物責任
の観点から、使用上の注意事項等を、どこにどのように記載すべきか、ご指導いただきたい。化学
製品PL相談センターは、消費者庁から紹介された。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、
弁護士等、法律の専門家にご相談ください。

◆〈新製品の表示〉 自分はプラスチック原料を扱う商社で、企画を担当している。現在検討してい
る新たな製品は、一般消費者向けにも販売される可能性がある。当社は、最終製品を扱った経験が
ないことから、取扱説明や注意書き等をどのように記載すればいいか、知見がない。製品の表示に
ついて、参考になる情報や表示例等、お教えいただきたい。化学製品PL相談センターはインターネ
ットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業に対するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、コンサ
ルタント会社や関連する行政機関等にご相談ください。

7) 製造物責任(PL)法等

◆〈プラスチックを輸入する際のPL法手続き〉 自分は、プラスチック材料を成型して、メーカーに
納める製造会社に勤務している。今般、海外よりプラスチックを輸入して、メーカーに納める事業
を開始しようと考えている。この場合、製造物責任(PL)法上、関係省庁への何らかの手続きが必要
か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、法
律の専門家に相談されるか、関連する省庁にご確認ください。なお、PL法は『製造物の欠陥によ
り人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における、製造業者等の損害賠償の責任につ
いて定める』ものであり、本法に基づいた届け出等の規定はありません。

- ◆＜外壁用洗剤に関する海外法規制＞ 自分の会社では、外壁用洗剤を製造・販売している。今般、国内で販売している製品を海外で販売しようと企画した。△△国での、こういった製品を規制する法律について教えてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の男性)〈事業者〉
- ⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、関係する省庁や輸出入を取り扱う商社等、専門的に取り扱う部署にお尋ねください。
- ◆＜緊急時応急措置指針番号の表記方法＞ 自分は物流会社に勤務している。今般、自社で輸送する製品(危険物)の容器ラベルに、日本化学工業協会編集の『緊急時応急措置指針』に沿った指針番号等を表示しようと考えている。表示に当たって、文字サイズ等の規定はあるか。化学製品PL相談センターは日本化学工業協会のホームページで知った。(若い男性)〈事業者〉
- ⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、関係する機関等にご確認ください。なお、当センターで確認した限りでは、文字サイズ等の表示方法について、本指針では特に定められてはいないとのことです。
- ◆＜雑貨品製造販売に関するPL法適合検査＞ 「自分はキーホルダーやコースター、ペンケース等の雑貨品を製造し、販売する事業を企画している。製造した製品を販売するに当たり、製造物責任(PL)法に適合しているかについての検査は、どのような機関に依頼すればよいか。」との相談を、事業者から受けている。PL法に関する検査機関が存在するのだろうか。(消費生活C)
- ⇒PL法は、製造物の欠陥によって生じた被害についての、製造業者等の損害賠償責任を定めた法律です。製造物の欠陥とは、具体的には「設計」「製造」「指示・警告」における欠陥を指します。欠陥の無い安全な製品を製造し販売することは、事業者の基本的な義務であり、PL法に適合した製品であることを検査する機関は存在しません。
- ◆＜製造物責任(PL)法の適用範囲＞ 自分は化学原料の商社員である。今般新たに、化学薬品をA社から仕入れ、B社に納入する取引を企画している。ついては、この取引において製造物責任の責務が当社にあるか、お教えいただきたい。(中高年の男性)〈事業者〉
- ⇒当センターは、特定の企業・製品に対するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、法律の専門家、或いはPL保険を扱う保険会社等にご相談ください。なお、PL法は製造物の欠陥による被害について、製造業者等の損害賠償責任を定めており、輸入業者を除き、通常の意味では販売業者等は対象としていません。
- ◆＜製品に記載するGHSラベルとPL表示の関係＞ ワックス等を製造する会社に勤務している。自社製品は主に業務用に販売しているが、一般消費者への販売にも応じている。製品にはGHSラベルを記載

しており、取扱上の注意点等はこのラベルに十分表示されている。GHSラベルを正しく表示しておけば、製造物責任(PL)法で言う『指示・警告上の欠陥』を指摘されることはないと考えてよいか。

化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に対するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、法律の専門家、或いはPL保険を扱う保険会社等にご相談ください。なお、GHSラベルは製品に使用されている化学品(化学物質)の危険有害性情報を伝達するものです。製品の使用方法等は対象となっていないので、一般的にはGHSラベルだけではPL法上の指示・警告としては不十分です。

◆〈部材メーカーの製造物責任〉 自分は経営コンサルタント会社に勤務している。この度、電子部品の製造会社のコンサルティングに当たり、製品部材メーカーの製造物責任について整理しておきたい。最終製品にトラブルが生じた際、その部材のメーカーに製造物責任(PL)法上の責任はあるのか。(若い女性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、法律に関する専門部署にお問い合わせください。

8) 照会

◆〈タンクタイプ除湿剤からこぼれた液のシミ〉 先日友人が、タンクタイプの除湿剤を床にこぼし、木部にシミができた。ふき取っているが、しばらくするとまた湿ってきて、シミが広がってくるという。シミをこれ以上広がらせない方法がないか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒タンクタイプの除湿剤にたまった液体は、塩化カルシウムの水溶液です。木部などに染み込むと、塩化カルシウムが湿気を吸うため、表面を拭いてもなかなか乾きません。当該箇所を濡らした布で湿らせ、次に乾いた布でその水気を拭き取る作業を根気よく繰り返して、染み込んだ塩化カルシウムを取り除くのが、効果的と思われます。なお、塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、人によっては手荒れ等の原因となる恐れがあります。処置の際には炊事用手袋等をご使用下さい。

◆〈塩化水素の入手方法〉 事業用に塩化水素を探している。月に1トン程度の消費量で、ポンペで入手したい。製造元がわかるか。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、関連業界の出版物等をご参照下さい。

◆〈塩水輸送におけるイエローカード携行の要否〉 自分が勤める商社で、塩水を輸送する案件が生じた。本件が陸上輸送における『イエローカード』発行の対象となるか否か、教えていただきたい。

化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、関係す

る機関等にご確認ください。なお、当センターで確認した限りでは、イエローカードは主に、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、火薬類取締法、及び道路法で規制される危険有害物を対象としているため、一般的な塩水は該当しないとのことです。

- ◆<古い防虫剤等の廃棄方法> 先日、実家を整理していたところ、大量の防虫剤や洗剤、漂白剤等が保管されていることに気が付いた。古いものだし、もう使う予定がないので廃棄したい。どのようにすればよいのだろうか。化学製品PL相談センターは地元の広報誌で知った。(中年の女性)
<消費者>

⇒家庭内で発生する廃棄物の処理は、居住する自治体が窓口となると思われます。本件は、まずお住まいの自治体の担当課にご相談くださるようお願いいたします。

- ◆<工業用抗菌剤の事例照会> 自分は、樹脂を中心とした住建材等の製造会社で、企画を担当している。今般、新製品を開発する中で、その成分として△△社の抗菌剤〇〇を用いたいと考えている。化学製品PL相談センターには、〇〇についてトラブル等の相談事例はないか。化学製品PL相談センターは、同業他社と情報交換する中で知った。(若い女性) <事業者>

⇒当センターは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。なお、2001年以降の当センターの相談事例を検索しましたが、〇〇、及びその主成分となる化合物についての苦情・相談はございませんでした。

- ◆<消毒用アルコールの選び方> 自宅で、食卓やまな板の消毒、また靴の消臭等に消毒用アルコールを使いたい。ドラッグストアやインターネット上では、種々の製品が販売されている。何を根拠に製品を選ぶべきか、一般論で構わないので教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性) <消費者>

⇒当センターでは、市販の製品を評価できる情報は持ち合わせておりません。本件は、信頼のおける販売店にご相談下さい。なお消毒用アルコールは、一般的にはエタノールを60～95%含む水溶液が、強い殺菌力を持つとのことです(http://www.jarman.gr.jp/situmon/alcohol_noudo.html)。栄養型細菌(グラム陽性菌、グラム陰性菌)、酵母菌、ウイルス等に有効である一方で、芽胞(炭疽菌、破傷風菌等) および一部のウイルスに対する殺菌効果は期待できないと言われております。

- ◆<接着剤のはがし方> 「一戸建ての住宅で家族が床に接着剤をこぼし、かなり広い範囲に広がって固まってしまった。きれいに除去する方法はないだろうか。接着剤の種類やメーカーはわからない」との相談を、70歳代の女性から受けている。床材は櫨を使ったフローリングで、一部コルクの使われているところにも、接着剤がついているとのことである。除去するよい方法はないか。
<消費生活C>

⇒一般的には、接着剤は一旦硬化してしまうと、除去することは極めて困難です。本件の場合、接着剤の種類が不明のため、除去法はわかりかねます。こぼした接着剤を特定して、メーカーに問合せるようお願いいたします。

9) その他

◆**薬品のリコール情報広報の不徹底**> 自分は、△△社の胃腸薬〇〇を愛用している。先日なじみのドラッグストアに、追加購入のために向いたところ、〇〇のリコール情報が張り出されていた。そこで、△△社に連絡を取り、自分は返品等の手続きを取ることができた。しかし、このリコールに関してマスコミ等で報道されていない為、未だ気付かずに使用している消費者もいるのではないかと。リコール情報は広く迅速に伝えるべきと思うので、その旨△△社に指導してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、個々の事業者に対して指導できる立場にはございません。頂いたご意見は、相談者が特定できないように配慮したうえで、年度報告書等に掲載することで情報の共有を図ります。なお、リコール情報によれば、本件は「クラスⅡ」(その製品の使用等が、一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性があるかまたは重篤な健康被害のおそれはまず考えられない状況)に分類されています。△△社を監督する行政が、リコールの理由から判断して、マスコミ等での広報は指示しなかったものと思われます。

◆**<〇〇は燃えるごみで出せるか>** 〇〇を分別ごみに出そうとしているが、燃やして有害ガスが出なければ燃えるごみに出そうと思うが、どうか。有害ガスが出るのなら、その他ごみに出すつもりだ。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒現在ごみの分別方法は、地域の自治体によって異なりますので、自治体にお尋ね下さい。

◆**<タールや煤の車の塗膜への影響>** 自動車の相談窓口の者だが、新車の納品3週間前にタールや煤が塗膜に付着していた。落とそうとしているが、塗膜への影響は無いか。当社の技術部門は「影響なく落とせる」と言っているが、お客様に説明するのに、専門家の意見も伺っておきたい。(事業者)

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。なお、一般的には、最近の車の塗膜はかなり丈夫になってきていますが、タールに含まれる成分によっては、時間と共に塗膜に移る場合も無いとは言い切れないと思われます。

◆**<顕微鏡で見る生物標本の保存方法>** 自宅の庭で採取する微生物を顕微鏡で観察している。この微生物の標本を作りたいので、適切な封止材を教えてください。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、生物の保存に関する知識は持ち合わせておりません。

◆**<出前講座の依頼>** 当市役所では、消費者行政の一環として、地元の消費者団体と共同の“消費

生活展”を、12月の第1週に開催する予定でいる。このなかで化学製品の安全性や使用上の注意等について、1～1.5時間程度の講演をお願いしたい。受講者は60～70歳代の女性を中心で、50～70名程度である。(若い女性)〈行政〉

⇒スケジュール、内容等 別途調整。

- ◆〈出前講師希望〉 自分の属するNPOでは、会員を対象として定期的な勉強会を開催している。化学製品使用上の注意などについて、化学製品PL相談センターで出前講師をお願いできないか。(若い女性)〈消費者団体〉

⇒当センターでは、化学製品に関する消費者教育の観点から、“出前講師”を積極的に展開しています。ご希望に添えるよう検討いたしますので、スケジュールや希望内容等、詳しくお聞かせください。

- ◆〈中学校PTAでの講演依頼〉 自分は中学校のPTAである。先日自分の息子がふざけあっていて、友人に頭から柔軟剤をかけられた。それ以来、シャンプーや洗剤等で発疹が出るようになった。これは、たくさん浴びた柔軟剤の影響と考えている。また、最近学校では制汗剤や柔軟剤の乱用が目立ち、体質に合わずに苦しんでいる生徒もいると聞き及ぶ。そこで、次回のPTA総会に合わせて、これらの化学製品の安全で適正な使い方について、1時間程講演していただきたい。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、化学製品の使用方法や安全性等について、全国の消費生活センターに出かけて講演を行う等の啓発活動を展開しています。本件も、一般消費者の方に化学製品の安全な使い方をご紹介するよい機会であるため、前向きに検討したいと考えます。

3. 2 相談受付件数の推移等

(1) 相談者別受付件数の推移

	消費者・ 消費者団体	消費生活 C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
平成 7 年度 (実働205日)	50	121	681	66	918
平成 8 年度 (実働244日)	116	160	748	56	1080
平成 9 年度 (実働239日)	307	222	504	47	1080
平成 10 年度 (実働245日)	270	211	476	45	1002
平成 11 年度 (実働242日)	276	204	332	45	857
平成 12 年度 (実働249日)	350	190	274	50	864
平成 13 年度 (実働243日)	333	110	210	41	694
平成 14 年度 (実働245日)	242	89	126	28	485
平成 15 年度 (実働246日)	275	69	132	32	508
平成 16 年度 (実働243日)	219	81	101	25	426
平成 17 年度 (実働243日)	224	94	113	20	451
平成 18 年度 (実働245日)	178	85	97	19	379
平成 19 年度 (実働244日)	164	114	79	9	366
平成 20 年度 (実働244日)	134	139	55	11	339
平成 21 年度 (実働243日)	108	95	67	14	284
平成 22 年度 (実働243日)	69	94	42	17	222
平成 23 年度 (実働240日)	85	68	26	6	185
平成 24 年度 (実働 243 日)	86	80	27	4	197
平成 25 年度 (実働 241 日)	119	77	22	3	221
平成 26 年度 (実働 244 日)	89	70	22	0	181
合 計	3694	2373	4134	538	10739

(2) 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
平成7年度 (実働205日)	71	13	0	826	8	918
平成8年度 (実働244日)	98	8	1	938	35	1080
平成9年度 (実働239日)	98	21	1	920	40	1080
平成10年度 (実働245日)	135	13	4	819	31	1002
平成11年度 (実働242日)	156	23	9	654	15	857
平成12年度 (実働249日)	194	23	9	628	10	864
平成13年度 (実働243日)	142	13	10	523	6	694
平成14年度 (実働245日)	116	6	8	349	6	485
平成15年度 (実働246日)	149	11	5	339	4	508
平成16年度 (実働243日)	122	24	5	273	2	426
平成17年度 (実働243日)	101	35	0	311	4	451
平成18年度 (実働245日)	99	35	0	244	1	379
平成19年度 (実働244日)	125	46	0	193	2	366
平成20年度 (実働244日)	118	50	0	169	2	339
平成21年度 (実働243日)	90	31	3	160	0	284
平成22年度 (実働243日)	70	25	1	125	1	222
平成23年度 (実働240日)	71	22	0	92	0	185
平成24年度 (実働243日)	90	26	0	81	0	197
平成25年度 (実働241日)	96	16	0	109	0	221
平成26年度 (実働244日)	57	16	8	99	1	181
合計	2198	457	64	7852	168	10739

(3) 平成26年度 月別相談受付件数 (相談者別)

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
4 月度 (実働20日)	10	3	3	0	16
5 月度 (実働20日)	5	6	1	0	12
6 月度 (実働20日)	8	10	4	0	22
7 月度 (実働20日)	7	5	3	0	15
8 月度 (実働23日)	11	8	1	0	20
9 月度 (実働20日)	9	10	2	0	21
10 月度 (実働20日)	5	6	1	0	12
11 月度 (実働21日)	14	4	0	0	18
12 月度 (実働20日)	2	7	2	0	11
1 月度 (実働20日)	8	2	2	0	12
2 月度 (実働20日)	3	7	0	0	10
3 月度 (実働20日)	7	2	3	0	12
合 計	89	70	22	0	181

(4) 平成26年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合 計
4 月度 (実働20日)	4	2	0	10	0	16
5 月度 (実働20日)	4	2	0	6	0	12
6 月度 (実働20日)	8	3	2	9	0	22
7 月度 (実働20日)	4	0	1	10	0	15
8 月度 (実働23日)	8	2	1	9	0	20
9 月度 (実働20日)	9	3	2	7	0	21
10 月度 (実働20日)	4	0	0	8	0	12
11 月度 (実働21日)	4	1	1	12	0	18
12 月度 (実働20日)	4	0	0	7	0	11
1 月度 (実働20日)	3	0	0	9	0	12
2 月度 (実働20日)	3	3	1	3	0	10
3 月度 (実働20日)	2	0	0	9	1	12
合 計	57	16	8	99	1	181

3. 3 平成26年度の主な対外活動

(1) 活動報告会

- 7月 1日 日化協「PLネットワーク」対象（約50名参加）
- 4日 関西化学工業協会 会員対象（約30名参加）

(2) 関連機関との交流

- 5月 22日 オートケミカル工業会総会参加

- 6月 17日 PLセンター交流会参加

- 7月 28日 香料工業会来訪
- 11月 14日 PLセンター交流会参加
- 1月 6日 家電製品協会賀詞交歓会参加
- 6日 日本石鹼洗剤工業会・日本界面活性剤工業会合同新年懇親会参加

- 16日 オートケミカル工業会賀詞交歓会参加
- 3月 6日 ガス石油製品工業会懇話会参加
- 3月 14日 家電製品協会40周年記念祝賀パーティ参加

(3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

- 4月 25日 公益社団法人 全国消費生活相談員協会訪問

- 7月 3日 大阪府、大阪市両消費生活センター訪問
- 3日 独立行政法人 製品安全技術基盤機構(NITE) 訪問
- 14日 経済産業省(製品事故対策室、消費者相談室、他) 訪問
- 14日 厚生労働省(化学物質安全対策室) 訪問
- 17日 消費者庁(消費者安全課) 訪問
- 30日 独立行政法人 国民生活センター(テスト部) 訪問
- 8月 7日 東京都消費生活総合センター訪問

- 2月 26日 愛知県主催「くらしに潜む事故に関する懇談会」に化学業界として参加

(4) 講師として参加した講演会等

- 8月 1日 日化協ワーキンググループ研修会
- 10月 10日 目黒区消費生活センター主催セミナー
- 11月 6日 芽室消費者協会主催セミナー
- 7日 旭川消費者協会主催セミナー
- 12月 6日 幸手市市民消費生活展

- 2月 27日 山形市消費生活センター主催セミナー

(5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

- 6月 3日 日本プラスチック日用品工業組合講演会参加
- 9月 8日 一般社団法人 日本化学品輸出入協会セミナー
- 10月 23日 化学の日「ケミカルフォーラム」
- 11月 20日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構「製品安全業務報告会」

3. 4 名簿

(1) 運営協議会 (平成26年5月20日、10月28日開催)

当センターの運営について指導・助言を下される第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成27年3月末現在)

中村 昌允	東京工業大学大学院 客員教授
有田 芳子	主婦連合会 副会長 環境部 部長
山本 唯子	一般財団法人 消費科学センター 理事
鈴木 春代	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室長
水野 靖彦	日本プラスチック工業連盟 専務理事
西出 徹雄	一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事

以上 6名

(2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる15名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として毎月1回サポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成27年3月末現在)

木村 智	塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長
上村 達也	化成品工業協会 技術部 部長
滝澤 政明	一般社団法人 日本オートケミカル工業会 専務理事
堀川 裕司	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
原 豊	日本石鹼洗剤工業会 総務部長
三重野 謙三	日本接着剤工業会 専務理事
渡辺 健児	一般社団法人 日本塗料工業会 製品安全部 部長
服部 薫	日本ビニル工業会 専務理事
横山 利男	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部主査
加藤 純	農薬工業会 安全広報部長
井上 哲男	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
鎌田 裕司	同 広報 部長
植垣 隆浩	同 化学品管理部 部長
松本 宗之	同 広報部 部長
大西 康二	同 広報部 部長

以上 15名

(3) PLネットワーク

一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

(4) 事務局

保刈 敏夫	化学製品PL相談センター 部長
藍原 和夫	同 相談員(非常勤)

3. 5 「暮らしに役立つマークの話」

◇ 『アクティビティノート』第211号（平成26年9月発行）掲載

リサイクルマーク（1）

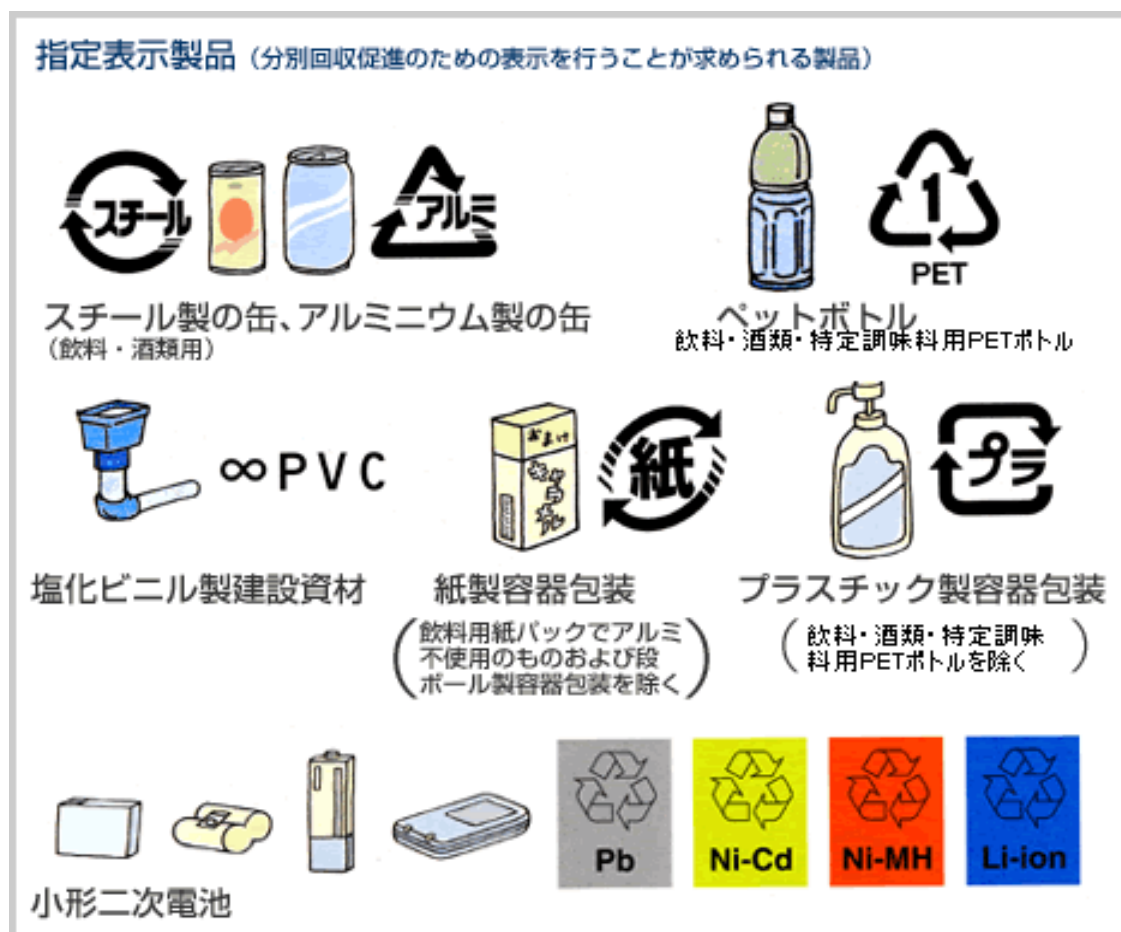
最近、手にする製品でいろいろなラベルや識別マークを目にします。例えば衣類の洗濯マークや、ポリ容器のリサイクルマークなどが身近なものです。いつの間にかこういった表示が増え、あまり見知らぬものや何を意味するのか分かりにくいものもあるようです。そこで、今回から、身近なラベルや識別マークなどを整理してみます。
まずはリサイクルマークから。

資源有効利用促進法 で義務付けられた表示

資源を有効に利用し、循環型社会を形成することを目的として、経済産業省は『資源有効利用促進法』（正式名称：『資源の有効な利用の促進に関する法律』）を平成13年4月に施行しました。この法律では、『指定表示製品』が以下の様に定められています。

（出典：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index03.html#05）



消費者がごみを出すときの分別を容易にするために、指定表示製品を製造、加工、販売する事業者（製造を発注する事業者を含む）に、識別マークの表示を義務づけているわけです。なお、具体的な分別方法は自治体によって異なるため、分別は居住する市町村のルールに従う必要があります。

プラスチック製容器包装に係る材質等の表示

『資源有効利用促進法』では、プラスチック製容器包装について右のマークを義務付けています。この場合、使用されているプラスチック等の種類を表示する法的義務はありません。しかし、以下の様に材質を表示することが望ましいとされています。





なお、これに類したもので、以下のような表示を見かけることがあります。



1	(PET)	ポリエチレンテレフタレート
2	(HDPE)	高密度ポリエチレン
3	(PVC)	ポリ塩化ビニル
4	(LDPE)	低密度ポリエチレン
5	(PP)	ポリプロピレン
6	(PS)	ポリスチレン
7	(OTHER)	その他

これらは、米国プラスチック産業協会 (SPI) のマークを参考にした材質表示マークです。

1のPETマーク  は上記「指定表示製品」の中で、ペットボトルの表示に使用することが義務づけられています。しかし、2のHDPEから7のOTHERまでのマーク

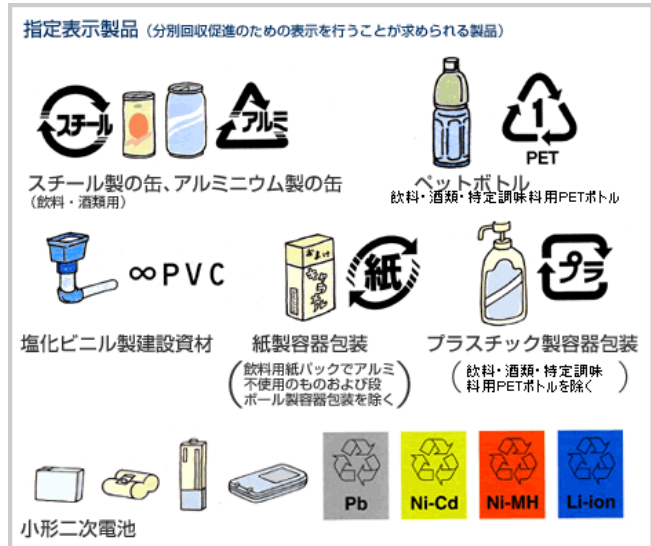
 は、現在日本ではあまり使用されていないとのことです。

◇ 『アクティビティーノート』第212号(平成26年10月発行)掲載

リサイクルマーク(2)

『資源有効利用促進法』では、再生資源の有効な利用を図る上で、分別回収をするために材質の表示が必要なものとして、指定表示製品を定めています。右の図¹⁾のように、アルミ缶、スチール缶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小型二次電池、塩化ビニル製建設資材がこれに該当します。

前回は資源有効利用促進法で義務付けられた表示のうち、プラスチック製容器包装に係る材質等の表示についてお話ししました。今回は、飲料缶やPETボトルの指定表示を見ましょう。



スチール製の缶、アルミニウム製の缶の表示

飲料缶のほとんどはアルミ缶かスチール缶です。分別しやすいように、それぞれの材質を表す次のようなマーク¹⁾が、飲料容器の表面に表示されています。



【アルミニウム】炭酸飲料、ビールなど



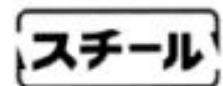
【スチール】缶コーヒー、果実飲料など

このような表示にそって、消費者は居住する自治体のルールに従い分別排出し、市町村は分別収集する責務があることが、『容器包装リサイクル法』(正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)で定められています。

なお、スチールの18リットル缶については、全国18リットル缶工業組合連合会が、右のような、「18リットル缶リサイクル推進マーク」²⁾を自主的に制定して、産業用も含めてリサイクルの仕組みを作り、資源の有効活用を進めています。



また、飲料、酒以外の一般缶(鉄製容器)に付けられるマークとして、全日本一般缶工業団体連合会が制定する、右のような『一般缶材質表示マーク』³⁾も、リサイクルの指標として運用されています。



ペットボトルの表示

清涼飲料水・しょうゆ・酒類等のPETボトルには、右図のようなマークが表示されています¹⁾。これはリサイクルに適した製品のPETボトルに表示することが義務付けられている識別表示マークです。「リサイクルに適した製品」とは、資源有効利用促進法に関する施行令により以下のものとされ、それ以外はプラスチック製容器包装に分類されます⁴⁾。





この様に、「指定表示製品のPETボトル」は、「簡易な洗浄により内容物及びその臭いを除去できるもの」と定められているわけです。

PET ボトルリサイクル推奨マーク (再利用製品に対する表示)

「PET ボトル」表示の容器をリサイクルして作られた製品には、右のような「PET ボトルリサイクル推奨マーク」¹⁾をつけて、その活動をアピールすることができます。このマークは、PET ボトルリサイクル推進協議会が、製品ごとに認定し発行しているもので、2013年3月現在で、300を超える商品が認定されています。



統一美化マーク

飲料容器のリサイクルに関して、右の様なマークをよく見かけます。これは、公益社団法人 食品容器美化協会が1981年に散乱防止、リサイクルの促進を目的として提案したマーク⁵⁾です。法律で義務付けられたマークではありませんが、飲料容器、テレビ・新聞・雑誌広告・啓発用パンフレットなどに使用され、散乱防止を象徴するマークとして広く浸透しています。



出典)

- 1)『資源循環ハンドブック2014 法制度と3Rの動向』 経済産業省
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/handbook2014.pdf>
- 2)全国18リットル缶工業組合連合会 ホームページ
http://www.can18.or.jp/mark_02.html
- 3)全日本一般缶工業団体連合会 ホームページ
<http://www.ippancan.or.jp/steel/>
- 4)PET ボトルリサイクル推進協議会 ホームページ
<http://www.petbottle-rec.gr.jp/basic/mark.html>
- 5)公益社団法人 食品容器環境美化協会 ホームページ
<http://www.kankyobika.or.jp/recycle/mark-of-recycle/>

◇ 『アクティビティーノート』第213号(平成26年11月発行)掲載

リサイクルマーク(3)

引き続き、『資源有効利用促進法』の指定表示製品¹⁾について解説します。今回は、「紙製容器包装」を見てみましょう。

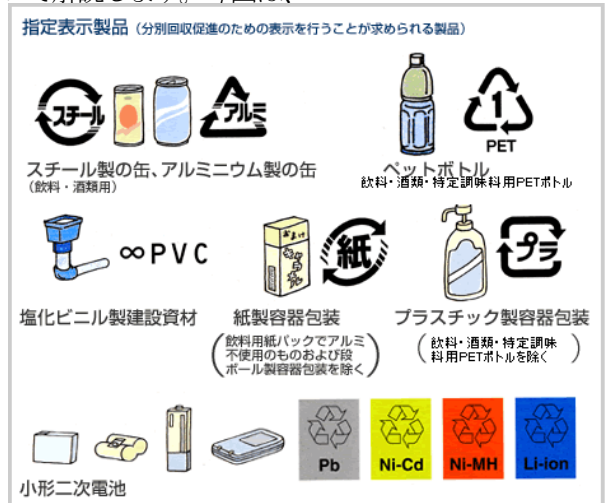
紙製容器包装の表示

紙製容器包装とは、「商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要となるもの」のうち、主成分が紙であるものを指します。



紙製容器包装には、上のマークを表示することが義務付けられています¹⁾。

例えば、紙箱、紙袋、包装紙、紙カップ、アルミ付き液体紙容器等がこれに該当します。但し、段ボール、及び飲料用紙容器でアルミ不使用のもの(牛乳パックなど)は、リサイクルの仕組みが自主的に確立されているため、除かれています。また、紙とプラスチックやアルミニウム等、異なる素材を組み合わせ、容易に分離できない容器包装の場合は、重量比が大きい方の素材の識別マークを表示することとされています。



段ボールの表示

国際段ボール協会(International Corrugated Case Association: ICCA)が国際的なリサイクル推進を目的とし、右のようなマークを制定して国際的なシンボルとして運用しています²⁾。段ボール製容器包装は、資源有効利用促進法が施行される時点で、すでに分別・回収・再利用の高度なリサイクルシステムが確立されていました。このため、段ボールは指定表示製品から除外されています。



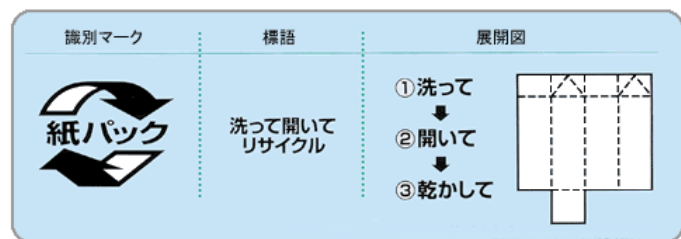
紙パックの表示

牛乳等の紙パックについても、業界が自主的に分別・回収・再利用のリサイクルシステムを確立しています。

現在では右図のように

「識別マーク」+「標語」+「展開図」を表示して、リサイクルを更に促進しています³⁾。

この表示に沿ったリサイクルは、牛乳の他、ジュース、コーヒー、茶、酒などの紙パックを対象としています。



リサイクルした紙材料を使用した製品のマーク(再利用製品に対する表示)

再生紙を使用した製品であることを証明するマークとして、印刷物などで右のマークをよく見かけます⁴⁾。これは、地方公共団体や企業等で構成される3R活動推進フォーラム(旧ごみ減量化推進国民会議)が定めた、古紙パルプの配合率を示すマークです。R以降の数字は、古紙の配合率を表します。このマークは自主的に使用でき、登録や認定といった手続きは特に定められていません。



上記に似た表示に、右のような古紙の再利用に関するグリーンマークがあります。これは、原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークで、内閣府所管の公益財団法人 古紙再生促進センター が運営しています⁵⁾。古紙を利用したトイレットペーパー、コピー用紙、学習帳などに表示されています。このマークを使用するためには、古紙配合率が原則として 40%以上 (但し、トイレットペーパー/ちり紙については 100%、新聞用紙/コピー用紙については 50%以上) の製品で、古紙再生促進センターの承認を得る必要があります。



一方、牛乳パックの再利用に関しては、右のような『牛乳パック再利用マーク』があります⁶⁾。これは、使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークで、業界団体の 牛乳パック再利用マーク普及促進協議会 と、市民団体の 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会 が共同で運営しています。



トイレットペーパーやティッシュペーパーのほか、ノート等の事務用品、手提げ紙袋等の日用品も対象としています。認定工場 (使用済み牛乳パックを板紙に加工することを認定された工場) で生産された、使用済み牛乳紙パックを原料としたパルプあるいは板紙を用いた製品の場合に、牛乳パック再利用マーク普及促進協議会に申請すれば、マークの使用の許可が与えられます。

出典)

- 1) 『資源循環ハンドブック 2014 法制度と3Rの動向』 経済産業省
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/handbook2014.pdf>
- 2) 段ボールリサイクル協議会 ホームページ
<http://www.danrikyo.jp/index4c.html>
- 3) 全国牛乳容器環境協議会 ホームページ
<http://www.yokankyo.jp/cat06.html>
- 4) 3R活動推進フォーラム ホームページ
<http://3r-forum.jp/paper.html>
- 5) 古紙再生促進センター ホームページ
<http://www.prpc.or.jp/menu03/cont09.html>
- 6) 牛乳パック再利用マーク促進協議会 ホームページ
<http://www.packren.org/mark/index.html>

◇ 『アクティビティーノート』第214号（平成26年12月発行）掲載

リサイクルマーク（4）

『資源有効利用促進法』の指定表示製品¹⁾に関する解説、おしまいは「塩化ビニル製建設資材」と「小型二次電池」です。

塩化ビニル製建設資材の表示

これは下のようなマークで、普段の生活ではあまり目にすることはありません。¹⁾

∞PVC

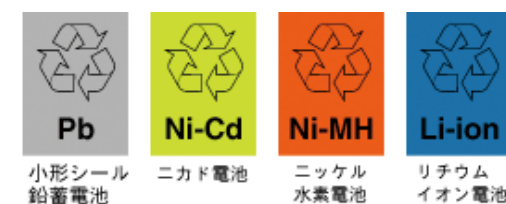
塩化ビニル製建設資材のリサイクルを推進するため、表示が定められたマークです。建設資材の中で、塩化ビニル製品を特に指定表示製品としたことについて、経済産業省では「業界の努力ですでにかなりの部分がリサイクルされている」ためと説明しています。（「塩ビ業界から見た各法律のポイントと対応の在り方」PVC news No.36 2001年3月）

塩ビ管、塩ビ雨樋、塩ビサッシ、塩ビ床材、塩ビ壁紙の5品目は、製品に特定の部分に上記のマークを表示する必要があります。リフォーム等で回収した際に、業者が分別する指標とされます。

表示する場所は製品によって異なります。例えば住宅でよく目にする壁紙や床材にあつては、裏面に表示すればよいこととされています。また、水道管や電線管等で使用されている塩ビ管や、家屋の雨樋、サッシについても、日ごろじっくりと観察することはあまりないでしょう。そのため、一般生活でこの表示を目にする機会はまれですが、機会があればぜひ探してみてください。

小型二次電池の表示

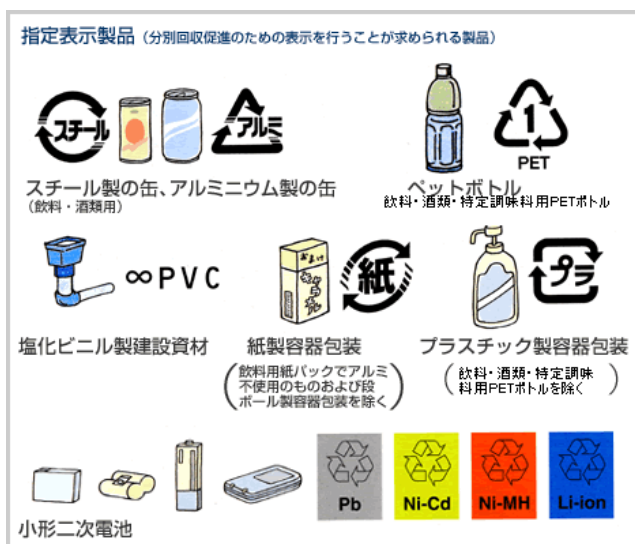
小型二次電池（小型の充電ができる電池）は、生産者等が回収・リサイクルすることが定められており、その種類に合わせて右のマークが指定されています¹⁾。消費者は使用済み二次電池をリサイクル協力店に持ち込み、回収ボックスに投入します。集められた使用済み二次電池は、業界で設立した一般社団法人JBRC（Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center）が再資源化を推進しています。



なお、使い切りの一次電池（乾電池等、充電できない電池）の回収・リサイクルについては、法律の規制はありません。一般社団法人電池工業会ではその廃棄方法について、次のようにまとめています。

◇ 乾電池・リチウム一次電池は、住んでいる市町村の指示にしたがって捨てる。

～住んでいる所（各自治体）によって資源ゴミ、不燃ゴミ、有害・危険ゴミなどゴミの種類が異なり、そのため「ゴミを捨てる方法」も違います。



◇ボタン形電池は、回収協力店に設置された『ボタン電池回収缶』に廃棄する²⁾。

～ボタン電池にはごく微量の水銀が使用されているため、電池工業会では使用済みボタン電池の回収とその適正処理に関する自主取り組みを行なっています。

ボタン電池によく似た、薄いコイン型のリチウム一次電池は、水銀を含まないため『ボタン電池回収缶』の対象外です。乾電池同様、市町村の指示に従って廃棄してください。



出典)

- 1) 『資源循環ハンドブック 2014 法制度と3Rの動向』 経済産業省
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/handbook2014.pdf>
- 2) 一般社団法人 電池工業会 ホームページ
<http://www.botankai.shu.jp/m/top.php>

◇ 『アクティビティーノート』第215号(平成27年1月発行)掲載

洗濯に関するマーク(1)

さて、今回は多少趣を変えて、洗濯物に関するマークを整理してみます。

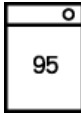
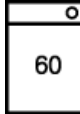
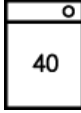
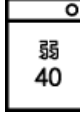



衣類等の繊維製品については、表示すべき内容が『家庭用品品質表示法』の『繊維製品品質表示規定』で細かく規定されています。この規定では、コート、上衣、ズボン、スカート、ドレスセーター、ワイシャツ、ブラウス、着物、下着等の衣類や、毛布、敷布、ひざ掛け、カーテン等の繊維製品は、「繊維の組成」に加えて「家庭洗濯等取扱い方法」を記載することを義務付けています。また、その際に用いる絵記号は、日本工業規格『JIS L0217』(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に従うべきことが規定されています。¹⁾

日本工業規格(JIS)の表示記号



『JIS L0217』では、この規格の適用範囲として「この規定は、家庭における洗濯などの取扱方法を指示するために、繊維製品に表示するときの表示記号及びその表示方法について規定する。」とされています。以下の6分野に分けて、記号が決められています。

なお、これらの洗濯表示は、JISで定められた各洗浄テストに合格した場合にのみ、記載できると決められています。根拠なしに「洗濯表示」を付けることは出来ないわけです。





[1] 洗い方(水洗い)

	液温は、95℃を限度とし、洗濯が出来る。		液温は、60℃を限度とし、洗濯機による洗濯が出来る。
	液温は、40℃を限度とし、洗濯機による洗濯が出来る。		液温は、40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い(振り洗い、押し洗い及びつかみ洗い)がよい。
	液温は、30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い(振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがある)がよい。		液温は、30℃を限度とし、弱い手洗い(振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがある)がよい。(洗濯機は使用できない。)
	水洗いはできない。		




[2] 塩素漂白の可否

	塩素系漂白剤による漂白ができる。		塩素系漂白剤による漂白はできない。
---	------------------	---	-------------------



〔3〕アイロンの掛け方

	アイロンは 210℃を限度とし、高い温度（180～210℃まで）で掛けるのがよい。		アイロンは 160℃を限度とし、中程度の温度（140～160℃まで）で掛けるのがよい。
	アイロンは 120℃を限度とし、低い温度（80～120℃まで）で掛けるのがよい。		アイロン掛けはできない。

〔4〕ドライクリーニング

	ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレン又は石油系のものを使用する。		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。
	ドライクリーニングはできない。		

〔5〕絞り方 (任意表示)

	手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。		絞ってはいけない。
---	--------------------------------	---	-----------

〔6〕干し方 (任意表示)

	つり干しがよい。		日陰のつり干しがよい。
	平干しがよい。		日陰の平干しがよい。

実際には、繊維製品の材質、上記の絵記号を〔1〕～〔6〕の順に（〔5〕、〔6〕は任意）、更に製造者名が縫い付けラベル等に書かれています。

現在、海外製の衣料品には洗濯に関する表示として、ISO（国際標準化機構）で決められた国際規格の絵表示がつけられています。そこで、経済産業省環境技術環境局は2014年10月に、ISOとの整合を重視して新たに『JIS L0001』を公示しました。²⁾ スケジュールは未定ですが、いずれこれが家庭用品品質表示法で引用されることで、洗濯表示が変わります。

次回は、『JIS L0001』による表示を取り上げましょう。

出典)

1) 消費者庁ホームページ『家庭用品品質表示法』より

http://www.caa.go.jp/hinpyo/law/law_04.html

2) 経済産業省ホームページ ニュースリリースより

<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141020002/20141020002-B.pdf>

◇ 『アクティビティーノート』第 216 号 (平成 27 年 2 月発行) 掲載

洗濯に関するマーク (2)

前回の予告通り、今回は『JIS L0001』による洗濯表示記号を整理します。

『JIS L0001』は、経済産業省産業技術環境局が 2014 年 10 月に公示したもので、従来の『JIS L0217』を見直し、ISO (国際標準化機構) で決められた国際規格の表示記号との整合を図っています。今後この規格が家庭用品品質表示法で引用されて、実際の製品に記載される洗濯表示記号が変わる段取りとなります。具体的なスケジュールは、現時点では公表されていません。¹⁾

『JIS L0001』に関する News Release

2014 年 10 月 20 日に経済産業省が発表したニュースリリースでは、その制定の理由を

繊維製品の洗濯等の取扱方法に関する洗濯表示記号、表示方法及び試験方法について、国際規格に整合した JIS を制定しました。

今回の JIS 制定によって、洗濯表示記号の種類が 22 種類から 41 種類に増え、繊維製品の洗濯の取扱いに関するきめ細かな情報提供が可能となります。また、洗濯表示記号が国内外で統一されることによって、利便性向上が期待されます。

と説明し、国際規格への整合をその最大の目的と謳っています。対象とした国際規格は『ISO 3758』(繊維—記号による取扱表示コード)、及び『ISO 6330』(家庭洗濯と乾燥試験方法)です。今回、以下 6 件の JIS が制定されました。




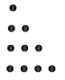



- JIS L0001 (繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)
- JIS L1930 (繊維製品の家庭洗濯試験方法)
- JIS L1931-1 (繊維製品の商業クリーニング—第 1 部:生地及び製品の評価方法)
- JIS L1931-2 (繊維製品の商業クリーニング—第 2 部:パークロロエチレンによるドライクリーニング試験方法)
- JIS L1931-3 (繊維製品の商業クリーニング—第 3 部:石油系溶剤によるドライクリーニング試験方法)
- JIS L1931-4 (繊維製品の商業クリーニング—第 4 部:ウエットクリーニング試験方法)

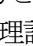
なお、現行の『JIS L0217』は、これを引用する他の JIS が多数あるため、当分の間存続させるとのことです。

『JIS L0001』の表示記号

では、実際に家庭で洗濯する際に参考とする新しい表示記号を、『JIS L0001』でみてみましょう。

『JIS L0001』では、洗濯表示記号は 5 つの**基本記号**(洗濯処理記号、漂白処理記号、乾燥処理記号、アイロン仕上げ処理記号、商業クリーニング処理記号)と、基本記号と組み合わせて用いる 4 つの**付加記号**(弱い処理記号、非常に弱い処理記号、処理温度記号、処理・操作の禁止記号)で構成されています。これらは、以下の様に現行の JIS で規定する記号とは大きく異なっています。

基本記号		付加記号	
洗濯処理記号		弱い処理記号	—
漂白処理記号		非常に弱い処理記号	==
乾燥処理記号		処理温度記号*	
アイロン仕上げ処理記号		処理・操作の禁止記号	
商業クリーニング処理		*洗濯処理記号の処理温度は、数字（℃は省略）で表示 乾燥処理記号及びアイロン仕上げ記号の処理温度は、ドット で表示（ドット数が多いほど、処理温度が高い）	

洗濯表示記号は、上記基本記号の組み合わせを基礎にした記号により表示されます。経済産業省の資料²⁾に、今回制定された41種類の洗濯記号と従来の記号の比較が整理されていますので、添付します。「洗濯処理記号」に付加された「弱い処理記号」— や「非常に弱い処理記号」==の具体的な意味合い等、丁寧に周知を図る必要があるでしょう。

出典)

- 1) 経済産業省ホームページ ニュースリリースより
<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141020002/20141020002-B.pdf>
- 2) 経済産業省ホームページ ニュースリリースより
<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141020002/20141020002-C.pdf>

◇ 『アクティビティーノート』第217号(平成27年3月発行)掲載

洗濯に関するマーク(3)

前回整理しましたように、『JIS L0001』では、従来の『JIS L0217』に比べて洗濯絵表示が大きく異なっています。これはISO(国際標準化機構)との整合を図ったための変更ですが、更に今回のJISの制定に合わせて、絵記号の持つ基本的な意味合いの明確化が図られています。

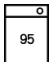



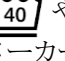

絵記号の示すもの

絵記号の持つ意味合いについて、『JIS L0001』の序文に以下の様に記載されています。

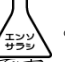
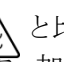

『この規格は、繊維製品のケアの表示に使用すること、繊維製品の洗濯などの取り扱いを行う間に回復不可能な損傷を起ささない最も厳しい処理・操作に関する情報を提供することを目的とし、表示記号及びその使用方法を明確にする体系について規定した。』

まずは、洗濯絵記号は『繊維製品のケア』のために表示することを規定しています。つまり、この絵記号は、購入したときの状態をできるだけ維持する取扱い方法を表示しているわけです。更に、この絵記号が『回復不可能な損傷を起ささない最も厳しい処理・操作』を示していることから、家庭で洗濯する際は、その記号の意味する洗い方、或いはそれより弱い洗い方を選ぶ必要があります。

洗濯記号の変更


洗濯記号は、これまでの洗濯機を模した記号から、桶をイメージする記号に代わります。絵中の数字は洗濯水の最高温度です。桶のイメージですが、もちろんやでなければ、家庭の洗濯機で洗えます。また、洗濯強度はやの様に、下線の本数で表します。洗濯強度の表示と洗濯コースの選び方については、洗濯機のメーカーが、機種ごとに整理して利用者に伝える必要があるでしょう。


漂白記号の変更


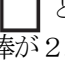
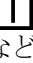

漂白記号は、従来のと比べて、の様に随分と変わりました。この三角マークは、直感的には何を意味するのか戸惑いそうです。加えて、塩素系漂白剤のほか、酸素系等の非塩素系漂白剤の使用について、区別して表示しています。非塩素系の漂白剤が使用可能である場合には、という表示を使うこととされています。

タンブル乾燥記号の新設

家庭で、横ドラム式洗濯機が普及するに伴い、衣類を熱と共に回転(ゆりかご動作を含む)させながら乾燥させる操作(タンブル乾燥、或いはタンブラー乾燥)が増えています。この状況に対応して新設された絵記号が、タンブル乾燥記号です。

タンブル乾燥では、熱と回転により衣類等を短時間で乾燥させます。しかし、型崩れし易い衣服や縮み易い衣服には不向きで、現状でも『タンブル乾燥はお避け下さい』などと付記されているものがあります。今回の絵記号では、タンブル乾燥記号を用意して、機械式の乾燥方式を指定するようになります。記号中の点の数は乾燥温度の目安です(点が多いほど高い温度を示す)。

タンブル乾燥を禁止する衣類等には、の絵記号が表示されます。この場合、吊干しや平干しで乾燥させることになります。

吊干しや平干しの記号も大きく変わり、従来の衣服をイメージする記号から、四角の記号となります。資格の中に縦棒が入った記号が吊干しを表し、横棒が入ると平干しを表します。棒が2本になると濡れた状態で干すことを表すなど、慣れるまでは随分と戸惑いそうです。

商業クリーニング処理記号の充実

洗濯を専門の業者に依頼する場合、従来はドライクリーニングについての記号が用意されていました。新しい『JIS L0001』ではドライクリーニングだけでなく、業者でのウェットクリーニングについても、絵表示を用意しています。ウェットクリーニングとは、『業者による特殊な技術を用いた水洗い及び仕上げ方法』と定義され、今回その表示が義務付けられました。

ドライクリーニングについては、従来の $\textcircled{\text{D}}$ に代わり、 $\textcircled{\text{P}}$ となります。円内のPはすべての溶剤が使用可能であることを表し、Fであれば石油系溶剤のみ使用可を意味します。 $\textcircled{\text{X}}$ はドライクリーニング不可です。

一方、ウェットクリーニングは、 $\textcircled{\text{W}}$ の様丸の中にWを記して表します。 $\textcircled{\text{X}}$ はウェットクリーニング不可です。

今後の切替スケジュール案

『JIS L0001』の制定を受けて、消費者庁ではこの1月に「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案に関する御意見募集」を行っています（意見募集期間：平成27年1月19日～平成27年2月18日）。それらを踏まえて、今後

平成27年3月：改正告示の公布

平成28年12月：改正告示の施行

と進めてゆく予定とのことです。

以上に垣間見たように、洗濯絵記号は『JIS L0001』で大きく変わります。記号が直観的でないため、覚えなおす必要のあるものも多く、また洗濯強度の選び方など、実際の家庭での洗濯と絵記号の対応関係を確認しなければなりません。今後、関連する情報に注意しておく必要があります。

3. 6 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

機関名・所在地	電話番号	対象製品
	受付時間 (土・日・祝日を除く)	
医薬品 P L センター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル 5 階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品 P L 相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階 (一社) 日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30~16:00	化学製品 (食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)
ガス石油機器 P L センター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	ガス石油機器
家電製品 P L センター 〒105-8472 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 5 階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	家電製品
玩具 P L センター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル 5 階 (一社) 日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	玩具
建材 P L 相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 KDX 浜町ビル 5 階 (一社) 日本建材・住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00~17:00 (11:45~12:45を除く)	建材・住宅設備機器
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門 1 丁目森ビル 3 階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30~17:00 (12:00~13:00を除く)	自動車 (二輪自動車、部品用品も含む)
住宅部品 P L 室 〒102-0094 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3 階 (公財) 住宅リフォーム・紛争処理 支援センター内	住宅リフォーム・紛争処理 支援センター ホットライン: 0570-016-100 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	相談は「住宅紛争処理支援センター」 (0570-016-100) 住宅部品のあっせん・調停 (ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、 サッシ、建材等)
消費生活用製品 P L センター 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階 (一財) 製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・ 厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢 者用品、自転車、喫煙具等)
生活用品 P L センター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル 4 階 (一財) 生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 水曜日のみ	生活用品 (家具、ガラス製品、囑託・台所 製品、プラスチック製品、文房具、玩具、 釣具、運道具、装身具、靴、楽器等)
日本化粧品工業連合会 P L 相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45MT ビル 6 階	東日本 03-5472-2532 西日本 06-6941-6996 中日本 052-971-1476 9:00~17:00	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉 剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)
プレジャーボート製品相談室 〒104-0061 東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第二ビル 4 階 (一社) 日本マリン事業協会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウ ォータークラフト、船外機 (機関)、航海機 器、ディーゼルエンジン (機関))
防災製品 P L センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 7 階 (一財) 日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:30~17:30 (12:00~13:00を除く)	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備等の消防用設備・機器、 防災物品・製品、消防用服装装備品、危険 物容器、ガソリン計量機等)

お知らせ

◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・『アクティビティーノート』
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・『化学製品による事故を防ぐために』
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になるとと思われる記事を集めました。
- ・『家庭の化学』
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・『Livingの化学』
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・『“おもしろ化学”の豆知識』
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・『ちょっとためになる化学の話』
知っている友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・『なるほど!ザ・WORD』
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・『記念日の化学』
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・『化学はじめて物語』
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・『暮らしに役立つ法律の話』
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・『化学の目でみる日本の伝統工芸』
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中!

『アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・お申込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

化学製品P L相談センター
平成 26 年度活動報告書

平成 27 年 6 月

編集・発行:化学製品P L相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川 1 - 4 - 1 住友六甲ビル 7 階

TEL. 03 (3297) 2602 FAX. 03 (3297) 2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>